

工場附屬寄宿舎規則施行細則

寄宿職工健康診斷表

所在地  
工場名

計	女	男	人員總數	受診者數	受診者類別		
					罹病者	健康者	健康者

記載心得

本表人員總數欄ニハ職工ハ勿論賄夫等苟モ寄宿舎ニ直接關係アル者ハ凡テ包含セシムヘシ

氏名	生年月日	業務別		病名	發病年月日	診斷醫氏名	診斷年月日	備考
		別	男女					

記載心得

一、本表ハ罹病者ノミ登載スルコト

- 一、業務別ニハ何々職工又ハ何々係ト具體的ニ記入スルコト
- 一、病名欄ニハ脚氣感冒微毒癩疾、胃腸加答兒等ト記入スルコト
- 一、備考欄ニハ特殊ナル參考事項ヲ記入スルコト

工場附屬寄宿舎規則施行細則

土木建築工事場安全及衛生規則

(昭和十二年九月三十日内務省令第四十一號)

第一條 本令ハ勞働者災害扶助法第一條第一項第二號ノ事業ニ之ヲ適用ス

第二條 事業主ハ工事場ニ於ケル危害豫防及衛生ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル安全衛生管理人ヲ選任スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ安全衛生管理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遲滯ナク地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監  
以下之ニ同シ)ニ届出ツヘシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ安全衛生管理人ノ改任ヲ命スルコトヲ得  
安全衛生管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第三條 事業主ハ崩壊ノ虞アル地盤ヲ掘鑿スル場合(下掘スル場合ヲ除ク)ニ於テハ危害豫防ノ爲安全ナル勾配ヲ  
保持スルカ又ハ適當ナル土留ヲ設クヘシ

事業主ハ崩壊ノ虞アル地盤ヲ下掘シ又ハ崩壊ノ虞アル地盤ノ下方ニ於テ作業セシムル場合ニ於テハ左ノ各號ノ  
規定ヲ遵守スヘシ

- 一 十分ナル經驗ヲ有スル監視人ヲ置キ絶エス崩壊ノ危險ヲ監視セシムルコト
- 二 不意ノ崩壊ニ依ル危害ヲ豫防スル爲適時安全ナル方法ニ依リ掘鑿箇所ノ上部ヲ切落スコト
- 三 崩壊ヲ誘致スルノ虞アル雨水、地下水等ノ排水ノ爲適當ナル處置ヲナスコト

第四條 事業主ハ土石ノ崩壊又ハ落下ニ依ル危害ヲ防止スル爲掘鑿箇所ト其ノ下方ニ於ケル積込其ノ他ノ作業箇  
所トノ間ニ安全ナル間隔ヲ置クヘシ但シ工事場狹隘ナル爲己ムヲ得サル場合ニ於テハ監視人ヲ置キ土石ノ崩壊

又ハ落下ノ危害ヲ監視セシムルトキハ此ノ限ニアラス

第五條 事業主ハ落盤ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他ノ落盤防止施設ヲナスヘシ  
掘鑿中落盤ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他坑内支柱ニ必要ナル材料ヲ落盤防止作業場便宜ノ場所ニ豫メ配  
置スヘシ

第六條 事業主落石ニ依ル危害ヲ防止スル爲浮石ノ除去其ノ他適當ナル處置ヲナスヘシ

第七條 事業主ハ物體ノ落下ニ依リ下方ノ勞働者ニ危害ヲ及ホスノ虞アル場合ニ於テハ金網、板圍其ノ他適當ナ  
ル設備ヲナスヘシ但シ己ムヲ得サル場合ニ於テ監視人ヲ置クトキハ此ノ限ニアラス

第八條 事業主ハ建築工事(破壊工事ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ於テ勞働者カ物體ヲ三米以上ノ高所ヨリ投下スルコ  
トヲ禁スヘシ但シ適當ナル投下繩ニ依リ又ハ作業上己ムヲ得サル場合ニ於テ十分ナル警戒ノ下ニ投下スルコト  
ハ此ノ限ニアラス

勞働者ハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外物體ヲ三米以上ノ高所ヨリ投下スルコトヲ得ス

第九條 假設通路ハ堅牢ナル構造トナシ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス  
一 勾配ハ十分ノ六ヨリ急ナラサルモノトシ且其ノ十分ノ三ヨリ急ナルモノニ付テハ踏棧其ノ他適當ナル滑止  
ヲ設ケルコト但シ適當ニ踏段ヲ設ケタルモノ又ハ高サ二米未満ニシテ適當ニ手懸ヲ設ケタルモノニ付テハ十  
分ノ六ヨリ急ナルコトヲ妨ケス

二 墜落ノ虞アル箇所ニハ高サ七十五厘米以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト但シ作業上己ムヲ得サル場合ニ於テ  
ハ必要ナル部分ニ限り臨時取外スコトヲ得

土木建築工事場安全及衛生規則

建築工事ニ使用スル高サ八米以上ノ昇機橋ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用スルノ外七米以内毎ニ距場ヲ設クルコトヲ要ス

第十條 梯子道ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 踏棧ヲ等間隔ニ設クルコト
  - 二 踏棧ト壁トノ間ニ適當ナル間隔ヲ保有セシムルコト
  - 三 轉位防止ノ爲適當ナル處置ヲ爲スコト
  - 四 上端ヲ床ヨリ六十糎以上突出セシムルコト
  - 五 坑内梯子道ニシテ長十五米以上ノモノニ付テハ十米以内毎ニ踏櫓ヲ設クルコト
- 潜函内ノ梯子道等ニシテ己ムヲ得サルモノニ付テハ前項第四號及第五號ノ規定ヲ適用セス

第十一條 足場ハ使用目的ニ應ジ堅牢ナル構造ト爲スヘシ

足場板ハ二箇所以上ニ於テ之ヲ梁、柱、腕木等ニ堅固ニ取附クヘシ但シ頻繁ニ移動セシムルモノニシテ安全ニ架渡セルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 事業主ハ建築工事ニ使用スル足場ニ付テハ前條ノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 高二米以上ノモノノ足場板ハ幅二十一糎以上厚サ三・五糎以上ノモノトスルコト
- 二 高六米以上ノモノノ建築作業ニハ充分ナル經驗ヲ有スル者ヲ從事センムルコト

第十三條 事業主ハ建築工事ニ使用スル側足場ニ付テハ前二條ノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 建地ノ間隔ハ二米五十糎以下トシ地上第一ノ布ハ三米以下ノ位置ニ設クルコト但シ作業上己ムヲ得サル場

合ニ於テ適當ニ補強シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 二 建地ノ脚部ヲ確實ニ固定スルコト
- 三 腕木ノ間隔ハ一米五十糎以下トスルコト
- 四 建地ノ接手ハ重合接手ニ在リテハ接續部ニ於テ一米以上ヲ重ネ且二箇所以上ニ於テ緊縛シ突合接手ニ在リテハ適當ナル構造ヲ有スル二本組ノ建地又ハ適當ナル構造ヲ有スル「カッブリング」ヲ使用シ「ボールト」等ニテ締附クル鐵管製建地ヲ除クノ外長一米八十糎以上ノ添木ヲ用ヒ且四箇所以上ニ於テ緊縛スルコト
- 五 建地、布、腕木等ノ交叉部及接續部ハ金具、鐵線等ノ金屬製材料ニテ堅固ニ緊縛スルコト但シ足場ノ使用期間三月ヲ超エサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 六 適當ナル筋違ヲ以テ補強スルコト
- 七 建設物ニ堅固ニ取附クルカ又ハ控柱ヲ設クルコト
- 八 高二米以上ノ作業床ハ幅四十二糎以上トシ足場板ノ間隔ヲ三糎以下トスルコト
- 九 高二米以上ノ作業床ニ付テハ高七十五糎以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト但シ作業上己ムヲ得サルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 事業主ハ建築工事ニ使用スル吊足場ニ付テハ第十一條及第十二條(第一號ヲ除ク)ノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 安全荷重ヲ超エテ負荷セサルコト
  - 二 前號ノ安全荷重ハ懸垂用鋼索ノ切斷荷重ノ十分ノ一以下トシ且突梁及足場桁 安全係數カ五以上トナルヤ
- 土木建築工事場安全及衛生規則

ウ之ヲ定ムルコト

- 三 作業床ハ三米以内毎ニ金屬製ノ突梁、足場桁及懸垂用鋼索ヲ以テ堅固ニ之ヲ支持スルコト
  - 四 懸垂用鋼索ハ三十糎ノ長ノ間ニ於テ全鋼線數ノ一割以上ノ鋼線カ切斷セルモノヲ使用セサルコト
  - 五 懸垂裝置ニハ確實ナル齒止ヲ設クルコト
  - 六 作業床ハ幅九十糎以上トシ幅三十糎以上、厚五糎以上ノ板ヲ間隙ナク敷キ詰メタルモノトシ且建設物トノ間隔ヲ成ルヘク少クスルコト
  - 七 高七十五糎以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト
  - 八 動搖及轉位ヲ防止スル爲適當ナル處置ヲ爲スコト
  - 九 乗降ノ爲己ムヲ得サル場合ヲ除クノ外他ノ足場、脚立、梯子等支持臺ト爲ササルコト
- 前項ノ規定ハ第三號乃至第七號ヲ除ク外輕易吊足場ニ付之ヲ準用ス
- 第十五條 事業主ハ堅坑ノ坑口、作業床ノ開口部其ノ他墜落ノ虞アル箇所ニハ蓋、柵圍其ノ他ノ墜落防止施設ヲ爲スヘシ
- 第十六條 事業主ハ堅坑内、四十度以上ノ斜面又ハ架空索道ノ支柱上等ニシテ墜落ノ虞アル場所ニ於テ労働者ヲ作業セシムル場合ニ於テハ腰綱ヲ使用セシムル等適當ナル墜落防止方法ヲ講スヘシ但シ作業上己ムヲ得サルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十七條 事業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外起重機其ノ他ノ起重機及ヒ架空索道ニ労働者ヲ搭乘セシムルコトヲ得ス但シ注油、検査、修繕等作業上己ムヲ得サルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 昇降機(昇降路ナキモノヲ除ク)
  - 二 昇降路ナキ昇降機ニシテ揚程六米未満ノモノ又ハ堅坑ノ掘鑿ニ使用スルモノ
  - 三 索道事業規則ニ於テ規定スル第一種索道ニ準スルモノ
- 第十八條 事業主ハ労働者ノ搭乘スルコトアルヘキ昇降機ニ付左ノ各號(前條第二號ノモノニ付テハ第三號、第八號及第九號ヲ除ク)ノ規定ヲ遵守スヘシ
- 一 安全荷重ヲ標記シ置クコト
  - 二 前號ノ安全荷重ハ捲揚用鋼索ノ切斷荷重ノ十分ノ一以下トシ且昇降機及昇降路ノ安全係數カ五以上トナルヤウ定ムルコト
  - 三 捲揚用鋼索及昇降機ヲ支持スル附屬金具カ切斷又ハ破壊シタル場合等ニ於テ昇降機ノ落下ヲ防止スヘキ安全裝置ヲ設クルコト
  - 四 捲揚用鋼索、牽引用鋼索及支鋼索ハ三十糎ノ長ノ間ニ於テ全鋼線數ノ一割以上ノ鋼線カ切斷セルモノヲ使用セサルコト
  - 五 適當ナル制動設置ヲ設クルコト
  - 六 人聲ヲ以テ合圖シ得ル場合ヲ除クノ外適當ナル信號裝置ヲ設クルコト
  - 七 昇降機ニハ適當ナル天井、床及周壁ヲ設クルコト但シ上方ヨリ物體ノ落下スルノ虞ナキトキハ天井ハ之ヲ設ケサルコトヲ得
  - 八 昇降路ハ其ノ動搖ヲ防止スル爲之ヲ建設物ニ固定セシムルカ又ハ適當ナル支梁若ハ支鋼索ヲ以テ堅固ニ之
- 土木建築工事場安全及衛生規則

ヲ支持スルコト

九 昇降機ニ通スル昇降路ノ出入口ニハ扉其ノ他ノ危害豫防施設ヲ爲スコト

第十九條 事業主ハ労働者ノ搭乘スルコトアルヘキ斜面軌道捲揚装置ニ付前條第一號、第二號前段及第四號乃至第六號ノ規定ヲ遵守スヘシ

第二十條 事業主ハ捲揚装置(斜面軌道捲揚装置及昇降機、起重機其ノ他ノ揚重機ヲ含ム以下之ニ同シ)ニシテ材料ノ捲揚運搬ニ専用スルモノニ付テハ第十八條第一號及第四號乃至第六號並ニ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一 安全荷重ハ捲揚用鋼索又ハ牽引用鋼索ノ切断荷重ノ六分ノ一以下トシ且昇降路、架大、柱及腕ノ安全係數カ五以上トナル様之ヲ定ムルコト

二 労働者ノ搭乘ヲ禁止スル旨掲示スルコト

三 捲揚能力二噸以上又ハ支柱ノ高サ六米以上ノ「ガイデリック」ノ支柱ニハ六本以上ノ支鋼索ヲ適當ナル間隔ヲ以テ設クルコト

四 「三脚」「デリック」又ハ二本構「デリック」等ハ腕ノ使用極大半径ニテ最大荷重ヲ捲揚スルモ轉倒又ハ倒壊スルノ虞ナキ構造トナスコト

五 「コンクリート」昇降機ノ昇降路ハ高サ十五米以内毎ニ之ヲ建設物ニ固定セシムルカ又ハ四本以上ノ支鋼索ヲ設クル等堅固ニ之ヲ支持スルコト

六 支鋼索ニ付テハ左ノ規定ニ依ルコト

イ 適當ナル強度ヲ有スルモノヲ使用スルコト

ロ 水平面トノ角度ヲ六十度以内トスルコト但シ止ムル得サル場合ニ於テハ支鋼索ノ數ヲ増加スル等適當ナル補強方法ヲ構シタルトキハ此ノ限ニアラス

ハ 「ターンバックル」、「ロープシンブル」及「ロープクリップ」等ヲ以テ緊張スルコト  
ニ 確實ナル控坑、鐵骨等ニ堅固ニ取付クルコト

第二十一條 事業主ハ捲揚装置ニ依ル運搬作業ニ従事スル者ヲシテ安全荷重ヲ超エテ負荷セシムルコトヲ得ス但シ己ムヲ得サル場合ニ於テ當該捲揚装置ニ關シ十分ナル知識ヲ有スル係員ノ監視ノ下ニ其ノ支障ナシト認メタル限度ニ於テ安全荷重ヲ超過スルコトヲ妨ケス

捲揚装置ニ依ル運搬作業ニ従事スル者ハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外安全荷重ヲ超エテ負荷スルコトヲ得ス

第二十二條 事業主ハ動力ニ依リ運轉スル工用機械(架空索道、捲揚装置、杭打機、「コンクリート」混合機、空氣壓縮機等)イフ以下之ニ同シ)ノ運轉手ヲ指定シ其ノ氏名ヲ運轉箇所ニ掲示シ置クヘシ

第二十三條 事業主ハ原動機、工用機械其ノ他ノ機械設備ノ危害ヲ生スルノ虞アル部分ニハ適當ナル柵圍又ハ安全装置ヲ設クヘシ但シ作業上止ムヲ得サルトキハ此ノ限ニアラス

第二十四條 事業主ハ運搬ニ車輛ヲ使用スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 適當ナル制動装置ヲ備フルコト但シ専ラ平坦ナル場所ヲ緩行スルモノニ付テハ此ノ限ニアラス
- 二 駐車セル車輛カ逸走スルノ虞アル場合ニハ適當ナル逸走防止装置ヲ設クルコト
- 三 墜落ノ虞アル軌道及車道ノ末端ニハ適當ナル車輛墜落防止装置ヲ設クルコト
- 四 軌道ハ車輛ノ脱線又ハ轉覆ノ虞レナキ様常ニ安全ニ維持スルコト

土木建築工事場安全及衛生規則

土木建築工事場安全及衛生規則

二〇〇

- 五 手押運搬車輛ノ軌道ニ付テハ左ノ條件ヲ具備セシムルコト  
イ 勾配ハ十分ノ一ヨリ急ナラサルコト  
ロ 十五分ノ一ヨリ急ナル勾配ノ箇所及其ノ下方二十米以内ニ於ケル曲線半徑ハ軌間ノ十五倍以下ナラサルコト
  - 六 軌道ヲ設ケタル坑道ニシテ労働者ノ通行スルモノニハ適當ナル間隔ヲ置キ回避所ヲ設クルコト但シ軌道ノ傍側ニ相當ノ餘地ヲ存シ車輛ニ接觸スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニアラス
- 第二十五條** 火藥又ハ爆藥ヲ取扱フ者ハ左ノ各號ノ規定ニ遵守スヘシ
- 一 「ダイナマイト」其ノ他ノ「ニトログリセリン」爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火氣ニ接近セシメ又ハ直接蒸汽ニ接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解セサルコト
  - 二 火藥又ハ爆藥ヲ裝填スルニハ鐵製具ヲ使用セサルコト
  - 三 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シ完全ニ避難セシメタル後ニ非サレハ之ヲ爲ササルコト
  - 四 點火後爆發セサルトキハ電氣點火法ニ依リタル場合ハ發破母線ヲ點火器ヨリ取離シタル後、其他ノ方法ニ依リタル場合ハ少クトモ十五分ヲ經過シタル後ニ非サレハ發破箇所ニ近寄り又ハ附近ノ者ニ近寄ラシメサルコト
  - 五 裝藥カ不發ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受ケ不意ニ爆發ノ虞ナカラシムル爲注水其ノ他適當ナル處置ヲ爲スコト
- 第二十六條** 事業主ハ發破ノ際労働者カ危害ノ虞ナキ遠距離ニ避難シ得ル場合ヲ除クノ外前面及上部ヲ堅固ニ防

護セル避難所ヲ設クヘシ

- 第二十七條** 事業主ハ電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔接又ハ接斷ノ作業ニ關シテハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ
- 一 電氣熔接機ト電極棒トヲ連絡スル導線ハ確實ナル絕緣材料ヲ以テ被覆シ且水分ニ對シ十分防護スルコト
  - 二 「アセチレン」瓦斯發生機ニハ適當ナル逆火防止裝置ヲ設クルコト
  - 三 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ充填シタル容器ハ危害ヲ生スルノ虞アル場所ニ之ヲ置カサルコト
- 第二十八條** 事業主ハ可燃性瓦斯ノ存シ又ハ存スルノ虞アル坑内作業場ニ付左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ
- 一 毎日可燃性瓦斯ノ含有率ヲ検査スルコト
  - 二 可燃性瓦斯ノ存スル坑内作業場ニ於テハ發破其ノ他作業上己ムヲ得サル場合ヲ除クノ外火氣ヲ使用セシメサルコト
  - 三 可燃性瓦斯ノ含有率百分ノ二以上ノ場合ニ於テハ労働者ヲ作業セシメサルコト
- 労働者ハ前項第二號ノ坑内作業場ニ於テハ發破其ノ他作業上己ムヲ得サル場合ヲ除クノ外火氣ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第二十九條** 事業主ハ高氣壓（「ゲージ」壓力一疋平方糎以上）内ノ作業ニ關シテハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ
- 一 醫師ノ診斷ニ依リ作業ニ適セスト認メラレタル者ヲ從事セシメサルコト
  - 二 労働者ヲ一日ニ付二回ヲ超エテ作業セシメサルコト
  - 三 労働者ノ出入ノ爲ニスル氣閉内ノ加壓及減壓ハ徐々ニ之ヲ行フコト
  - 四 一回ノ作業時間（前號ノ加壓及減壓ノ時間ヲ除ク）及前號ノ減壓時間ハ左表ニ依ルコト
- 土木建築工事場安全及衛生規則

二〇一

「ゲージ」 壓力	一回ノ作業時間	減壓ノ時間
一・六庇平方糶以下	三時間四十分以内	十五分以上
二・二庇平方糶以下	三時間以内	二十分以上
二・六庇平方糶以下	二時間以内	三十分以上
三庇平方糶以下	一時間以内	四十五分以上
三庇平方糶ヲ超ユルトキ	四十五分以内	一時間以上

- 五 労働者一人ニ付一時間四十立方米以上ノ割合ヲ以テ新鮮ナル空氣ヲ送給スルコト
- 六 氣閘ノ扉ノ開閉ノ爲十分ナル經驗ヲ有スル氣關係ヲ置クコト
- 七 再壓治療函ヲ設ケ其ノ取扱ニ付十分ナル知識ヲ有スル係員ヲ置クコト
- 八 高氣壓内ノ作業ニ因ル疾病ノ治療ニ當ラシムル爲適當ナル醫師ヲ囑託シ置クコト
- 九 「ゲージ」壓力三庇平方糶以上ナルトキハ十分ナル經驗ヲ有スル醫師ヲ置キ其ノ指揮監督ノ下ニ作業ヲ行ハシムルコト
- 第三十條 事業主ハ前各條ニ定ムルモノノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ
- 一 作業場ハ適當ニ之ヲ照明スルコト

- 二 送電線、瓦斯管等カ危害ヲ生スルノ虞アルトキハ適當ナル危害豫防方法ヲ講スルコト
- 三 隧道ノ掘鑿作業ニ在リテハ水、瓦斯等ノ噴出ニ因リ危害ヲ生スルノ虞アル箇所ニ付先遣鑽孔ノ穿鑿其ノ他適當ナル處置ヲ爲スコト
- 四 著シク粉塵ヲ飛散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水其ノ他ノ粉塵防止施設ヲ爲スコト但シ己ムヲ得サルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 五 前號但書ノ場合又ハ有害光線ニ曝露スル作業若ハ石片飛末ノ虞アル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ之ニ從事スル労働者ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フルコト
- 六 工用材料又ハ現場發生物ハ之ヲ安全ニ堆積又ハ整理スルコト
- 七 換氣不良ナルカ又ハ有害瓦斯ノ存スル作業場ニハ衛生上必要ナル分量ノ新鮮ナル空氣ヲ送給スル等適當ナル處置ヲ爲スコト
- 八 建築工事ニ在リテハ火氣ヲ使用スル場所ヲ一定シ労働者カ濫ニ當該場所以外ニ於テ火氣ヲ使用スルコトヲ禁止スルコト
- 九 水上作業ニ在リテハ浮袋其ノ他ノ救命具ヲ適當ナル箇所ニ備フルコト
- 労働者ハ前項第五號ノ場合ニ於テハ保護具ヲ使用スルコトヲ要ス
- 第三十一條 事業主ハ工事場ノ安全ニ關スル事項ヲ掌ラシムル爲安全委員ヲ選任シ左ノ各號ノ規定ヲ遵守セシメ
- 一 每日掘鑿箇所、軌道其ノ他危害ヲ生スルノ虞アル場所ヲ巡視シ土石ノ崩壞又ハ落下、車輛ノ脱線又ハ轉覆
- 土木建築工事場安全及衛生規則

土木建築工事場安全及衛生規則

二〇四

其ノ他ノ危険ノ有無ヲ検査スルコト

二 毎日工事用機械ノ磨滅、損傷又ハ轉位シ易キ部分ヲ検査スルコト

三 毎月二回以上通路及足場ヲ検査スルコト

事業主ハ安全日誌ヲ作製シ前項ノ規定ニ依リ爲サシメタル事項其ノ他危害豫防及衛生ニ關シ爲シタル事項ヲ記載スヘシ

第三十二條 地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外労働者ノ安全及衛生ノ爲必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第三十三條 事業主又ハ安全衛生管理人ハ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十四條 事業主未成年若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス

第三十五條 事業主又ハ安全衛生管理人ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者カ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十六條 本令中安全衛生管理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スヘキ罰則ハ國、道府縣、市町村其ノ他ニ準スヘキモノニ之ヲ適用セス

第三十七條 第二十一條第二項、第二十五條又ハ第二十八條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ

科料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條、第九條、第十條第一項、第十二條、第十三條、第十四條、第十八條乃至第二十一條、第二十三條及第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間（本令施行ノ際現ニ存スル工事場ニシテ本令施行後一年ヲ經過スルモ工事終了セサルモノニ付テハ其ノ終了ニ至ル迄）之ヲ適用セス

煙突火竈取締規則

(大正十五年九月十四日縣令第一三六號)

第一條 營業用ニ供スル煙突火竈(矮小ナル土樋煙突ノ如キハ之ヲ除ク)ヲ建設セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ

所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ改造變更セムトスルトキ亦同シ

一 建設地ノ都市町村番地

二 構造仕様書及圖面(二十分ノ一)

三 周圍百メートル以内ノ見取圖

四 營業ノ種類

五 落成期日

六 他人ノ所有地ニ係ルトキハ所有者又ハ管理者ノ承諾書

第二條 煙突火竈ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 煙突ハ煉瓦、金屬板其ノ他不燃質物ヲ以テ堅牢ニ築造シ高サハ地上ヨリ一〇メートル以上トシ屋根ヲ貫出スルモノハ屋根上三メートル以上突出セシメ其頂部ニ適當ノ掃除器ヲ設クルコト

但シ土地ノ狀況ニ依リ前項ノ制限ヲ酌量シテ許可スルコトアルヘシ

二 煙突ニ接シタル部分ハ總テ不燃質物ヲ用ヒ、尙屋根ノ周圍三、五メートル以内ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ

三 火焚場ノ周圍及床ハ石材煉瓦漆喰等總テ不燃質物ヲ以テ築造シ天井ノ高サハ地盤ヨリ二、五メートル以上

トスヘシ

所轄警察署ニ於テ危害豫防上必要アリト認ムルトキハ前各號ノ外適當ナル設備ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 第一條ノ許可ヲ受ケ工事落成シタルトキハ所轄警察署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ其ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第四條 煙突火竈ニシテ(本則ノ適用ヲ受ケサル矮小ナル煙突ヲ含ム)危險其他公害アリト認ムルトキハ所轄警察署ニ於テ之カ改造修理若クハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 煙突火竈ハ毎月一回以上掃除ヲ爲スヲ要ス掃除日ハ豫メ所轄警察署ニ届出ツヘシ

所轄警察署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時煙突ノ掃除ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 煙突火竈ノ使用ヲ廢止シ又ハ之ヲ撤廢シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第七條 第一條、第三條、第五條第一項第六條ニ違反シ又ハ第四條及第五條第二項ノ命ニ從ハサルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第八條 營業用ニ非サルモノト雖藪ノ乾燥ノ爲ニスル火竈ニ付テハ本則ノ規定ヲ準用ス

附 則

第九條 既設ノ煙突火竈ニシテ本則第二條ニ抵触スルモノハ本則施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ所轄警察署ノ許可ヲ受ケ之カ改造ヲ爲スヘシ

第十條 明治三十年五月縣令第五十一號煙突火竈取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法

(大正十一年四月十一日法律第三十一號)

第一條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造、貯藏又ハ販賣ノ業ヲ爲サムトスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

相續又ハ法人ノ合併ニ因リ前項ノ業ヲ繼承スル場合ハ前項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二條 行政官廳ハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造、貯藏又ハ販賣ノ業ヲ爲ス者カ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ安寧秩序ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ停止シ若ハ制限スルコトヲ得

第三條 行政官廳ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ壓縮瓦斯液化瓦斯若ハ其ノ容器ノ製造所、貯藏所其ノ他之ヲ收藏スルノ疑アル場所ニ臨檢シ又ハ壓縮瓦斯液化瓦斯及其ノ容器並之ヲ收藏スルノ疑アル物件若ハ事業上ノ帳簿其ノ他ノ書類ヲ検査セシムルコトヲ得

行政官廳ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル數量ニ限り當該官吏ヲシテ壓縮瓦斯液化瓦斯又ハ其ノ容器ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

行政官廳ハ危害豫防又ハ衛生ノ爲壓縮瓦斯液化瓦斯ノ製造所、貯藏所ノ改築若ハ修繕ヲ命シ又ハ壓縮瓦斯液化瓦斯若ハ其ノ容器ニ關シ若ハ其ノ貯藏、運搬其ノ他ノ取扱ニ關シ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 行政官廳ハ保安上必要アリト認ムルトキハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ授受、運搬又ハ携帶ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ假領置ヲ爲スコトヲ得

第五條 左ノ事項ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

一 本法ヲ適用セサル壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ範圍

二 壓縮瓦斯液化瓦斯及其ノ容器ノ製造、貯藏、販賣、授受、使用、運搬其ノ他ノ取扱

第六條 第一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第四條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 第三條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ第三條若ハ第四條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタル者又ハ其ノ執行ニ際シ當該官吏ノ詰問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 壓縮瓦斯液化瓦斯又ハ其ノ容器ノ製造、貯藏、販賣又ハ運搬ノ業ヲ爲ス者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ其キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 壓縮瓦斯液化瓦斯又ハ其ノ容器ノ製造、貯藏、販賣又ハ運搬ノ業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業員カ其ノ業ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第十一條 前二條ノ場合ニ於テハ罰金、料料又ハ沒收以外ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法

二一〇

第十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ付之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行期日ノ件

(大正十二年四月十二日勅令第一百七十七號)

朕壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法ハ大正十二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行期日ノ件

一一一

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

(昭和十一年七月二十日内務省令第二十三號)

第一章 總則

則

第一條 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法ハ攝氏三十五度ニ於テ十氣壓以上ノ壓力ヲ有スル壓縮瓦斯攝氏十五度ニ於テ二氣壓以上ノ壓力ヲ有スル壓縮アセチレン瓦斯及總テノ液化瓦斯ニ之ヲ適用ス

第二條 本令ニ於ケル瓦斯容積ハ溫度攝氏零度氣壓七百六十ミリメートルノ狀態ニ換算シタル容積トス

第三條 壓縮瓦斯及液化瓦斯ノ容器ヲ分チテ左ノ三種トス

大容器 内容積五百リットル(鹽素瓦斯ヲ充填スルモノニ在リテハ四百リットル)以上ノモノ

中容器 内容積五リットルヲ超エ五百リットル(鹽素瓦斯ヲ充填スルモノニ在リテハ四百リットル)ニ滿タサルモノ

小容器 内容積〇・一リットル以上五リットル以下ノモノ

第二章 製造、貯藏、販賣

第四條 一日ニ付三立方メートル以上ノ瓦斯ヲ壓縮シ又ハ液化スル業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ製造所所在地ノ地方長官(東京ニ在リテハ警視總監以下ニ同シ)ニ申請スヘシ但シ第四號ト、チ、第六號及第七號ノ事項ニシテ申請ノ際未定ナルモノハ其ノ旨記載シ決定ノ上提出スルヲ妨ケス

一 住所、氏名、生年月日及職業(法人ニ在リテハ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ住所氏名以下之ニ同シ)

二 製造ノ目的、瓦斯ノ種類及名稱、作業ノ工程並ニ一日内ニ製造スヘキ最大數量

三 製造所ノ位置及附近ノ狀況(圖面ヲ添附スルコト)

四 製造所ノ設備

イ 全體ノ配置圖

ロ 作業室ノ構造及設備(圖面ヲ添附スルコト)

ハ 壓縮機ノ種類、型式、構造(回轉數、ピストン行程、氣箱内徑、段數)、能力(各段ノ壓力、毎時壓縮量)

ニ 製作所名、製作年月及經歷(壓縮機ノ圖面ヲ添附スルコト)

ニ 瓦斯分離裝置、電槽及其ノ他ノ設備ヲ表ハシタル圖面

ホ 壓力計ノ型式、目盛及筒數

ヘ 瓦斯メートルノ型式及筒數

ト 耐壓試驗裝置ノ構造、能力及臺數

チ 瓦斯分析裝置及其ノ筒數、分析方法及並ニ分析瓦斯採取筒所

リ 瓦斯溜ノ型式、構造、容量及外部ノ塗裝

ヌ 充填シタル容器ノ貯藏室、貯藏方法及最大貯藏數量

五 原料ノ種類、貯藏方法及最大貯藏數量

六 作業主任者ノ氏名及履歷

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二一四

七 職工其ノ他ノ勞務者ノ最大員數及其ノ取締ニ關スル規程

第五條 百立方メートル以上ノ壓縮瓦斯又ハ千キログラム以上ノ液化瓦斯（壓縮瓦斯ト液化瓦斯トヲ共ニ貯藏スル場合ハ壓縮瓦斯一立方メートルヲ液化瓦斯十キログラムト看做ス以下之ニ同シ）ヲ貯藏セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ貯藏所所在地ノ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 住所、氏名、生年月日及職業
- 二 貯藏所ノ位置、設備及附近ノ狀況
- 三 貯藏スヘキ瓦斯ノ種類、名稱、最大數量及貯藏方法

第六條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ販賣ヲ爲サントスル者ハ第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外左ノ事項ヲ具シ販賣所所在地ノ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 住所、氏名、生年月日及職業
- 二 販賣スヘキ瓦斯ノ種類及名稱
- 三 販賣所、貯藏室及詰替所ノ位置、設備及附近ノ狀況
- 四 貯藏スヘキ瓦斯ノ種類、名稱、最大數量及貯藏方法

壓縮酸素瓦斯ノ販賣ノ業ヲ爲サントスル場合ニシテ其ノ貯藏數量五立方メートルヲ超エサルトキハ前項各號ノ事項ヲ具シ販賣所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ其ノ具シタル事項ヲ變更シ又ハ其ノ業ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第七條 前三條ノ規定ニ依リ申請書ニ具シタル事項ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ住所

氏名、職業、第四條第一項第四號ホ、ヘ又ハ同項第七號ノ事項ニ付テハ其ノ變更ノ日ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

前三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者其ノ業ヲ開始シ若ハ廢止シ又ハ一月以上休止セントスルトキハ地方長官ニ届出ツヘシ

第八條 第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル業ヲ相續又ハ法人ノ合併ニ因リ繼承シタルトキハ二十日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル業ヲ讓渡セントスルトキハ關係者連署ノ上地方長官ニ申請スヘシ

第三章 作業主任者

第九條 一日ニ付三立方メートル以上ノ瓦斯ヲ壓縮シ又ハ液化スル製造所ニハ作業主任者トシテ化學主任者免狀ヲ有スル者及機械主任者免狀ヲ有スル者ヲ置クヘシ但シ製氷又ハ冷凍ノ爲瓦斯ヲ壓縮シ又ハ液化スル製造所ニ在リテハ化學主任者免狀ヲ有スル者ヲ、壓縮機ヲ使用セスシテ瓦斯ヲ液化スル製造所ニ在リテハ機械主任者免狀ヲ有スル者ヲ置カサルコトヲ得

第十條 前條ノ化學主任者免狀及機械主任者免狀ハ左ノ通トス

甲種化學主任者免狀

總テノ製造所ニ於テ作業主任者タルコトヲ得

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二一五

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

乙種化學主任者免狀

特定瓦斯ノ製造所ニ於テ作業主任タルコトヲ得

甲種機械主任者免狀

總テノ製造所ニ於テ作業主任者タルコトヲ得

乙種機械主任者免狀

一 時間ニ付千立方メートル以下ノ瓦斯ヲ攝氏三十五度ニ於テ二百氣壓以下ニ壓縮スル製造所ニ於テ作業主任タルコトヲ得

丙種機械主任者免狀

製氷又ハ冷凍ノ爲瓦斯ヲ壓縮シ又ハ液化スル製造所ニ於テ作業主任者タルコトヲ得

第十一條

化學主任者免狀及機械主任者免狀ハ左ノ資格ヲ有シ且壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法令ノ知識ヲ有スル者ニ就キ本人ノ申請ニ依リ内務大臣詮衡ノ上之ヲ交付ス

甲種化學主任者免狀

一 高等工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ應用化學ニ關スル學科ヲ專修シタル卒業者ニシテ一年以上壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯製造ノ作業ニ從事シタル者

乙種化學主任者免狀

一 工業學校(尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資

格トスル修業年限三年ノモノ)又ハ之ト同等以上ノ學校ノ應用化學ニ關スル學科ヲ專修シタル卒業者ニシテ

一年以上壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯製造ノ作業ニ從事シタル者

二 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯製造ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スル者

甲種機械主任者免狀

一 高等工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械ニ關スル學科ヲ專修シタル卒業者ニシテ一年以上瓦斯取扱ノ作業ニ從事シタル者

二 壓縮機取扱ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スル者

乙種機械主任者免狀

一 工業學校(尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノモノ)又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械ニ關スル學科ヲ專修シタル卒業者ニシテ一年以上

上壓縮機取扱ノ作業ニ從事シタル者

二 壓縮機取扱ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スル者

丙種機械主任者免狀

製氷又ハ冷凍用ノ壓縮機取扱ノ作業ニ六月以上從事シタル者

前項ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル免狀ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ再交付ヲ申請スルコトヲ得

前二項ノ申請ハ申請者ノ住所地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

内務大臣保安上必要アリト認ムルトキハ免狀ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

第十二條 地方長官保安上必要アリト認ムルトキハ作業主任者ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四章 作業上ノ制限

第十三條 第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ設備ニ付検査ヲ受ケ合格スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十四條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造業者容器ニ瓦斯ヲ充填シタルトキハ製造所ニ於テ其ノ都度別記第一號様式ニ依ル充填日誌ニ所定ノ事項ヲ記録スヘシ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ詰替ハ之ヲ充填ト看做ス  
壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造業者瓦斯ノ授受ヲ爲シタルトキハ製造所ニ於テ其ノ都度別記第二號様式ニ依ル容器臺帳ニ所定ノ事項ヲ記録スヘシ

第十五條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ貯藏者、輸入者又ハ販賣業者瓦斯ノ授受ヲ爲シタルトキハ其ノ都度別記第三號様式ニ依ル取引簿ニ所定ノ事項ヲ記録スヘシ但シ販賣業者ニシテ製造業者ヲ兼ヌル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造所ノ構造及設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ第四號第五號及第十號ノ制限ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
一 製造所ノ境界ニハ適當ナル圍墻ヲ構設シ且見易キ場所ニ製造所ノ標示ヲ爲スコト  
二 可燃性又ハ不燃性ノ瓦斯ヲ製造シ又ハ其ノ壓縮、液化若ハ充填ヲ爲ス作業室並ニ其ノ瓦斯及引火又ハ發火ノ虞アル原料ノ貯藏室ハ不燃性材料ヲ以テ築造シ其ノ照明裝置ハ電燈ヲ用ヒ且外部見易キ場所ニ火氣ニ對スル警戒標示ヲ爲スコト

三 毒性瓦斯發散ノ虞アル作業室及貯藏室ハ換氣ヲ完全ニシ且發散瓦斯ノ排氣又ハ吸收裝置ヲ爲スコト

四 五立方メートル以上ノ瓦斯ヲ常時收納スル瓦斯溜ハ鐵材ヲ用ヒ氣密ニ構造シ瓦斯放出裝置ヲ施シ可燃性瓦斯溜ニ在リテハ赤色ノ塗料ヲ、不燃性又ハ不燃性瓦斯溜ニ在リテハ黑色ノ塗料ヲ其ノ外部ニ塗布シ且可燃性瓦斯溜ノ出口ニハ逆火ヲ防止スルニ足ル安全裝置ヲ施スコト

五 瓦斯壓縮機ト瓦斯ヲ容器ニ充填スル場所トノ間ニハ高さ二・五メートル以上厚サ十センチメートル以上ノ煉瓦壁又ハ之ニ相當スル強サヲ有スル障壁ヲ設クルコト

六 アセチレン瓦斯ヲ發生セシメ又ハ之ヲ溶解セシムル爲ニ使用スル機械器具ノアセチレン瓦斯ニ接觸スル部分ニハ銅ヲ使用セサルコト

七 水ノ電氣分解ニ依ル酸素又ハ水素ノ製造ニ要スル發電機、開閉器、抵抗器其ノ他火花ヲ發シ又ハ赤熱スルノ虞アル器具ノ類ハ電槽室又ハ壓縮機室以外ノ場所ニ之ヲ設置シ其ノ電路ニハ電槽ニ生スル逆電流ニ依リ發電機磁極ノ逆變ヲ防クヘキ適當ノ自動裝置ヲ爲スコト

八 可燃性瓦斯ノ發生室及壓縮機室ニ電氣裝置ヲ爲ス場合ニハ發火ヲ誘致スルノ危險ヲ防止スルニ必要ナル設備ヲ爲スコト

九 瓦斯ノ貯藏、壓縮、液化、充填、耐壓試驗等ニ使用スル溫度計、瓦斯メートル又ハ壓力計ハ度量衡法第八條ノ規定ニ抵觸セサルモノヲ使用シ且壓力計ハ常用壓力ノ一倍半以上二倍以下ノ最高目盛アルモノヲ使用スルコト

十 製造所内ノ機械、裝置及導管ニシテ常用壓力十氣壓以上ノモノハ毎年一回以上其ノ常用壓力ニ其ノ二分ノ壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二一〇

- 一 以上ヲ加ヘタル壓力ヲ以テスル耐壓試驗ヲ行ヒタルモノナルコト
- 前項第九號ノ壓力計ハ別ニ標準壓力計ニ箇以上ヲ備ヘ之ニ據リ毎月一回以上其ノ機能ヲ試驗スヘシ
- 前項ノ標準壓力計ニ付テハ毎年一回以上中央度量衡檢定所ノ比較檢査ヲ受ケ且其ノ檢査成績書ノ交付ヲ受クヘシ但シ地方長官ノ檢査ニ合格シタル壓力計試驗機ニ依リ毎月一回以上試驗ヲ行ヒ其ノ誤差度量衡法施行令第十條ニ規定シタル公差ノ二分ノ一ヲ超エサルモノヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 前項但書ノ壓力計試驗機ノ分銅ニ付テハ五年ニ一回中央度量衡檢定所ノ比較檢査ヲ受クヘシ
- 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯、詰替所ノ構造及設備ニ付テハ第一號第二號及第三號ノ規定ヲ準用ス
- 第十七條 瓦斯ノ壓縮又ハ液化作業ニ關シテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 作業著手前分拆ヲ行ヒ可燃性瓦斯中ニ酸素容量ニパーセント以上、酸素瓦斯中ニ可燃性瓦斯容量ニパーセント以上ヲ含有スルモノハ壓縮セサルコト

二 水ノ電氣分解ニ依リ酸素又ハ水素ヲ製造スルトキハ電槽ヨリ出ツル瓦斯及精製裝置通過直後ノ瓦斯、他ノ製造方法ニ依リ水素其ノ他ノ可燃性瓦斯ヲ製造スルトキハ其ノ製造裝置ヨリ出ツル瓦斯及精製裝置通過直後ノ瓦斯ニ就キ一時間毎ニ分拆ヲ行ヒ其ノ收納シタル瓦斯溜ノ瓦斯ハ瓦斯溜ノ出口ニ近キモノニ就キ一日二回以上分拆ヲ行ヒ其ノ成績ハ分拆者名ト共ニ之ヲ記録スルコト

三 酸化性ヲ有スル瓦斯ノ壓縮機ノ内部潤滑劑ニハ油、脂肪又ハ濃厚ナル「グリセリン」ヲ使用セサルコト

四 作業室内ノ機械、裝置、導管等ノ内部ニ異物ノ蓄積ナカラシムルコト

第十八條 第十六條第一項第二號及第三號ノ規定ハ製造所以外ノ場所ニ於ケル二十立方メートル以上ノ壓縮瓦斯

又ハ二百キログラム以上ノ液化瓦斯ノ貯藏室又ハ貯藏所ニ之ヲ準用ス前項ノ貯藏室又ハ貯藏所ニハ見易キ場所ニ其ノ標示ヲ爲スヘシ

第十九條 一日ニ付十立方メートル以上ノ瓦斯ヲ壓縮又ハ液化スル製造所ノ作業室及貯藏室、可燃性、不燃性又ハ毒性瓦斯ヲ收納スル容量五立方メートル以上ノ瓦斯溜並ニ百立方メートル以上ノ壓縮瓦斯又ハ千キログラム以上ノ液化瓦斯ノ貯藏室又ハ貯藏所ヲ新設セントスルトキハ其ノ外側ヨリ左ノ距離ヲ有セシムヘシ

一 宮城、離宮、御用邸、神宮又ハ皇陵へ四百メートル以上

二 社寺、公園、學校、寄宿舎、病院、劇場其ノ他多衆ヲ收容スヘキ建造物へ百メートル以上

前項ノ施設ハ其ノ外側ヨリ前項第一號ニ掲クルモノへ二百メートル以上、前項第二號ニ掲クルモノ及人家へ二十メートル以上ノ距離ヲ保有スヘシ

第二十條 地方長官ハ所在地又ハ設備ノ狀況ニ依リ危險ノ虞ナシト認ムルトキハ申請ニ依リ前條ニ定ムル距離ノ減少ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ許可ハ狀況ノ變更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

第二十一條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ充填作業ニ關シテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 壓縮瓦斯ニ在リテハ最高充填壓力以上ノ壓力アル瓦斯ヲ充填シ又ハ液化瓦斯ニ在リテハ第二十三條第六號ノ充填重量ヲ超エテ充填セサルコト

二 アセチレン瓦斯ヲ充填スルトキハ豫メ容器内ニ多孔質物ヲ均等ニ詰メ之ニ溶劑ヲ均等ニ浸潤セシムルコト

三 アセチレン瓦斯ハ攝氏十五度ニ於テ十五氣壓ヲ超ユル壓力ヲ以テ充填セサルコト

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二一一

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

一一二二

- 四 アセチレン瓦斯以外ノ瓦斯ヲ充填スルトキハ豫メ其ノ内部ヲ照明検査シ塵埃、鐵片其ノ他ノ異物アルトキハ之ヲ除去スルコト
  - 五 酸素瓦斯又ハ空氣ヲ充填スルトキハ豫メ容器ノ瓦斯ニ接觸スヘキ部分ノ油脂類ヲ洗除シ且容器ニ可燃性緊塞材料ヲ使用セサルコト
  - 六 容器ノ瓦斯開閉裝置及之ニ取付クル導管ノ凍塞ヲ融解シ又ハ液化瓦斯ノ容器ヲ充填ノ爲加熱スルニハ熱濕布又ハ攝氏四十度以下ノ濕湯ヲ以テスルコト
  - 七 瓦斯開閉裝置ノ突出セル容器ニハ瓦斯充填後其ノ損傷ヲ妨クルニ足ルヘキ鐵製ノ小孔アル帽蓋ヲ螺著スルコト但シ内容積五リットル未満ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
  - 八 瓦斯ヲ充填シタル容器ニハ外面見易キ箇所ニ瓦斯ノ名稱、充填者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)、充塲場所及充塲年月日並ニ壓縮瓦斯(アセチレン瓦斯ヲ除ク)ニ在リテハ其ノ攝氏三十五度ニ於ケル壓力、液化瓦斯ニ在リテハ容器ノ重量(瓦斯開閉裝置、帽蓋等附屬物ノ重量ヲ含ム)、内容積及瓦斯ノ充填重量ヲ明記シ且毒性瓦斯ニ付テハ「毒」引火ノ虞アル瓦斯ニ付テハ「燃」ノ字ヲ朱書シタル票紙ヲ貼付シ又ハ結束スルコト
  - 九 瓦斯ヲ充填シタル容器ヲ包裝シタルトキハ其ノ外部見易キ箇所ニ瓦斯ノ種類及名稱ヲ明記シ且毒性瓦斯ニ付テハ「毒」、引火ノ虞アル瓦斯ニ付テハ「燃」ノ字ヲ朱書スルコト
- 第二十二條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ充填シタル容器ノ貯藏、運搬及取扱ニ關シテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 一 危害ヲ生スル虞アル場所又ハ物件ト隔離スルコト
  - 二 攝氏三十五度以上ノ場所ニ貯藏セサルコト

- 三 液化瓦斯ヲ充填シタル容器ハ其ノ溫度ヲ攝氏四十度以下ニ保ツヘキ適當ノ措置ヲ爲シテ之ヲ運搬スルコト
- 四 突出セル瓦斯開閉裝置ニ付テハ常ニ帽蓋ヲ螺著セシメ置クコト但シ内容積五リットル未満ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 五 容器ハ動搖又ハ轉落等ノ虞ナカラシメ且投下其ノ他粗暴ノ取扱ヲ爲ササルコト
- 六 容器ノ瓦斯開閉裝置及之ニ取付クル導管ノ凍塞ヲ融解シ又ハ液化瓦斯ノ容器ヲ加熱スルニハ熱濕布又ハ攝氏四十度以下ノ濕湯ヲ以テスルコト

第五章 容 器

第二十三條 左ノ各號ニ該當シ當該官廳ヨリ容器證明書ノ交付ヲ受ケタル容器ニ非サレハアセチレン瓦斯、攝氏

三十五度ニ於テ二十氣壓以上ノ壓力ヲ有スル他ノ壓縮瓦斯及總テノ液化瓦斯ヲ充填スルコトヲ得ス

- 一 材料ニハ銅又ハ鐵ヲ用フルコト但シ壓縮酸素瓦斯又ハ液化炭酸瓦斯ヲ充填スル小容器ニシテ内務大臣ノ許可ヲ受ケタル者ノ製造シタル輕合金製ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 二 大容器ヲ除クノ外繼目ナク製作シタルモノナルコト
- 三 熔接シタル大容器ハ内務大臣ノ指定シタル者ノ熔接シ熔接後適當ナル方法ニ依リ鈍鈍シタルモノナルコト
- 四 大容器ハ別ニ定ムル屈曲試験及延伸試験ニ合格シタル材料ヲ以テ製作シ中容器及小容器ハ別ニ定ムル壓潰試験及延伸試験ニ合格シタルモノナルコト
- 五 アセチレン瓦斯ヲ充填スヘキ容器ハ攝氏十五度ヲ標準トセル充塲壓力ノ三倍以上ノ壓力、其ノ他ノ壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

一一二三

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二二四

スヲ充填スヘキ容器ハ攝氏三十五度ヲ標準トセル充填壓力ニ其ノ三分ノ二以上ヲ加ヘタル壓力ヲ以テスル耐  
 壓試驗(容器ノ耐壓試驗ハ水壓ニ依ル以下之ニ同シ)ヲ行ヒ一分間以上其ノ壓力ニ耐ヘ且其ノ壓力ニ因ル内容  
 積ノ恒久増加力全増力ノ十分ノ一以下ニシテ膨脹均一ノモノナルコト  
 六 左ノ液化瓦斯ヲ充填スヘキ容器ハ各表示ノ耐壓試驗壓力以上ノ壓力ニ對シ一分間以上其ノ壓力ニ耐ヘ且其  
 ノ壓力ニ因ル内容積ノ恒久増加力全増加ノ十分ノ一以下ニシテ膨脹均一ナルコトノ外充填物ノ重量一キログ  
 ラムニ對シ各表示ノ内容積以上ヲ有スルモノナルコト

瓦斯ノ名稱	耐填試驗壓力	内容積
炭酸瓦斯	二〇〇氣壓	一・三四リットル
亞酸化窒素瓦斯	二〇〇	一・三四
アンモニア瓦斯	三〇	一・八六
鹽素瓦斯	二五	〇・八
亞硫酸瓦斯	二〇	〇・八
ホスゲン瓦斯	二五	〇・八
油瓦斯	二〇〇	二・五

プロパン瓦斯	三〇	二・三五
クロルメチル瓦斯	二〇	一・二五
クロルエチル瓦斯	一五	一・二五

- 七 瓦斯閉閉裝置ハ充填瓦斯ニ依リ浸蝕セラレサル材料ヲ以テ作りタルモノナルコト
- 八 瓦斯閉閉裝置ニハ容器ノ耐壓試驗壓力ノ十分ノ八ノ壓力ニ耐ヘサル安全裝置ヲ備フルコト
- 九 瓦斯充填口及放出口ノネヂハ可燃性瓦斯ヲ充填スヘキ容器ニ在リテハ左回轉、其ノ他ノ瓦斯ヲ充填スヘキ  
 容器ニ在リテハ右回轉タルコト
- 十 アセチン瓦斯ヲ充填スヘキ容器ノ安全裝置、瓦斯閉閉裝置等瓦斯ト接觸スル部分ニハ銅ヲ用ヒサルコト
- 十一 外部ニ損傷ヲ生シタル容器又ハ最近ノ耐壓試驗後三年(大容器及輕合金ヲ以テ製作シタル小容器ニ在リ  
 テハ二年)ヲ經過シタル容器ハ第五號又ハ第六號ノ規定ニ依リ更ニ試驗ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノナルコト
- 十二 容器ハ其ノ見易キ箇所ニ容器番號(記號アルモノ)ハ之ヲ含ム以下之ニ同シ、耐壓試驗年月日、容器製造  
 所ノ名稱又ハ符號、充填シ得ヘキ瓦斯ノ名稱並ニ液化瓦斯ノ容器ニ在リテハ耐壓試驗壓力及其ノ内容積、壓  
 縮瓦斯ノ容器ニ在リテハ最高充填壓力ヲ鮮明ニ刻印セルモノナルコト
- 十三 左ノ瓦斯ヲ充填スヘキ容器ハ其ノ外面ヲ各表示ノ色別ニ塗裝シ其ノ他ノ瓦斯ヲ充填スヘキ容器ハ其ノ外  
 面ニ充填スヘキ瓦斯ノ名稱ヲ記載シタルモノナルコト

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二二五

瓦斯ノ名稱	塗	色
酸素瓦斯		黒
水素瓦斯		赤
炭酸瓦斯		緑
アンモニア瓦斯		白
鹽素瓦斯		黄
アセチレン瓦斯		褐

第二十四條 大容器ニ關スル前條第四號ノ屈曲試験及延伸試験ハ材料タル鑄塊ヲ異ニスル毎ニ作リタル試験片ニ就キ之ヲ行フ

中容器及小容器ニ關スル前條第四號壓潰試験及延伸試験ハ同一製造所ニ於テ同一鑄塊ノ材料ヨリ製作シタル同形ノ容器ニシテ製作時期一月以上ヲ隔テサル百箇以内ノ一群ノモノノ中ヨリ任意一箇(小容器ニシテ必要アル場合ハ任意二箇)ヲ抽出シテ之ヲ行ヒ合格シタルトキハ其ノ一群ニ屬スル殘餘ノ全部ヲ合格品トシ若シ合格セサルトキハ全部ヲ不合格品トス

第二十五條 アセチレン瓦斯ヲ充填スヘキ容器ニシテ第二十三條第十一號ノ定規ニ依リ行ヒ耐壓試験ハ製造所、

内容器、形状及製造年月ヲ同シクスルモノノ中ヨリ任意一箇ヲ抽出シテ之ヲ行ヒ合格シタルトキハ殘餘ノモノニ對スル試験ヲ省略シ合格品トシ若シ合格セサルトキハ全部ニ對シ試験ヲ行フヘシ

前項ノ試験ハ容器所有者ノ申請ニ依リ各箇ノ容器ニ付多孔質物及溶劑ヲ詰メタル儘酸素含有量一パーセント以下ノ窒素瓦斯ヲ行ヒ之ニ代フルコトヲ得

第二十六條 第二十三條第四號乃至第六號及第十一號ノ試験ハ容器ノ製造者又ハ所有者ノ申請ニ依リ大容器ニ在リテハ内務大臣、中容器及小容器ニ在リテハ地方長官之ヲ行フ此ノ場合ニ於テ内務大臣又ハ地方長官ハ其ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十七條 容器ノ所有者容器證明書ノ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ構造(設計及材料ヲ含ム)、製作工程及製造所ノ設備ニ關スル事項ヲ具シ大容器ニ在リテハ内務大臣、中容器及小容器ニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ當該官廳前項ノ規定ニ依リ申請シタル容器ニ付第二十三條各號ノ規定ニ適合スト認ムルトキハ別記第四號様式ノ容器證明書ヲ交付ス

第二十三條第十一號ノ試験ニ合格シタルトキハ當該官廳ハ其ノ容器證明書ニ之ヲ記入スルモノトス  
容器證明書ハ容器ノ所有者ニ於テ之ヲ保管スヘシ  
容器ノ授受ヲ爲シタルトキハ讓渡人ハ其ノ容器證明書ヲ容器ト共ニ讓渡シ讓受人ハ遲滞ナク容器證明書ニ裏書ヲ爲スヘシ

容器證明書ヲ紛失又ハ段損シタルトキハ所有者ハ其ノ事由ヲ具シ之ヲ交付シタル官廳ニ對シ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二二八

容器ノ使用ヲ廢止シタルトキハ所有者ハ其ノ旨地方長官ニ届出テ容器證明書ヲ返納スヘシ壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法第三條第三項ノ規定ニ依リ容器ノ使用ヲ禁止セラレタルトキ亦同シ

第二十八條 前條第二項ノ容器證明書ヲ有スル容器ニ付其ノ充填シ得ヘキ瓦斯ノ種類、名稱又ハ最高充填壓縮ヲ變更セントスルトキハ所有者ハ大容器ニ在リテハ内務大臣、中容器及小容器ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ得テ

第二十三條 第十二號ノ刻印ヲ改訂シ又ハ同條第十三號ノ塗色若ハ瓦斯ノ名稱ノ記載ヲ變更スヘシ  
當該官廳前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ容器證明書ノ記載事項ヲ改訂ス

第二十九條 容器ノ製造、輸入又ハ販賣ノ業ヲ爲サントスル者ハ地方長官ニ届出ツヘシ  
前項ノ製造業者又ハ輸入業者ハ容器證明書ノ交付ヲ受ケタル容器ニ付左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 容器ノ種類、充填瓦斯ノ種類及名稱、容器製造所ノ名稱(輸入シタル容器ニ限ル)、容器番號、内容積並ニ製造年月日

二 壓潰試験及延伸試験ノ場所、年月日及成績並ニ試験ニ供シタル容器ノ容器番號

三 耐壓試験ノ場所、年月日及成績

四 材料トシテ使用シタル鑄塊ノ製造業者

五 容器ヲ讓渡シタルトキハ讓渡年月日及讓渡先

第三十條 容器ノ製造業者、輸入業者又ハ販賣業者ハ毎年一月末日迄ニ別記第五號様式ニ依リ其ノ前年末ニ於ケル容器ノ現存數量及前年中ニ製造、輸入又ハ販賣ヲ爲シタル容器ノ數量ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第三十一條 左ノ各號ニ該當スル容器ニ非サレハ攝氏三十五度ニ於テ二十氣壓未滿ノ壓力ヲ有スル壓縮瓦斯ヲ充

填スルコトヲ得ス

一 第二十三條第七號、第九號、第十二號及第十三號規定ノ事項

二 攝氏三十五度ヲ標準トセル充填壓力ノ三倍以上ノ壓力ヲ以テスル耐壓試験ヲ行ヒ一分間以上其ノ壓力ニ耐ヘ且膨脹均一ノモノナルコト

三 外部ニ損傷ヲ生シタルモノ又ハ最近ノ耐壓試験後三年ヲ經過シタルモノニ在リテハ前號ノ規定ニ依リ更ニ試験ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノナルコト

第三十二條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ輸入又ハ移入シタル場合ニ於テハ其ノ容器カ充填瓦斯ノ種類又ハ壓力ニ應シ第二十三條各號又ハ前條各號ノ規定ニ適合スルニ非サレハ之ヲ授受又ハ運搬スルコトヲ得ス

第三十三條 容器證明書、化學主任者免狀及機械主任者免狀ノ交付又ハ再交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

容器證明書	容 器 種 別		
	大 容 器	中 容 器	小 容 器
交 付 (容器一本ニ付)	内容積一立方メートル迄ハ一〇圓以後一立方メートル及其ノ端數毎ニ三圓	三 圓	一 圓
再 交 付 (容器一本ニ付)	五〇 錢	三五 錢	二〇 錢

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二二九

第六章 手 數 料

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

一一三〇

化學主任者免狀及 機械主任者免狀	甲種	乙種	丙種
交付 (各一枚ニ付)	三圓	二圓	一圓五〇錢
再交付 (各一枚ニ付)	五〇錢	五〇錢	五〇錢

第三十四條 前條ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ交付又ハ再交付申請書ニ貼付スヘシ  
既納ノ手数料ハ之ヲ還付セス

第七章 雜 則

第三十五條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造、貯藏又ハ販賣ノ業ヲ爲ス者ハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ニ依リ災害ヲ生シタルトキハ遲滞ナク所轄警察署長ニ届出ツヘシ

第三十六條 製氷又ハ冷凍ノ爲瓦斯ヲ壓縮シ又ハ液化スル作業ニシテ一日ノ冷凍能力二十瓩ニ滿タサルモノ者ニ付テハ第四條、第九條、第十四條乃至第十七條、第十九條及第二十一條ノ規定ヲ、一日ノ冷凍能力二十瓩以上ノモノニ付テハ第十四條第一項及第三項、第十五條、第十六條第一項第二號及第五號、同條第二項乃至第四項及第十五條ノ規定ヲ適用セス  
密閉セサル容器ニ液化瓦斯ヲ充填スル場合ハ第二十一條第五號、第二十二條第一號、第五號及第六號ノ規定ヲ

除クノ外容器及充填ニ關スル本令ノ規定ヲ適用セス

第三十七條 內務大臣ハ壓縮瓦斯、液化瓦斯若ハ其ノ製造設備又ハ其ノ容器ニシテ特ニ危險ノ虞アリト認ムルモノ又ハ特別ノ事由ニ因リ本令ノ規定ニ依リ難シト認ムルモノニ付テハ本令ニ定ムルモノノ外特別ノ制限ヲ命シ又ハ本令ノ規定ニ異ル取扱ヲ命シ若ハ許可スルコトアルヘシ

第八章 罰 則

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス  
一 第九條、第十三條、第十六條第二項乃至第四項、第十七條、第二十一條、第二十八條第一項又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者  
三 第二十三條又ハ第三十一條ノ規定ニ適合セサル容器ヲ販賣シ又ハ之ニ瓦斯ヲ充填シタル者  
四 容器ニ虛偽ノ刻印、塗裝又ハ記載ヲ爲シタル者

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第六條第二項、第七條、第八條第一項、第二十二條、第二十七條第四項、第五項若ハ第七項、第二十九條第一項、第三十條又ハ第三十五條ノ規定ニ違反シタル者  
二 第十四條、第十五條又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ違反シ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

第九章 附 則

第四十條 本令ハ昭和十一年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

一一三一

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二二二

第四十一條 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ壓縮瓦斯若ハ液化瓦斯ノ製造、貯藏若ハ販賣ノ業ヲ爲スノ許可ヲ受ケタル者又ハ壓縮瓦斯若ハ液化瓦斯ノ容器ニシテ耐壓試驗ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ其ノ許可又ハ試驗ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十二條 從前ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル化學主任者免狀又ハ壓縮機取扱主任者免狀ハ本令施行後一年以内ニ限リ本令ニ依リ交付ヲ受ケタル甲種化學主任者免狀又ハ甲種機械主任者免狀トシテ效力ヲ有スルモノトス  
前項ノ免狀ヲ有スル者其ノ有効期間滿了後引續キ化學主任者免狀又ハ機械主任者免狀ノ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ有効期間滿了前六月以内ニ申請スルコトヲ得

第四十三條 第十四條及第十五條ノ帳簿ニ關シテハ本令施行後六月以内ニ限リ從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第四十四條 本令施行ノ際現ニ使用スル容器又ハ本令施行後六月以内ニ輸入シタル容器ニシテ從前ノ規定ニ依リ有效ナル容器ノ證明書ヲ有スルモノハ第二十三條第四號、第十二號及第十三號又ハ第三十一條ノ規定ニ拘ラス本令施行後一年以内ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

前記ノ容器ノ所有者本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ前項ノ證明書ヲ内務大臣ニ提出シテ新ニ容器證明書ノ交付ヲ受ケ且容器ノ外面ニ所定ノ刻印、塗裝又ハ記載ヲ爲シタルトキハ第二十三條第四號ノ規定ニ拘ラス前項ノ期間經過後ト雖モ仍引續キ之ヲ使用スルコトヲ得

第四十五條 前條第二項ノ規定ニ依リ容器證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

大 容 器 五 十 錢  
中 容 器 三 十 五 錢

小 容 器 二 十 錢

前項ノ手数料ニ關シテハ第三十四條ノ規定ヲ準用ス

(別記)

第一號様式 (壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十四條第一項)

年 月 日 壓縮 (液化) 瓦斯 充 填 日 誌 充 填 場

記 號	番 號	器		充 填 量	摘 要
		最近ノ耐壓試驗年 月 日	充填瓦斯ノ名稱		
日	計				

備 考

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二二三

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

第二號様式(壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十四條第三項)

- 一 本様式ニ掲ケタル事項ノ外事業上ノ必要事項若干ヲ附記スルヲ妨ケス
- 二 日計欄ニハ當日ノ充填總量ト容器總數トヲ記載スヘシ
- 三 日計欄ニハ商號ノ外容器ノ種類別ニ依ル充填總量及容器總數ヲ記載スルヲ妨ケス

容器記號番號

壓縮(液化)瓦斯容器臺帳

充填場

容器證明書號		容器ノ所有者		瓦斯ノ稱		氣壓
種別	製造日	名稱	又號	充名	稱	
製年	月	ハ	積	立	力	量
購年	日	內	量	充	量	
器	購先	重	量	場		

耐	年	月	日			
壓	力(氣壓)					
試	摘	要				
驗						

發		送		歸		摘	要	
年	月	日	發	送	先			年

備考

- 一 本様式ニ掲ケタル事項ノ外事業上ノ必要事項若干ヲ附記スルヲ妨ケス
- 二 カード式ニ依ルト綴込式ニ依ルトハ隨意トス

第三號様式(壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十五條)

壓縮(液化)瓦斯取引簿

容	器	記	號	香	號	瓦斯ノ	充	場	仕		先	賣	渡	先	歸	着	摘
									年	月							

充填瓦斯ノ名稱

備考 本様式ニ掲ケタル事項ノ外事業上ノ必要事項若干ヲ附記スルヲ妨ケス

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令  
 第四號樣式ノ一(壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法)  
 施行令第二十七條第二項  
 第 號 壓縮(液化)瓦斯大容器證明書

(表)

容器所有者 氏住	名所								
充填瓦斯ノ名稱									
容器製造所ノ名稱									
容器ノ內容積									
容器ノ重量									
容器番號									
屈曲試驗及 延伸試驗施行	日 時	年 月 日							
	場 所								

本容器ハ壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第二十三條各號ノ規定ニ適合セルコトヲ證明ス  
 年 月 日 内 務 省 印

(裏) 耐 壓 試 驗 成 績

年月日	試驗壓力 (氣 壓)	容 積 (リットル)	全 加 加 (立方種)	恒久増加 (立方種)	恒久増加 割	恒久増加 割	全ノ全 對スル (%)	試驗場所	保官又ハ 試驗者印 氏名	備 考

容 器 所 有 者

讓 年 月 日	受 日								
住 所									
氏 名									

(大 容 器 圖 面 添 付)

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

第四號樣式ノ二(壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法)施行令第二十七條第二項

第 號 壓縮(液化)瓦斯中(小)容器證明書

二三八

(表)

容器所有者 住氏名所	年 月 日	
充填瓦斯ノ名稱	立	
容器製造所ノ名稱	立	
容器ノ內容積	立	
容器ノ重量	立	
容器番號		
壓潰試驗及 延伸試驗施行	場 所	日 時

本容器ハ壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第二十三條各號ノ規定ニ適合セルコトヲ證明ス

年 月 日 廳 府 縣 名 印

備 考 (裏)

一 材 料	四 刻 印 ノ 完 否
二 外部損傷ノ有無	五 塗 色
三 安全裝置ノ種類	六 其 ノ 他

年月日	試驗壓力 (氣 壓)	容 積 (リットル)	全 加 加 (立方糎)	恒久增加 (立方糎)	恒久增加ノ全 增加ニ對スル (%)	試驗場所	保官又ハ 試驗者ノ 氏 名 印	備 考

耐 壓 試 驗 成 績

讓 年 月 日	受 日	容 器 所 有 者
住 所		
氏 名		

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

二二九九

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令

第五號様式(壓縮瓦斯及液化瓦斯取)

壓縮(液化)瓦斯容器製造(輸入、販賣)届

年 月 日 住所

氏名

容器製造 所ノ名稱	容器ノ種類	容器ノ内容積	充填瓦斯ノ種類	充填瓦斯ノ名稱	前年中ノ製造 (輸入、販賣)數量	現 存 高

備考

- 一 容器製造所ノ名稱欄ハ輸入業者ニ限り之ヲ記載スヘシ
- 二 容器ノ種類欄ニハ大、中、小ノ種別ヲ記載スヘシ
- 三 充填瓦斯ノ種類欄ニハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ種別ヲ記載スヘシ
- 四 充填瓦斯ノ名稱欄ニハ酸素、水素、アンモニア等其ノ名稱ヲ記載スヘシ

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行細則

(昭和十一年九月二十四日  
和歌山縣令第三三號)

- 第一條 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令(以下單ニ令ト稱ス)又ハ本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ願届ハ凡テ所轄警察署ヲ經由スヘシ但シ令第十一條第一項第二十六條乃至第二十八條ノ規定ニ依ル申請書ハ此ノ限リニアラス
- 第二條 令第四條ノ規定ニ依ル申請書ニ添附スル圖面ハ左ノ標準ニ據ルヘシ
  - 一 第三號中附近狀況圖ニハ周圍百米及二十米ノ範圍ヲ夫々表示スルコト
  - 二 第四號(ロ)ノ中機械及裝置(バルブ配管ヲ含ム)ノ据付平面圖ハ縮尺約五十分ノ一トスルコト
  - 三 第四號(ハ)及(ニ)ノ機械及構造ノ圖面ハ縮尺二十五分ノ一トスルコト
- 第三條 令第四條乃至第六條及第七條第一項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ附記スヘシ
  - 一 工事着手期日
  - 二 工事竣工期日
- 前項ノ期日ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ認可ヲ受クヘシ
- 第四條 令第四條乃至第六條及第七條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル工事竣工シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第五條 製造、貯藏所又ハ販賣所設置場所他人ノ所有ナルトキハ申請書ニ其ノ承諾書又ハ占用許可書ヲ添附スヘシ若シ承諾書ヲ添附シ得サルトキハ其ノ理由ヲ具スヘシ

第六條 令第九條ニ依ル作業主任者ヲ置キタルトキハ免狀ノ寫ヲ添へ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行細則

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法令施行細則

二四二

第七條 令第十一條第一項ノ規定ニ依ル申請書ニハ卒業證書ノ寫、履歷書、作業經歷書及其ノ他ノ資格ヲ證明シ得ルニ足ル書類(丙種機械主任者ニアリテハ履歷書及作業經歷書)ヲ添附スヘシ  
前項ノ作業經歷書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 化學主任者ニ在リテハ其ノ製造ニ從事シタル瓦斯名、製造所名及各瓦斯毎ノ從事期間  
二 機械主任者ニ在リテハ運轉セル各壓縮機ノ種類、型式、構造(汽筒内徑、衝程、廻轉數及段數)能力(各段ノ壓力、毎時壓縮量)製造所名及各壓縮機毎ノ從事期間

三 丙種機械主任者ニ在リテハ取扱ヒタル壓縮機ノ構造(汽筒内徑、衝程、汽筒數及廻轉數)能力(常用氣壓、毎時ピストン押ノケ量及製作所名)從事期間、冷媒タル液化瓦斯ノ名稱及原動機ノ馬力數

第八條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ充填シタル容器ノ貯藏所又ハ貯藏室ニハ溫度計ヲ設備スヘシ

第九條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造業者又ハ販賣業者他人ノ容器ニ瓦斯ヲ充填セントスルトキハ其ノ容器證明書ノ寫ヲ作り三年間保存スヘシ

第十條 令第二十四條第二項ノ規定ニ依ル試験ニ合格セサル容器ニハ線ノ太サ約二「ミリメートル」太サ約二〇「ミリメートル」平方ノ「不」ノ文字ヲ刻印スヘシ

第十一條 令第二十九條ノ規定ニ依リ届出タルモノ其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ一月以内ニ届出ツヘシ

第十二條 本則第三條第二項第六條及第八條乃至第十一條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石油取締規則

明治四十年三月七日縣令第十五號  
改正 明治四十四年縣令第八號  
大正八年 第二十二號

第一條 石油販賣業者ハ石油槽場石油貯藏所石油藏置場又ハ石油置場ヲ設置スヘシ

石油販賣業者ハ前項ニ掲ケタル場所以外ニ石油ヲ置クコトヲ得ス但シ小賣營業者ニシテ三箱(一箱ト稱スルハ凡ソ二斗ノ量ヲ謂フ以下同)以下ヲ置ク場合ハ此ノ限りニ在ラス

第一條ノ二 石油槽場石油貯藏所石油藏置場又ハ石油置場ヲ設置セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ槽場貯藏所ニ付テハ常備ノ藏置場置場ニ付テハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ其ノ改築増築修繕變更ノトキ亦同シ但シ土地又ハ家屋他人ノ所有ニ係ルトキハ地主又ハ家主ノ連署ヲ要ス

一 本籍住所身分職業氏名年齢  
二 位 置

但郡市町村字番地ノ記載ヲ要ス

三 敷地及建物ノ坪數

四 敷地内ノ建物及其ノ附近人家其ノ他ノ建物道路河工鐵道線路等ヲ記シ且ツ其ノ距離ヲ示セル圖面

五 建物ノ尺度ヲ詳示セル平面圖、正面圖背面圖兩側面ノ建圖及縱橫斷面圖

六 建物材料ノ種類寸法及其ノ構造方法ヲ記セル仕様書

七 工事落成期日

石油取締規則

二四三

石油取締規則

八 申請人ナルトキハ其ノ定款

第二條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳ニ届出ヘシ

一 事業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ

二 事業者ノ住所氏名ニ異動アリタルトキ又ハ死亡シタルトキ但賣買譲與ノ場合ハ連署ヲ要ス

三 事業者法人ナルトキハ其ノ名稱事務所所在地代表者ノ氏名及定款ノ變更又ハ解散ヲ爲シタルトキ

前項死亡ノ場合ハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ又法人ノ解散ハ清算人ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 槽場貯藏所及藏置場ハ他ノ建造物トノ間ニ左ノ距離ヲ存スヘシ

一 槽場、貯藏所ハ二十間以上

二 藏置場ハ五間以上

土地ノ狀況又ハ建物ノ種類ニ依リ又ハ適當ナル防火壁ヲ設クルトキハ前項ノ距離ヲ有セサルモ特ニ許可スルコトアルヘシ

第四條 槽場及貯藏所ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 建物ハ金屬石又ハ煉瓦造ニシテ其ノ屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スルコト

二 建物ノ室内及油槽据付ノ地盤不滲透質ノ材料ヲ以テ敷設シ石油ノ流出若クハ滲透セサル装置ニ爲スコト

三 石油ヲ小分ケ、罐詰、詰替スル場所ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ築設シ石油ノ地中ニ滲透セサル装置ヲ爲スコト

四 出入口ニハ外開キノ鐵扉ヲ設クルコト

五 適當ノ場所ニ避雷針ヲ設クルコト

第五條 藏置場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 建物ハ石煉瓦又ハ土藏造リトシ屋根ハ不燃質物ヲ以テ葺キ其ノ内部ニ燃質物ヲ使用シタルトキハ總テ金屬ヲ以テ被覆スルコト

二 建物ノ地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ敷設シ石油ノ流失又ハ滲質セサル装置ヲ爲ス事

第六條 置場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 木造ナストキハ其ノ周圍ハ金屬其ノ他ノ不燃質物ヲ以テ被覆スルコト

二 地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ敷設シ石油ノ流失又ハ滲透セサル装置ヲ爲スコト

第七條 槽場、貯藏所、藏置場、及置場ノ構造落成シタルトキハ許可ヲ受ケタル官廳ニ届出テ使用ノ認可ヲ受クヘシ其ノ認可ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第八條 置場ニ於テ零賣用ニ供スル容器ハ嘴子ニ依リ流出スル装置ヲ有スル金屬製ノ受滴器ヲ備フヘシ

第九條 槽場、貯藏所、藏置場及置場ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 石油ノ槽ニ注入シ又ハ小分、罐詰又ハ出入スルハ日出後、日没前ニ限ル

二 石油ヲ小分、罐詰、詰替ヲ爲ス場所ノ近傍ニ於テハ一切火氣ヲ取扱又ハ發火質ノ物品ヲ置クヘカラス但所轄警察官署ノ許可ヲ受ケタル安全燈ヲ使用シ又ハ置場ニアリテハ許可ヲ受ケ設備シタル燈火ヲ點シ若クハ作業上必要ナル火氣ヲ使用スルハ此ノ限りニ非ス

第十條 藏置場、置場ニ置ク石油ノ數量ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ置場ハ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ二十箱以内

石油取締規則

石油取締規則

増置スルコトヲ得

- 一 藏置場ハ二百五十箱以下
- 一 置場ハ三十箱以下

第十一條 營業ノ目的ニアラスト雖モ石油十箱以上ヲ藏置スルモノハ本則ヲ準用ス

第十二條 本則ハ揮發性石油ニ對シ之ヲ適用ス揮發性石油ヲ格納シ得ヘキ數量ノ制限ハ本則各條ニ於テ定メタル石油ノ數量ノ各其ノ五分ノ一以內トス

第十三條 本則ニ規定セル制限ノ外尙必要アリト認ムルトキハ特種ノ構造及設備ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 許可ヲ受ケタル日ヨリ三ヶ月以內ニ工事ニ着手セサルトキ
- 二 落成期日後六ヶ月ヲ經テ尙落成セサルトキ
- 三 一ヶ年以上其ノ事業ヲ休止シタルトキ

四 本則若クハ本則ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

第十五條 事業者ニシテ自ら事業ヲ管理シ能ハサルトキハ管理人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ所轄警察署ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ管理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ所轄警察署ニ於テ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條 許可、認可ノ申請書及届書ニシテ法人ニ係ルトキハ代表者ノ署名妻ニアリテハ夫未成年者禁治産者準禁治産者ナルトキハ法定代理人又ハ補佐人ノ連署ヲ要ス

第十七條 本則ニヨリ當廳ニ差出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第十八條 本則第一條第二條第七條乃至第十條第十二條及第十五條第一項ノ規定ニ違背シ又ハ第十三條第十四條第十五條第二項ノ處分ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十九條 管理人若クハ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他従業者ノ事業上ニ關スル行爲ハ自己ノ指揮ニ出テサルモノト雖モ事業者其ノ責ニ任ス

第十九條ノ二 事業者カ未成年者又ハ其ノ他ノ無能力者ナルトキハ本則ニヨリ適用スヘキ處罰ハ之ヲ法定代理人ニ科ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ非ス

第二十條 従來ノ事業者ハ本則施行ノ日ヨリ六ヶ月以內ニ本則第一條ニ依リ出願許可ヲ受クヘシ

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

二四八

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

(鐵道省令第十號  
昭和八年八月五日)

第一條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ヲ經營セントスル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除キ

地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同シ)ノ免許ヲ受クヘシ

一 國ニ於テ又ハ國ヨリ運送ノ委託ヲ受ケテ經營スルモノ

二 自己ノ専用ニ供スルモノ(運送業者カ直接其ノ運送事業ノ用ニ供スルモノ及特定ノ學校、工場等カ有償ニテ其ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノヲ除ク)

三 物品販賣業者等カ其ノ顧客ノ委託ヲ受ケ物品ヲ無償ニテ集配スルモノ(物品運送業者カ運送ノ委託ヲ受ケル場合ヲ除ク)

第二條 路線ヲ定メ定期ニ非スシテ自動車ヲ運行シテ旅客ヲ運送スル事業ハ左ニ掲クルモノヲ除キ之ヲ經營スルコトヲ得ス

一 名所舊蹟等ノ遊覽客ヲ運送スルモノ

二 特定ノ場所ニ出入スル公衆ヲ無償ニテ運送スルモノ

三 自己ノ専用ニ供スルモノ(運送業者カ直接其ノ運送事業ノ用ニ供スルモノヲ除ク)

四 特定ノ學校、工場等ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノ

第三條 免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請者之ニ記名捺印スヘシ

一 申請者ノ本籍、住所及營業所

二 路線ヲ定メサルモノニ在リテハ主タル事業地

三 事業ノ種別(旅客運送又ハ物品運送ノ別並ニ貨物自動車、不定期遊覽乗合自動車、不定期貨物自動車等ノ別ニ分チ事業ノ大要ヲ記載シ尙路線ヲ定ムルモノニ在リテハ停留所ヲ明示シタル路線圖ヲ添附スルコト)

四 運賃

五 使用車輛ノ車名及輛數(旅客定員別又ハ物品積載定員別)

六 車庫ノ位置及其ノ構造ノ大要(圖面ヲ添附スルコト)

第四條 免許ヲ受ケタル者主タル事業地、事業ノ種別、路線、運賃、使用車輛ノ輛數、旅客定員(八人以上ニ増加スル場合ニ限ル)又ハ車庫ノ位置ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

住所、營業所、車輛ノ車名、旅客定員又ハ物品積載定員ノ變更ハ遲滞ナク地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第五條 免許ヲ受ケタル者事業ヲ讓渡セントスルトキハ讓渡契約ノ要旨ヲ明示シ讓受人ト連署ノ上地方長官ノ許可ヲ受クヘシ會社ノ合併ニ因ル事業ノ承繼ニ付亦同シ

免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼スルコトヲ得

第六條 自動車交通事業法第十一條ノ規定ハ本令ノ規定ニ依ル免許、許可又ハ認可ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ地方長官トス

第七條 路線ヲ定メスシテ旅客ヲ運送スル事業ヲ經營スル者ハ別個ニ運賃ヲ受ケ他ノ旅客ヲ同乗セシメ其ノ他自動車運輸事業ニ類似スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業者ヲシテ事業上ノ報告

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

二四九

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

二五〇

ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ事業ノ狀況ヲ監査セシムルコトヲ得

地方長官ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃ノ變更ノ他事業ノ改善ヲ命スルコトヲ得

第九條 法令、法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ處分ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ免許ヲ取消シ又ハ事業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十條 左ノ場合ニ於テハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

一 免許ヲ受ケタル後四月以内ニ事業ヲ開始セサルトキ

二 事業ヲ廢止シタルトキ

三 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ

第十一條 左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

一 事業ヲ開始シタルトキ

二 事業ヲ承繼シタルトキ

三 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ

四 事業者死亡シタルトキ

五 事業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ

第十二條 旅客自動車設備規程及自動車運輸規程第一章乃至第三章ノ規定ハ第二條第一號ノ事業ニ之ヲ準用ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第一條及第二條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 免許ヲ受ケタル者其ノ名義ヲ他人ニ利用セシメタルトキ

三 第七條ノ規定ニ違反シタルトキ

自動車交通事業法第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 本令ノ規定ニ依ル申請書其ノ他ノ書類ハ主タル事業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スヘシ但シ路線ヲ定ムル事業ニシテ路線カ二府縣以上ニ跨ルモノニ在リテハ事件カ二府縣以上ニ關スル場合ニ限り起點ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スヘシ

第十五條 地方長官本令ノ規定ニ依リ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ事件カ二府縣以上ニ關スルトキハ關係地方長官ニ商議ノ上連名ニテ之ヲ爲スヘシ

第十六條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和八年勅令第二百二十號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令ニ依リ新ニ免許ヲ受クヘキモノトナリタル事業ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノニ付テハ昭和九年三月三十一日迄ニ之カ免許ノ申請スヘシ本令施行前自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ該當スル事業ニ付爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

二五一

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則施行細則

二五二

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則施行細則 (和歌山縣令第七十一號 昭和八年十月九日)

- 第一條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則(以下單ニ規則ト稱ス)及本則ニ依リ當廳ニ提出スヘキ願届書ハ營業所所轄警察署ヲ經由スヘシ
- 第二條 規則第四條ニ依ル變更認可申請書ニハ其ノ事由ヲ記載シ新舊對照シタル書類及關係圖面ヲ添付スヘシ
- 第三條 規則第五條第一項ニ依ル讓渡許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 讓受人ノ本籍住所氏名生年月日(法人ニ在リテハ名稱事務所所在地及代表者ノ住所氏名)
  - 二 營業所及事業ノ種別
  - 三 運賃
  - 四 使用車輛ノ車名及輛數
  - 五 車庫ノ位置及最大收容量
- 運送事業者死亡ニ依ル相續申請書ニハ前各號ノ外戶籍謄本ヲ添付スヘシ
- 第四條 運送事業者死亡シ事業ヲ繼承スル者ナキトキ又ハ所在不明トナリタルトキハ戶主又ハ同居ノ家族ヨリ法人ニシテ解散シタルトキハ清算人ヨリ届出ツヘシ
- 第五條 未成年者、禁治產者、準禁治產者又ハ妻ノ爲ス願届書ニハ法定代理人、保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 運送事業者自ラ其ノ事業ヲ管理スルコト能ハサルトキハ管理人ヲ定メ其ノ本籍住所氏名生年月日ヲ具シ

七日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第七條 運送事業ノ免許ヲ受ケタルトキハ四月以内ニ使用車輛數ヲ備フヘシ使用車輛數増車ノ認可ヲ受ケタルトキ亦同シ

四月以内ニ前項ノ使用車輛數ヲ備ヘサルトキハ使用車輛數ヨリ之ヲ減車シタルモノト見做ス

第八條 靈柩自動車以外ノ自動車ニ依リ死體ノ運搬ヲ爲スコトヲ得ス但シ己ムヲ得サル事由ニ依リ所轄警察署ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ運轉者及死體管理人ノ住所氏名並運搬ノ事由、日時發着場所ヲ具シ出發地所轄警察署ニ願出ツヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場所ニ於テハ車庫ヲ設置スルコトヲ得ス但シ保安上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 前面空地ハ道路ノ幅員ヲ併セテ六メートル未満ノ場所
- 二 橋梁、隧道、踏切及電車停留所ヨリ二〇メートル以内ノ場所
- 三 道路交叉點若ハ曲角ヨリ一五メートル以内ノ場所
- 四 其ノ他交通上支障アル場所

第十條 車庫ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ土地又ハ建物ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

- 一 床面ハ不透透質物ヲ以テ造リ且適當ナル排水設備ヲ爲スコト
- 二 内面周壁及屋根ハ不燃質物ヲ以テ被覆スルコト

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則施行細則

二五三

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則施行細則

二五四

- 三 揮發油類ノ消火ニ適當ナル設備ヲ爲スコト
  - 四 人ノ居住スル建物ノ一部ヲ車庫ニ使用スルトキハ他ノ部分ト完全ニ區劃スルコト
  - 五 格納スヘキ車輛ノ種類及數ニ應シ相當ノ餘裕ヲ存スルコト
  - 六 市街地建築物法適用區域内ニ設置スル車庫ニ在リテハ前各號ノ外同法令所定ノ制限ニ依ルコト
- 第十一條 車庫ノ構造ヲ變更シ又ハ新築改築増築セムトスルトキハ當廳ニ願出テ認可ヲ受クヘシ  
前項ノ認可申請書ニハ構造ノ大要ヲ示シタル圖面ヲ添付スヘシ
- 第十二條 車庫落成シタルトキハ當廳ニ届出テ検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス
- 第十三條 車庫ニシテ保安上支障アリト認ムルトキハ必要ナル施設ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ禁止シ若ハ制限スルコトアルヘシ
- 第十四條 車庫ニハ使用者ノ住所氏名(法人ナルトキハ名稱事務所所在地及代表者ノ氏名)並格納車輛數及車輛番號ヲ見易キ箇所ニ揭示スヘシ
- 第十五條 車庫ニ於テハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一 自動車及其ノ附屬品又ハ必需品ノ外他ノ物品ヲ置カサルコト
  - 二 安全ナル燈火ノ外火氣ヲ使用セサルコト
  - 三 喫煙セサルコト
  - 四 其ノ他當廳又ハ所轄警察署ニ於テ命シタル事項
- 第十六條 市街地又ハ人家連擔地ニ設置スル車庫内ニ於テハ地下埋没油槽其ノ他保安上完全ナル油槽ニ直結シ漏

洩ノ虞ナキ給油管ニ依ルノ外自動車ニ給油スルコトヲ得ス

第十七條 車庫ノ使用ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

第十八條 運送事業者、運轉者其ノ他乗務員ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 名義ノ如何ニ拘ラス定額以上ノ賃金ヲ請求セサルコト
  - 二 公衆ニ對シ濫リニ乗車ヲ勸誘セサルコト
  - 三 客ノ求ナキ場所ニ到リ又ハ故意ニ迂路ヲ探ラサルコト
  - 四 正當ノ事由ナクシテ乗車ヲ拒ミ又ハ降車ヲ要求セサルコト
- 第十九條 運送事業者運轉者ヲ雇入タルトキハ其ノ本籍住所氏名生年月日及雇入年月日ヲ記載シ運轉免許證寫並就業免許ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ寫ヲ添ヘ七日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ  
解雇シタルトキハ其ノ氏名ヲ五日以内ニ届出ツヘシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第六條、第八條、第十一條、第十二條、第十四條乃至第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ
  - 二 第十三條ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキ
- 自動車交通事業法第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ運送事業ヲ爲ス者ニシテ本則ノ規定ニ適合セサルモノハ昭和九年三月末日迄ニ之ヲ適合セシム  
自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則施行細則

二五五

浴場及浴場營業取締規則

大正十三年八月十二日縣令第二十六號

第一章 總 則

則

第一條 本則ニ於テ浴場ト稱スルハ白湯、藥湯、潮湯、鑛泉又ハ蒸室其ノ他特殊ノ構造設備ヲ設ケ公衆ノ入浴ニ供スル建造物ヲ謂フ浴場營業ト稱スルハ浴場ヲ設ケ公衆ヲ入浴セシムルヲ以テ營業トスルモノヲ謂フ

第二條 本則ハ第十二條第十三條第二號第三號第十六條乃至第二十條第二十七條第二十八條第二十九條第二號第三號第十六號第三十條第三十二條乃至第三十四條ヲ除ク外共同浴場ニ之ヲ適用ス

第三條 所轄警察官署ハ公安風俗又ハ衛生上必要ト認ムルトキハ浴場ニ付テハ所有者浴場營業ニ付テハ營業者ニ對シ豫防若ハ除害ノ施設其ノ他取締上必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 本則ニ依ル願届ハ未成年者及禁治產者ニ在リテハ法定代理人準禁治產者ニ在リテハ保佐人妻ニ在リテハ夫ノ連署ヲ要ス

第五條 本則ニ依リ當廳ニ提出スル願書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二章 浴 場

場

第六條 浴場ヲ建設セムトスルトキハ左ノ事項（鑛泉以外ノ浴場ニ在リテハ第一號乃至第九號第十四號乃至第十六號ノ外ハ具スルヲ要セス）ヲ具シ所轄警察官署（鑛泉ニ在リテハ當廳）ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ改築増築

浴場及浴場營業取締規則

浴場及浴場營業取締規則

二五八

變更移轉又ハ大修繕セムトスルトキ亦同シ但シ工事ニ關係ナキ部分ノ書類及圖面ハ之ヲ省畧スルコトヲ得

一 願人ノ住所職業氏名生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所々在地代表者ノ住所氏名年齢及定款寫共同浴場ニ在リテハ管理者ノ住所氏名年齢及共同者ノ規約寫

二 浴場ノ名稱

三 建設地ノ地名番號

四 敷地及建物ノ面積

五 圖面

(イ)敷地周圍五五メートル以内ノ道路河川排水溝及地上建設物等土地ノ狀況ヲ示セル見取圖(縮尺約六百分ノ一)

(ロ)敷地内建築物ノ配置圖(縮尺二百分ノ一)(ハ)建築物ノ平面圖(縮尺五十分ノ一)トシ出入口番臺下足置場脱衣場洗場浴槽火焚場火消場煙突燃料置場同小出場用汲場汚水出口等ノ位置及面積ヲ表示ノコト便所ヲ設ケムトスルトキ亦同シ)

(ニ)建築物ノ正面圖側面圖背面圖小屋伏及床伏圖(縮尺五十分ノ一)縱橫斷面圖(縮尺二十分ノ一)

(ホ)煙突ノ詳細圖(縮尺二十分ノ一)

六 最近浴場ノ距離竝周圍五五メートル以内ノ最高建造物ノ高さ

七 汚水排除方法

八 建築物及浴槽煙突ノ構造仕様書竝工事内譯明細書

九 湯質但シ鑛泉ニ在リテハ泉質分析試驗成績書寫及醫治効用證書寫、藥湯ニ在リテハ賣藥若ハ賣藥部外品免許人ノ住所氏名並方名

一〇 溫泉冷泉ノ區別溫度並其ノ湧出地ヨリ浴場ニ至ル經過線路略圖

一一 泉地ノ深サ及面積但シ鑛泉ヲ探酌スル爲井戸ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ深サ口徑並構造ノ明細

一二 他ノ鑛泉ヲ探酌シテ浴場ヲ設クルモノハ鑛泉所在地ノ郡市町村名鑛泉名

一三 火力電力等ヲ用ヒ鑛泉ヲ暖ムルモノハ其ノ方法並裝置ノ詳細

一四 燃料ノ種類

一五 落成期日

一六 敷地又ハ鑛泉湧出地官有ニ係ルモノハ借地許可證寫他人ノ所有ニ係ルモノハ所有者ノ承諾書

前項ノ外特ニ必要ト認ムルトキハ更ニ其ノ書類圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 所轄警察官署(鑛泉ニ在リテハ當廳)ハ公安保持上若ハ土地ノ狀況ニヨリ前條ノ許可ヲ爲ササルコトアルヘシ

第八條 浴場建設ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ公安上必要ト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 建設ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日ヲ過タルモ工事ニ着手セサルトキ

二 落成期日ヲ過クルモ落成セサルトキ

三 工事落成シタル日ヨリ六十日ヲ過クルモ開業セサルトキ

浴場及浴場營業取締規則

二五九

四 燒失流失崩壞其ノ他事變ノ後六ヶ月以内ニ再築改築又ハ移轉ヲ出願セサルトキ

第九條 浴場ヲ建設セムトスル者ハ四隣ノ浴場ニ對スル最近距離ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ制限内ト雖土地ノ狀

況ニ依リ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ特ニ許可スルコトアルヘシ

一 市部及接續市街地ハ三〇〇メートル以上

二 町部ハ四〇〇メートル以上

三 前各號以外ノ地ニ在リテハ五〇〇メートル以上

前項ノ距離ハ直徑ニ之ヲ測定ス

第十條 浴場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ火力ヲ用ヒサル浴場ニ在リテハ第一三號乃至第十七號ヲ適用

セズ洋式浴場、貸切浴場、鑛泉浴場、蒸室及特殊ノ構造ニ係ルモノニ限り本條ノ制限ヲ適宜斟酌スルコトアルヘシ

一 屋根ハスレート又ハ瓦其ノ他不燃質材料ヲ以テ覆葺スルコト

二 浴場ノ出入口男女ヲ區別シ之ヲ識別スル爲顔面又ハ其ノ他ノ標識ヲ掲ケ且出入口戸障子ノ開閉ニヨリ浴槽

洗場脱衣場内ヲ外部ヨリ見透シ得サル様適當ノ構造ヲ爲スコト

三 浴槽浴室脱衣場及傘下足置場ハ總テ男女ヲ區別シ浴室脱衣場ハ互ニ見透シ得サル様高サ一、八メートル以

上ノ障扉ヲ設クルコト

四 浴槽ハ石材煉瓦人造石又ハ厚板ヲ以テ構造シ男女各内法面積二、三平方メートル以上深サ一、メートル以

上其ノ露出部ハ洗場ノ表面ヨリ〇、三メートル以上〇、六メートル以内トシ槽ノ内面ニ幅〇、〇九メートル

以上〇、一五メートル以内ノ踏段ヲ設クル外階段ヲ設ケサルコト但シ同一ノ浴室ニ二以上ノ浴槽ヲ設クルモ

ノニ在リテハ其ノ一ツヲ除ク外ハ槽ノ内法面積一、七平方メートル以上トスルコトヲ得

五 浴室ニハ高サ三、七メートル以上ノ所ニ天井ヲ設ケ其ノ中央ニ湯氣抜窓ヲ設クルコト

天井ニ硝子窓ヲ設クルトキハ金網入硝子ヲ使用スルコト

六 浴室ノ周圍ノ床上一、三メートル以上煉瓦又ハ「コンクリート」ヲ以テ築造シ其ノ表面ハ不透過質材料ニテ

被覆シ其ノ他ハ全部板張又ハ防濕材料ヲ以テ築造スルコト

七 浴室ノ面積ハ男女各一八平方メートル以上トシ床ハ水液ノ滲透セサル様不透過質材料ヲ以テ築造シ相當水

垂勾配ヲ付シ汚水ヲ屋外下水溝ニ流下セシムルコト

八 浴室ニハ淨水及掛湯ヲ供給スヘキ適當ナル設備ヲ爲シ之ニ孔径内法〇、〇二メートル以上ノ嘴子ヲ用ヒテ

流出裝置トスヘシ

九 流出裝置ハ男女共淨水五個掛湯三個以上設クルコト

一〇 男女浴室ニハ小桶又ハ金盥及小型腰掛各二十個以上設クルコト

一〇 浴用ニ供シタル汚水ハ屋外下水溝ニ流出セシムル裝置トナシ其ノ排水溝ハ煉瓦其ノ他不透過質材料ヲ以

テ構造シ完全ナル暗渠ト爲スコト

一一 煙突ハ適當ナル強度ノ鐵筋「コンクリート」煉瓦金屬板其ノ他ノ材料ヲ以テ築造シ其ノ高サハ地盤上一五

メートル以上トシ其ノ頂部ニハ掃除器ヲ設クルコト

一二 金屬又ハ金剛ハイブ製ノ煙突ニシテ燃質物ニ接觸若ハ近接スル部分ハ適當ナル遮熱裝置ヲ爲スコト

一三 火焚場ハ一二、平方メートル以上トシ周圍天井及床ハ石材煉瓦漆喰等總テ不燃質材料ヲ以テ築造シ天井

浴場及浴場營業取締規則

浴場及浴場營業取締規則

二六二

- ノ高サハ地盤ヨリ二、五メートル以上ト爲スコト
- 一四 竈ノ周圍ハ石材煉瓦其ノ他不燃質材料ヲ以テ堅牢ニ構造スルコト
  - 一五 燃料小出場ハ竈口ヨリ一、八メートル以上離レタル適當ノ箇所ニ設ケ其ノ周圍ハ不燃質材料ヲ以テ堅牢ニ包被構造シ且同質製ノ覆蓋ヲ付スルコト但シ出入口ヲ設クルトキハ鐵板戸扉ヲ裝置スルコト
  - 一六 小出場以外ノ燃料置場ハ火焚場外ニ設置シ燃料ノ散亂及火災ヲ防止シ得ル様適當ノ構造ヲ爲スコト
  - 一七 火消場並灰置場ハ鑿穴又ハ石材煉瓦等不燃質材料ヲ以テ構造シ其ノ覆蓋ハ不燃質材料ヲ用ユルコト
  - 一八 脱衣場ノ面積ハ男女各一四、平方メートル以上天井ノ高サハ三メートル以上ト爲スコト
  - 一九 男女各脱衣場ニハ衣類携帶品ヲ保管シ得ヘキ二十個以上ニ區劃シタル鏡前付戸棚ヲ設クルコト
  - 二〇 脱衣場ト洗場トノ境界ハ硝子障子ヲ設クルコト
  - 二一 浴室脱衣場等ニハ適當ナル採光換氣ノ設備ヲ爲シ夜間ハ安全ナル燈火ヲ點スヘキコト
  - 二二 入口附近適當ナル場所ニ傘及下足置場ヲ設クルコト
  - 二三 番臺ハ容易ニ場内ヲ見透シ得ル様出入口ニ接近シタル中隔障扉ノ最端部ニ設クルコト
  - 二四 入浴者ノ便所ヲ設クルトキハ出入口ニ接近セス且浴室及脱衣場ニ臭氣ノ達セサル適當ノ場所ニ設置スルコト
  - 二五 道路其ノ他公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ面スル浴場ニシテ窓又ハ戸障子ノ開閉ニヨリ内部ヲ見透シ得ヘキモノハ其ノ部分ヲ距ル一、メートル以上ノ屋外ニ高サ二、メートル以上ノ障壁(但シ其ノ出入口ヲ除ク)ヲ設クルコト

二六 原動機ヲ使用セムトスルモノハ明治四十四年一月本縣令第四號原動機取締規則ヲ適用ス

前項ノ外必要ト認ムルトキハ特殊ノ構造設備ヲ命スルコトアルヘシ  
土地ノ情況又ハ非營業ノモノニシテ本條第一項ノ制限ニ據ルコトヲ要セサルモノト認ムルトキハ其ノ願出ニヨリ特ニ斟酌許可スルコトアルヘシ

第十一條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

- 一 基礎組成シタルトキ
- 二 上棟ヲ爲シタルトキ
- 三 避雷針ヲ取付ケタルトキ(地中銅板埋没前)
- 四 工事竣成シタルトキ

工事竣成ノ検査ヲ完了シタル後ニ非サレハ濫リニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十二條 浴場ヲ繼承(其ノ竣成前ノ繼承ヲ含ム)セムトスルトキハ双方連署ノ上所轄警察官署(鐵泉ニ在リテハ當廳)ニ届出テ認可ヲ受クヘシ但シ連署不能ノ場合ハ其ノ事由ヲ附記スヘシ

第十三條 浴場所有者左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署(鐵泉ニ在リテハ當廳)ニ届出ツヘシ

- 一 第六條第一項第一號乃至第三號第十四號第十六號ノ事項ニ變更アリタルトキ
- 二 相續ニ依リ浴場ヲ繼承シタルトキ
- 三 浴場所有者又ハ法定代理人保佐人夫ノ死亡若ハ所在不明ナリタルトキ
- 四 休場シタルトキ

浴場及浴場營業取締規則

二六三

浴場及浴場營業取締規則

二六四

- 五 廢場シタルトキ
  - 六 燒失流失又ハ崩壊ニ罹リタルトキ
- 前項ノ死亡若ハ所在不明トナリタル場合ニハ戶籍法上ノ届出義務者、法人ノ解散ノ場合ハ清算人ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十四條 建造物ニシテ崩壊腐朽破損其ノ他ノ事由ニ依リ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ改造變更ヲ命スルコトアルヘシ

第三章 鑛

泉

- 第十五條 鑛泉ヲ發見シ浴用ニ供セムトスルトキハ鑛泉湧出地ノ都市町村字名番地、地種目ヲ具シ左記ニ據リ採取シタル現品ヲ添ヘ分析試験ヲ當廳ニ願出ヘシ
- 一 容器ハ硝子瓶又ハ新シキ陶瓶ヲ用キ十分洗滌シ更ニ鑛泉ヲ以テ數回洗淨シタル後之ヲ容レ新シキ「コルク」又ハ木栓ヲ以テ填塞シ封蠟又ハ松脂類ニテ瓶口ヲ密封スルコト
  - 二 試験ノ用ニ供スル泉量ハ一〇リットル以上ニシテ採取ノ際ハ警察官吏ノ立會ヲ求メ瓶口ヲ封緘シ且之ニ鑛泉差出人ノ住所氏名及採取ノ年月日ヲ記シタル木札ヲ緊付スルコト

第四章 浴場營業

第十六條 浴場營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署(鑛泉ニ在リテハ當廳)ニ願出テ許可ヲ受ク

ヘシ

- 一 本籍住所氏名生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所々在地代表者ノ住所氏名年齢及定款寫
  - 二 浴場ノ地名番號
  - 三 浴場ノ名稱
  - 四 用水
  - 五 湯質但シ鑛泉ニ在リテハ泉質分析試験成績書寫及醫治効用證明書寫、藥湯ニ在リテハ賣藥若ハ賣藥部外品免許人ノ住所氏名並方名
  - 六 營業時間
  - 七 浴料ノ種類
  - 八 浴場ヲ借受ケ浴場營業ヲ爲サムトスル者ニ在リテハ浴場所有者ノ連署
- 第十七條 前條第四號乃至第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ所轄警察官署(鑛泉ニ在リテハ當廳)ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 前條第一號乃至第三號ノ事項ニ變更アリタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署(鑛泉ニ在リテハ當廳)ニ届出ツヘシ
- 第十八條 浴場營業ヲ繼承セムトスルトキハ双方連署ノ上所轄警察官署(鑛泉ニ在リテハ當廳)ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ連署不能ノ場合ハ其ノ事由ヲ附記スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ浴場ヲ借受ケ營業ヲ爲サムトスル者ハ浴場所有者ノ連署ヲ要ス
- 浴場及浴場營業取締規則

二六五

浴場及浴場營業取締規則

二六六

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第十六條ノ許可ヲ爲サス

一 強劫盜、詐欺、横領ノ罪贓物ニ關スル罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但シ改悛ノ情著シキ者ハ特ニ許可スルコトアルヘシ

二 他人ニ名義ヲ貸スモノト認メタルトキ

三 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スノ虞アリト認メタルトキ

四 營業者不適當ト認メタルトキ

第二十條 浴場營業者左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署(鐵泉ニ在リテハ當廳)ニ届出ツヘシ

一 浴場營業ヲ相續シタルトキ

二 浴場營業ヲ廢止シタルトキ

三 五日以上休業セントスルトキ

四 浴場營業者又ハ法定、代理人保佐人ノ死亡若ハ所在不明トナリタルトキ

五 法定、代理人、保佐人ニ變更アリタルトキ

前項ノ死亡若ハ所在不明トナリタル場合ニハ戶籍法上ノ届出義務者法人ノ解散ノ場合ハ清算人ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十一條 二名以上共同シテ浴場ノ設置又ハ營業ノ許可ヲ受ケタルトキ若ハ營業者自ラ營業ノ管理ヲ爲スコト能ハサルトキハ管理者ヲ定メ五日以内ニ其ノ氏名ヲ所轄警察官署(鐵泉ニ在リテハ當廳)ニ届出ツヘシ

第二十二條 所轄警察官署(鐵泉ニ在リテハ當廳)ハ管理人ニシテ業務上不適當ト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

コトアルヘシ

第二十三條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察官署(鐵泉ニ在リテハ當廳)ニ於テ許可ノ取消浴場使用又ハ

浴場營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

一 正當ノ理由ナクシテ浴場營業ノ休止六十日以上ニ亙リタルトキ

二 浴場ノ使用ニ因リ危険又ハ健康ヲ害スル虞アリト認メタルトキ

三 本則ニ依ル處分又ハ命令ニ從ハサルトキ

四 本則ニ違反シ處罰ヲ受ケ尙改悛ノ情ナキトキ

五 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ル、虞アリト認ムルトキ

第二十四條 浴場ノ使用權喪失シタルトキハ當然許可ノ効力ヲ失フ

第二十五條 當營業時間ハ日出ヨリ午後十二時迄トス但シ鐵泉浴場ハ此ノ限ニ在ラス慣例又ハ特別ノ事由ニ依リ

時間外營業セムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 烈風其ノ他變災ノ時ハ時間ニ拘ラス焚火ヲ停止スヘシ

第二十七條 入浴料ハ組合毎ニ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ湯札ヲ發行セムトスルトキ亦同シ但シ組合ヲ組織

セサル者ニ在リテハ營業者毎ニ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ申請書ニハ組合會議ノ議事録ヲ添付スヘシ

第二十八條 所轄警察官署ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ前條料金ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十九條 浴場營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

浴場及浴場營業取締規則

二六七

浴場及浴場營業取締規則

二六八

- 一 浴場ノ前面見易キ場所ニ浴場ノ名稱湯質及營業者ノ住所氏名ヲ記シタル看板ヲ掲ケ且夜間ハ標燈ヲ點スルコト
- 二 其ノ任ニ堪ヘ得ル看守人ヲ置キ入浴者ノ衣類携帶品及下足等ヲ看守セシメ若遺留品又ハ取替品アリタルトキハ其ノ品目個數ヲ三日間浴客ノ見易キ箇所ニ揭示シ其ノ期間内ニ持主分明ナラサルトキハ所轄警察官吏ニ届出ツコト但シ貴重品又ハ不正品ト認ムルトキハ直ニ届出ツヘシ
- 三 前號ノ場合ニ於テ警察官吏ニ届出前其ノ遺留主又ハ取替主ノ申出テアリタルトキハ其ノ金品ノ権利者ナルコトヲ明カニ證明シ得タル場合ニ限り之ヲ還付スルコト
- 四 入浴者ノ衣類携帶品等盜難ニ罹リタルトキハ現狀ヲ保持シ直ニ最寄警察官吏ニ申告スルコト入浴者ニ變死傷其ノ他異變アリタルトキ亦同シ
- 五 浴場ニシテ清水ニ藥物其ノ他ノ物ヲ配合スルモノニ在リテハ其ノ許可ヲ受ケタル配合分量ヲ始終維持スルコト
- 六 藥場ニ使用スル原料ハ賣藥若ハ賣藥部外品以外ノモノヲ使用セサルコト
- 七 汚水又ハ前日使用シタル湯水ヲ浴用ニ供セサルコト但シ藥湯鑛泉ノ類ニシテ特別ノ事由アルモノニハ所轄警察官署(鑛泉ニ在リテハ當廳)ノ認可ヲ得テ一定ノ期限取換セサルコトヲ得
- 八 浴場ノ容量ハ浴槽ノ深サノ五分ノ四以上トシ掛湯及淨水ハ常ニ充滿セシメルコト
- 九 人ノ嫌疑スヘキ疾患者重キ皮膚病者又ハ看護ヲ要スル老幼者病衰者ニシテ附添人ナキ者若ハ泥酔者瘋癲者其ノ他危險ト認ムル者ヲ入浴セシメサルコト但シ特殊ノ効能アル藥湯鑛泉ニシテ其ノ病者ヲ入浴セシムルモ

ノハ此ノ限ニ在ラス

- 一〇 正當ノ事由アルニ非サレハ入浴ヲ拒絕セサルコト
- 一一 十二歳以上ノ男女ヲ混浴セシメサルコト
- 一二 浴場ニ於テ放歌喧嘩惡戯等ヲ爲サシメサルコト
- 一三 浴槽内ニ於テ頭髮ヲ洗ヒ又ハ石鹼洗粉糠袋ノ類ヲ使用セシメサルコト
- 一四 性行不良ノ者又ハ傳染性疾患者ヲ從業者ニ使用セサルコト
- 一五 浴場並其ノ附屬裝置ハ毎日營業開始前拭掃又ハ洗滌シ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 一六 認可外ノ入浴料ヲ收受セサルコト
- 一七 浴場ニ於テハ手拭石鹼等入浴ニ必要ナルモノ、外他ノ營業ヲ爲サ、ルコト
- 一八 入浴者ニ手拭垢糠袋等ヲ貸與セサルコト
- 一九 浴槽洗場脱衣場火焚場煙突其ノ他附屬裝置ニ破損ヲ生シタルトキハ速ニ修理スルコト
- 二〇 汚水排出溝ハ常ニ浚渫シテ臭氣ノ發散ヲ防クコト
- 二一 燃料ハ燃料置場同小出場以外ニ置カサルコト
- 二二 消炭及灰ハ火氣ノ消滅シタル後ニ非サレハ火消場外ニ出サ、ルコト
- 二三 火焚場及煙突ハ一ヶ月三回以上掃除スルコト但シ其ノ定日ハ所轄警察官吏ニ届出テ掃除ノ終リタルトキハ其ノ都度検査ヲ受クヘシ

第三十條

浴場内ニ於テ入浴者ノ見易キ場所ニ左ノ事項ヲ揭示スヘシ  
浴場及浴場營業取締規則

二六九

浴場及浴場營業取締規則

二七〇

- 一 第二十九條第九號ニ該當スル者入浴謝絶ノコト
- 二 第三十一條ニ掲ケタル事項
- 三 入浴料及湯札ノ定額
- 四 鑛泉又ハ湯花ヲ混和スルモノニ在リテハ其ノ鑛質分析書及醫治効能
- 五 藥湯ニ在リテハ其ノ成分及効能
- 六 其ノ他所轄警察官署ニ於テ特ニ揭示方指示セラレタル事項

第五章 入浴者

- 第三十一條 入浴者ハ浴場内ニ於テ左ノ行爲ヲ爲スヘカラス
- 一 十二歳以上ノ男女混浴シ又ハ混浴セシムルコト
  - 二 不潔ノ行爲ヲ爲スコト
  - 三 放歌高吟其ノ他喧噪ニ涉ル行爲ヲ爲スコト
  - 四 浴場營業者又ハ共同浴場管理者ノ制止ヲ肯セス入浴ヲ爲スコト
  - 五 他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スコト

第六章 浴場組合

第三十二條 浴場營業者ニシテ組合ヲ設ケムトスルトキハ組合格約ヲ締結シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ

之ヲ改廢セムトスルトキ亦同シ

所轄警察官署ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ浴場營業者ニ對シ組合ノ設立解散又ハ規約ノ變更其ノ他ノ事項ヲ命スルコトアルヘシ

第三十三條 組合ニ於テ役員ヲ選舉シタルトキハ就任後五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

所轄警察官署ニ於テ必要ト認メタルトキハ役員ノ改選ヲ命スルコトアルヘシ

第三十四條 組合ヲ設ケタル地域内ノ營業者ハ組合ニ加入スヘシ

第七章 罰則

第三十五條 本則第六條第十條乃至第十三條第十六條乃至第十八條第二十條第二十一條第二十五條乃至第二十七條第二十九條乃至第三十一條ニ違反シタル者又ハ第三條第八條第十四條第二十二條第二十三條第二十八條ノ命ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十六條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタルモノハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

第三十七條 建造物ノ構造設備ニ關シテ其ノ所有者營業上ニ關シテハ營業者其ノ責ニ任スヘキモノトス但シ共同浴場ノ管理者ハ其ノ所有者ト看做ス

前項ノ責任者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自浴場及浴場營業取締規則

二七一

浴場及浴場營業取締規則

二七二

己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

**第三十八條** 本則ニ依ル罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者共同浴場ニ在リテハ其ノ管理者未成年者禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業上成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

附 則

**第三十九條** 本則ハ大正十三年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス

**第四十條** 本則第十條ノ規定ニ適合セサル既設ノ浴場ハ本則施行ノ日ヨリ二箇年以内ニ改造又ハ設備シ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ

建物ノ全部ヲ改築スルニアラサレハ之ニ適合セシムルコト能ハサルモノハ所轄警察官署(鑛泉ニ在リテハ當廳)ニ於テ必要ト認ムル期間其ノ改築ノ延期ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ期間内ニ改造又ハ設備セサルモノハ所轄警察官署(鑛泉ニ在リテハ當廳)ニ於テ浴場ノ使用ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

**第四十一條** 本則施行ノ際ニ於ケル既設浴場ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

本則施行ノ際既ニ認可ヲ受ケタル組合及其ノ規約本則ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

**第四十二條** 本則第二十一條管理者ノ氏名及第二十九條第二十三號但シ書ノ定日ハ本則施行ノ日ヨリ二十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

**第四十三條** 明治三十六年六月縣令第五十七號湯屋營業取締規則並明治十三年十一月本縣甲第二二八號鑛泉湯浴

場取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

浴場及浴場營業取締規則取扱手續

大正十三年八月訓第一一八號

- 第一條 左ノ各號ニ對スル處分ハ其ノ處分前事實ル詳具シ警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 一 規則第六條ノ浴場建設ヲ許可セムトスルトキ
  - 二 規則第七條ニ依リ不許可處分セムトスルトキ
  - 三 規則第八條ニ依リ許可ノ取消ヲ爲サムトスルトキ
  - 四 規則第九條第十條ニ依リ斟酌許可セムトスルトキ
  - 五 規則第十四條ニ依リ浴場ノ改造又ハ變更ヲ命セムトスルトキ
  - 六 規則第十九條ニ依リ浴場營業ノ不許可處分ヲ爲サムトスルトキ
  - 七 規則第二十三條及第四十條第三項ニ依リ許可ノ取消浴場使用又ハ浴場營業ノ停止ヲ命セムトスルトキ但シ危險急迫ノ場合浴場ノ使用ヲ停止スルハ此ノ限ニ在ラス
  - 八 規則第四十條第二項ニ依リ改築ノ期間ヲ猶豫セムトスルトキ
  - 九 規則第三十二條及第三十三條第二項ノ處分ヲ爲サムトスルトキ但シ此ノ場合ニ在リテハ組合規約ノ謄本又ハ草案ヲ添付スヘシ
- 第二條 規則第十九條第一項第一號乃至第三號ニ該當スル者ニ對シテハ浴場建設ノ許可ヲ爲サ、ルモノトス
- 第三條 規則第九條ノ距離ハ浴場ノ四壁中最近ノ部位ヲ以テ起點トス
- 第四條 規則第十一條各號ノ届出テアリタルトキハ検査前其ノ旨直ニ報告スヘシ

第五條 規則第六條ノ浴場建設ニ對スル實地調査竝同第十一條及第四十條ノ検査ハ巡查部長以上ニテ行フヘシ

前項ノ検査ハ許可ヲ受ケタル構造仕樣書並圖面ト對照検査ヲ遂ケ其ノ狀況ヲ報告スヘシ

第六條 浴場營業ヲ届出テタルトキハ規定事項ノ外向左ノ事項ヲ調査スヘシ

一 使用水ノ良否

二 汚水排出ニ付他ニ及ホス關係

第七條 警察官署ニ於テハ左記様式ノ臺帳ヲ備ヘ浴場ノ建設並營業ヲ許可シタルトキハ之ニ登録シ異動ノ都度之

ヲ加除訂正スヘシ

用紙豎八寸横二寸

浴場ノ種類	浴場ノ名稱	許可年月日	許可番號	異動及事項	浴場所有者姓名年所住	浴場業者姓名年所住

興行取締規則

大正十一年一月縣令第一四號  
大正十三年十二月縣令第三六號一部改正

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ興行ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ公衆ニ對シ左ノ各號ノ行爲ヲ爲スヲ謂フ

一 演 劇

二 其ノ他ノ興行

能樂、講談、落語、淨瑠璃、其ノ他ノ音曲ノ類ヲ演スルモノ

活動寫眞、パノラム、キネオラマ、幻燈、視眼鏡、映畫等ノ映寫又ハ展覽、曲馬、曲藝、相撲、手品、手踊其ノ他ノ諸演技

生人形、繪畫等美術工藝品、動植物、鑛物其ノ他ノモノ、展覽又ハ蓄音機ノ使用等

第二條 常設興行場ヲ建築セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ移轉、増築、改築變更

セントスルトキ亦同シ但シ増築、改築、變更ノ場合ハ必要ナル事項ノ外記載スルヲ要セス

一 願人ノ本籍住所職業氏名生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所々在地代表者ノ住所氏名生年月日及定款

二 建築ノ位置、敷地總坪數、場名アルトキハ其ノ名稱、他人ノ所有地ナルトキハ其ノ承諾書

三 興行ノ種類

四 建物及客席ノ坪數並入場ノ定員(客席ノ坪數及入場者定員ハ各階ニ區分スルヲ要ス)

五 工事設計仕樣書

六 添付圖面

(イ)四隣ノ平面略圖(周圍一町以内ノ概要ノ箇所ヲ表示スルコト)

(ロ)建物配置圖 縮尺三百分ノ一

(ハ)同 平面圖 縮尺百分ノ一

(ニ)同 斷面圖 縮尺二十分ノ一

(ホ)同 外面圖 縮尺百分ノ一

(ヘ)同 構造圖 軸割(縮尺五十分ノ一)小屋伏及床伏(縮尺百分ノ一)並構造上各部ノ詳細圖

七 工事落成期日

第二條ノ二 知事ハ公安保持上若ハ土地ノ狀況ニヨリ前條ノ許可ヲ爲サ、ルコトアルヘシ

第三條 常設興行場ハ學校、病院、官公署、等ニ對シ百二十間以上ノ距離ヲ有スル場所ニ非サレハ之ヲ建設スルコトヲ得ス但シ土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ特ニ斟酌スルコトアルヘシ

第四條 常設興行場建設ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 建設ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日ヲ過クルモ工事ニ着手セサルトキ

二 落成期日ヲ過クルモ落成セサルトキ

興行取締規則

興行取締規則

二七八

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ都度知事ニ届出ツヘシ

一 基礎組成シタルトキ

二 上棟ヲ爲シタルトキ

三 工事竣成シタルトキ

工事竣成ノ上知事ノ使用認可ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第六條 常設興行場ヲ買受ケ又ハ讓受ケタルトキハ當事者連署ノ上五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第七條 常設興行場所有者左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

一 第二條第一號ノ事項ニ變更アリタルトキ

二 興行場ノ名稱ヲ變更シタルトキ

三 相續ニ依リ興行場ノ所有權ヲ繼承シタルトキ

四 廢場シタルトキ

五 法人ノ解散シタルトキ

六 燒失流失又ハ崩壞シタルトキ

七 興行場ノ所有者死亡又ハ所在不明トナリタルトキ

前項ノ死亡若ハ所在不明トナリタル場合ニハ戶籍法上ノ届出義務者ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 假リニ興行場ヲ建設セムトスル者ハ其ノ都度第二條ニ準シ使用期間ヲ具シ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

但第六號(ロ)(ニ)(ホ)(ハ)ノ事項ヲ具スルヲ要セス

前項ノ興行場ノ構造落成シタルトキハ所轄警察署ノ使用認可ヲ受クヘシ其ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第一項興行場ノ使用認可ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内トシ使用後五日以内ニ之ヲ取除クヘシ

第九條 第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル興行場ニ非サル建造物ヲ興行場トシテ代用セムトスルトキハ前條第一項ニ

準シ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ但シ使用期間ヲ具スルヲ要セス

前項ノ興行場ニ在リテハ一箇月内ニ十日以上ノ興行ヲ爲スコトヲ得ス

第九條ノ二 常設興行場ノアル市町村ニ於テハ營利ヲ目的トスル假設興行場ノ建設ヲ許可セス但シ觀物、曲藝、

相撲等ニシテ常設興行場ニ依リ難キモノ其ノ他特殊ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十條 所轄警察官署ハ危害豫防、風俗又ハ衛生ノ爲必要アリト認ムルトキハ興行場ノ改築、修繕、變更又ハ相

當ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第十條ノ二 常設興行場ヲ所有スル者ニシテ第二條第五條ノ規定ニ反シ若クハ第十條ノ命令或ハ第二章各條ニ基

第二章 構造及制限

第十一條 常設興行場ノ構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一 建物ノ前面ハ幅員九尺以上ノ道路ニ面シ且建物ト道路トノ間ニ建坪(附屬建物ヲ除ク以下同シ)二百坪以上ノモノニ在リテハ幅四間以上、建坪百坪以上二百坪未滿ノモノニ在リテハ幅三間以上、建坪百坪未滿ノモノ

興行取締規則

二七九

興行取締規則

二八〇

- ニ在リテハ幅二間以上ノ空地ヲ存スルコト但シ道路及空地ノ幅ヲ合シテ六間ヲ超エルコトヲ要セス
- 二 建物ノ兩側及後方ニハ建坪二百坪以上ノモノニ在リテハ幅三間以上、建坪百坪以上二百坪未満ノモノニ在リテハ幅二間以上、建坪百坪未満ノモノニ在リテハ幅九尺以上ノ空地ヲ存スルコト但シ兩側及後方カ道路ニ沿ヒ又ハ適當ノ防火壁ヲ設クルモノニ在リテハ相當斟酌スルコトアルヘシ
- 三 建物ノ屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺シ且避雷針ヲ設クルコト但シ避雷針ハ土地ノ狀況ニ依リ省略スルコトヲ得
- 四 建物ハ光線ノ射入及空氣ノ流通ノ便ナラシムヘキ構造ト爲スコト
- 五 建物ノ前面ニハ通常出口(幅内法五尺以上高サ内法七尺以上)二箇所以上拂口(幅内法五尺以上高サ内法七尺以上)二箇所以上ニ設ケ前面出入口ト客席トノ間ニ仕切ヲ設クル場合ハ其ノ間口ノ二分ノ一以上開放シ得ル構造ト爲スコト
- 六 非常口ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ設クルコト
  - (イ)階下非常口ハ階下入場者定員八百人未満ニ在リテハ(幅内法五尺以上高サ内法六尺以上)ノモノ二箇所以上ヲ設ケ定員八百人以上ニ在リテハ三百人ヲ増ス毎ニ一箇所ヲ増設スルコト三百人ニ滿タサル場合亦同シ
  - (ロ)階上非常口ハ其ノ階入場者定員三百人未満ニ在リテハ(幅内法四尺以上、高内法六尺以上)ノモノ二箇所ヲ設ケ定員三百人以上ニ在リテハ幅員ヲ増スコト
  - (ハ)建物ノ兩側及後方ニ圍牆ヲ設クルトキハ之ニ適當ナル非常口ヲ設クルコト樂屋又ハ舞臺ノ後面ニハ別ニ非常口ヲ設ケシムルコトアルヘシ

- 七 出入口及非常口ノ扉ハ外開キ又ハ引戸ト爲スコト
- 八 客 席

- (イ)客席ハ一人ニ對スル座席ヲ一尺六寸平方以上(一坪ニ付十四人詰以下)ト爲スコト
- (ロ)客席ニ椅子又ハ腰掛ヲ配置スルトキハ腰掛ハ幅一尺以上全長八尺(一人ニ對スル長サ一尺三寸以上)「六入掛」以下トシ其ノ間隔ハ縱列一尺二寸以上、横列二尺以上トス
- 椅子ハ一脚ニ付一尺三寸平方以上トシ其ノ間隔ハ縱列一尺二寸以上、横列六脚毎ニ二尺以上ト爲スコト
- (ハ)客席左右棧敷ノ床ハ地盤面ヨリ高一尺五寸以上トシ相當ノ通風窓ヲ設ケ中央平場ノ床ハ高一尺以上ト爲スコト但シ床ヲ設ケサル平土間ハ總テ「コンクリート」敲ト爲スヘシ
- (ニ)客席ハ四階以上ニ設ケサルコト
- 九 階上棧敷ニハ前面ニ高サ一尺五寸以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト
- 十 廊下及通路
  - (イ)客席ノ各後方ニハ左ノ區分ニ依リ廊下ヲ設クルコト
    - 一 階下ニ設クル廊下ハ階下入場者定員八百人以上ハ幅六尺以上、五百人以上八百人未満ハ同四尺五寸以上、五百人未満ハ同三尺以上トシ且表出入口ニ接スル廊下ノ幅ハ上記ノ定員ニ比例シ各一尺五寸ヲ増スコト
    - 二 階上ニ設クル廊下ハ幅三尺以上ト爲スコト但シ其ノ階入場者定員三百人未満ナルトキハ幅二尺以上ノ通路ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得興行取締規則

二八一

興行取締規則

二八二

(ロ)客席ニハ適當ノ間隔ニ於テ縱横ニ通路ヲ設クルコト通路ハ其ノ幅一尺ヲ降ラサルコト

(ハ)藝人ノ通路ハ客席ヨリ見透ササル様構造スルコト

十一 階 段

(イ)普通昇降用階段ハ各階毎ニ二箇所以上トシ非常用階段ハ非常口毎ニ設クルコト但シ廻階段ヲ設クヘカラ

(ロ)階段ハ踏面八寸五分以上、蹴上六寸以内トシ幅ハ普通階段ニ在リテハ其ノ階以上ノ入場者定員三百人未  
滿ナルトキハ内法四尺五寸以上トシ定員五十人ヲ増ス毎ニ幅三寸以上ヲ増ス五十人ニ滿タサル場合亦同シ  
非常用階段ニ在リテハ非常口ノ幅ト同寸ト爲スコト

(ハ)階段ノ兩側ニハ堅牢ナル扶欄ヲ設ケ且幅内法五尺以上ノ階段ニ在リテハ中央ニモ之ヲ設クルコト

(ニ)階段昇降口ノ踊場ハ階段ノ幅員以上ヲ一邊トセル正方形ノ面積ヲ有セシムルコト

十二 天 井

(イ)天井ノ高サハ平場ニ在リテハ床面ヨリ二十尺以上、棧敷及廊下ニ在リテハ七尺以上、腰掛、椅子ヲ用フ  
ル棧敷ニ在リテハ八尺以上ト爲スコト但シ建坪七十坪以下ノ興行場及階上ニ客席ヲ設ケサル場合ハ平場ノ  
天井ノ高サ十八尺ト爲スコトヲ得

(ロ)天井ニハ入場者定員百人ニ對シ二平方尺以上ノ換氣孔ヲ裝置シ屋根ニ換氣窓ヲ設クルコト

十三 便 所

(イ)觀客用便所ハ男女區別シテ客席ヨリ二間以上ヲ隔テテ建設シ且入場者定員八百人以上ノモノニ在リテハ

二ヶ所以上ヲ設クルコト

(ロ)便所ノ腰廻リハ煉瓦又ハ「コンクリート」ニテ築造シ大便所ハ各別ニ壺ヲ設ケ小便所ハ一人毎ニ仕切ヲ爲  
シ尿溜ハ建物外ニ設ケ内部ハ何レモ不滲透質材料ヲ以テ構造スルコト

(ハ)便所ニハ相當ノ臭氣拔及流水裝置ノ手洗用器ヲ裝置スルコト

十四 喫煙室ハ各階ニ相當ノ面積ヲ有スルモノ二箇所以上宛ヲ設ケ床ハ耐火構造ト爲シ相當ノ通風窓ヲ設クル  
コト

十五 藝人控所、化粧室、浴場等ハ客席ヨリ見透ササル様構造スルコト

十六 構内適當ナル場所ニ非常用井戸一箇所以上ヲ設クルコト

十七 構内ノ火焚場ハ不燃質材料ヲ以テ築造シ煙突ヲ設クルコト

十八 構内ノ排水設備ヲ完全ニスルコト

第十二條 常設興行場ニハ消火器五個以上ヲ備ヘ且常ニ之カ手入ニ注意スヘシ

第十三條 假設興行場ノ構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一 棧敷ハ堅牢ニシテ高サ五尺以下トシ其ノ下ニ客席ヲ設ケサルコト

二 客席ニハ適當ノ屋根ヲ設クルコト

三 周圍ハ板又ハ綿布類ヲ以テ圍繞スルコト

四 便所ハ臭氣ノ客席ニ達セサル場所ニ設ケ男女ヲ區別シ其ノ他相當ノ設備ヲ爲スコト

五 幅内法六尺高サ内法六尺以上ノ非常口一箇所以上ヲ設クルコト

興行取締規則

二八三

興行取締規則

二八四

第十一條 第五號、第七號、第八號(イ)(ロ)第十號及第十五號ノ規定ハ假設興行場ニ之ヲ準用ス

第九條ニ依ル興行場ニ對シテハ前二項ノ例ニ準ス

第十四條 興行場ニ於ケル非常口、喫煙室、便所其ノ他必要ナル箇所ニハ觀客ノ見易キ場所ニ整一尺五寸幅五寸以上ノ黑板ニ各其ノ名稱ヲ白書シ常ニ固定シ置クヘシ

第十五條 火鉢、煙草盆其ノ他火災ノ原因ト爲リ又ハ燃燒シ易キ物品ヲ藏置スル場所ハ適當ナル防火裝置ヲ爲スヘシ

第十六條 主トシテ活動寫眞ノ興行ヲ爲ス常設興行場ニ在リテハ映寫作業室ノ周圍及天井並床ハ石、煉瓦又ハ「コンクリート」等ノ不燃質物ヲ以テ構造シ出入口及窓ノ扉ハ鐵材其ノ他ノ不燃質物ヲ以テ造リ外開キ又ハ外部ニ取付ケタル引戸ト爲シ且密閉シ得ル様構造スヘシ

第十七條 前條以外ノ興行場ニ於テ活動寫眞ノ興行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ映寫作業室ノ内部ハ鐵板、亜鉛板其ノ他ノ不燃質物ヲ以テ張り詰メ出入口及窓ハ外開キ又ハ外部ニ取付ケタル引戸トシ且密閉シ得ル様構造スヘシ

第三章 興行

第十八條 興行ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ詳記シ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ其ノ許可ヲ受ケタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クヘシ

一 場所場名アルモノハ其ノ場名

二 興行ノ種類、演劇ニ在リテハ其ノ藝題

三 新派劇活動寫眞(活動寫眞連鎖劇ヲ含ム以下同シ)視眼鏡、幻燈、映畫ニ在リテハ其ノ脚本又ハ筋書若ハ說明書

四 興行ノ期間及閉閉ノ時刻

五 入場料又ハ席料、木戸錢、下足、火鉢、敷物料其ノ他入場者ヨリ收受スヘキ一切ノ料金額及其ノ名稱

六 藝人アルモノハ其ノ住所氏名藝名アル者ハ其ノ藝名及鑑札寫

七 活動寫眞ニ在リテハ説明業者ノ住所氏名、及免許證寫

八 燈火ノ位置、種類及其ノ裝置ノ方法

九 興行者ニシテ興行場ノ所有者ニ非サルトキハ其ノ所有者ノ連署

非營利興行ヲ爲サムトスル者ハ前各號ノ外興行ノ目的醜集金ノ贈與又ハ使用ノ方法收支豫算ヲ具スルヲ要ス

所轄警察署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ興行前豫メ試驗ヲ爲シ又ハ第三號以外ノ興行ニ對シ筋書説明書若ハ仕組書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

活動寫眞ハ興行前當廳又ハ所轄警察署ノ檢閲ヲ經タル「フィルム」ニ非サレハ之ヲ映寫スルコトヲ得ス

第十八條ノ二 前條第二項ニ依ル興行者ハ其ノ興行ノ終リタル日ヨリ五日以内ニ收支決算書及醜集金ヲ贈與スルモノハ其ノ受取書寫ヲ添ヘ許可ヲ受ケタル警察署ニ届出ツヘシ

第十九條 祭典緣日等ノ場所ニ於テ一定ノ興行場ヲ建設スルコトナク路上又ハ路傍ニ於テ興行ヲ爲サムトスル者ハ第十八條第一項各號ノ事項及其ノ設備ヲ詳記シ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

興行取締規則

二八五

前項ノ場合ニ於テ他人ノ家屋前ナルトキハ其ノ住居者又ハ管理者ノ承諾ヲ要ス

第二十條 猛惡ナル動物又ハ其ノ演藝ヲ觀覽セシムルトキハ其ノ柵、欄又ハ繫鎖ヲ堅牢ニシテ危險ナカラシムヘシ

第二十一條 活動寫眞器械室ニ於テハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 器械室ニハ當該技術員ノ外濫リニ出入セサルコト
- 二 「フキルム」ハ不燃質物ノ容器ニ納メ其ノ都度回轉卷付ヲ爲シ置クコト
- 三 映寫作業上必要ナル場合ノ外火氣其他燃焼又ハ發火シ易キ物品ヲ持チ入ラサル事
- 四 器械室ニ於テハ喫煙セサルコト
- 五 器械室ニハ相當ノ防火設備ヲ爲シ置クコト

第二十二條 興行者ハ左ノ行爲ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス

- 一 通行人ニ對シ入場ヲ強ユル等ノコト
- 二 藝人其ノ他從業者ノ休息所ニ他人ヲ入レ若ハ藝人ヲ客席ニ入ラシムルコト
- 三 場内ノ通路ニ物品ヲ置キ又ハ其ノ他ノ所爲ニ因リ通行ノ妨害トナルヘキコト
- 四 何等ノ名義ニ拘ラス抽籤又ハ射倂ノ方法ニ依リ入場者ニ金錢、物品其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト
- 五 入場者ノ定員ヲ超過シ若ハ客席以外ノ場所ニ入場者ヲ入ラシムルコト
- 六 妄リニ時事ヲ諷刺シ又ハ政談ニ紛ハシキ言行ヲ爲スコト
- 七 犯罪ノ方法、手段ヲ誘致助成スルノ嫌アル行爲ヲ爲スコト

八 畸形ノ人體又ハ其ノ演技、猥褻ノ物品、動作又ハ惡臭ヲ發スルモノヲ觀覽セシメ其ノ他公安風俗ニ害アル行爲ヲ爲スコト

九 事實ト相違スル看板又ハ之ニ類似スルモノヲ表示シ又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲スコト

十 慘酷ニ涉ルノ嫌アル行爲其ノ他入場者ヲシテ不快ノ念ヲ起サシムル嫌アル行爲ヲ爲スコト

十一 前科者ニシテ當該罪科ニ付懺悔講談ヲ爲シ又ハ前科者タルコトヲ標榜シテ出演スルコト

十二 許可以外ノ事項ヲ演スルコト

十三 客席ヲ暗黒ナラシムルコト

十四 興行中飲食物其ノ他ノ物品ヲ販賣ノ目的ニテ客席及道路ヲ徘徊スルコト但シ其ノ興行ニ關スル印刷物ノ類ヲ販賣スルハ其ノ限ニ在ラス

第二十三條 興行中警察官吏臨監シタルトキハ其ノ求ムル席ヲ供スヘシ

第二十四條 臨監警察官吏ニ於テ興行ノ種類、方法、説明又ハ一般ノ狀況公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ興行ノ停止ヲ命スルコトヲ得

所轄警察署ニ於テ興行ノ種類、方法、説明又ハ一般ノ狀況公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ興行ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第二十五條 興行場ニハ見易キ場所ヲ選ミ三箇所以上ニ入場者ノ定員ヲ揭示スヘシ

第二十六條 入場料又ハ席料、木戸錢、下足、火鉢、敷物料其ノ他總テ入場者ニ請求スル金額及其ノ名稱ハ木戸口及其ノ他賭易キ場所ヲ選ミ一尺幅一尺以上ノ黑板ニ白書シ三箇所以上ニ揭示シ揭示シタル以外ノ金錢ヲ請

興行取締規則

求スヘカラス

第二十七條 客席ニ供スル敷物ハ清潔ナルモノヲ用ヒ且時々日光ニ曝シ客席ハ毎日興行開始前拭掃スヘシ

第二十八條 場内及便所等ハ時々掃除シ便所ニハ防臭劑ヲ撒布スヘシ

傳染病流行シ又ハ其ノ兆アルトキハ特ニ消毒法ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第二十八條ノ二 傳染病流行シ其ノ他衛生上必要ト認ムルトキハ場内ニ於ケル飲食物ノ販賣ヲ制限シ又ハ之ヲ停止スルコトアルヘシ

第二十九條 興行時間ハ日出ヨリ夜間十一時迄ヲ限リトス但シ活動寫眞ニ在リテハ一興行五時間以上繼續スルコトヲ得ス

所轄警察署ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ夜間十二時迄興行ヲ許可スルコトヲ得光線ノ遮斷ヲ必要トスル興行ニ在リテハ興行中其ノ幕間ヲ適度ニ利用シテ五分間以上ノ休憩時間ヲ置キ其ノ時間中ハ適宜窓戸ヲ開放シ室内ノ換氣ヲ爲スヘシ

第三十條 夜間興行スルトキハ日没前ヨリ入場者ノ全ク退散スル迄非常口、出入口、客席、廊下、階段、喫煙室及便所ニ電氣燈又ハ瓦斯燈ヲ点スヘシ其ノ設備ヲ爲ス能ハサル地方ニ在リテハ金屬製油壺ノ洋燈ヲ用ユヘシ電燈又ハ瓦斯燈ヲ使用スルトキハ其ノ故障ノ場合ニ於テ之ニ代フヘキ適當ナル燈火ヲ點スル設備ヲ爲シ置クヘシ但シ非常口ノ燈火ハ赤色ノモノヲ用ウヘシ

燈火ノ可燃質物ニ接近スル場所ニハ適當ナル防火ノ設備ヲ爲スヘシ  
所轄警察署ニ於テ必要ト認ムルトキハ燈火ノ種類、個數、位置、又ハ其ノ設備方法ヲ指示スルコトヲ得

光線ノ遮斷ヲ必要トスル興行ニ在リテハ晝間ト雖前各項及其ノ罰則ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 興行ノ許可ヲ受ケタル日數内ニ於テ休業セムトスルトキハ直ニ其ノ旨所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三十二條 興行中表出入口ハ常ニ開放シ非常口ニハ鎖鑰ヲ施サス火災其ノ他ノ事變ニ際シテハ入場者ヲシテ容易ニ屋外ニ出ツコトヲ得セシムヘシ

第三十三條 入場者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 場内ノ秩序ヲ紊リ又ハ風俗ヲ害スヘキ行爲ヲ爲サ、ルコト
  - 二 興行又ハ入場者ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲ササルコト
  - 三 喫煙室ノ設ケアル興行場ニ在リテハ其ノ室外ニ於テ喫煙ヲ爲ササルコト
- 前項ノ規定ニ違反シタルトキハ臨場警察官吏ニ於テ退場ヲ命スルコトヲ得

第四章 活動寫眞説明業者

第三十四條 活動寫眞ノ説明ヲ業トセムトスル者ハ本籍、住所氏名、生年月日及藝名並履歴ヲ具シ手札形半身一葉ヲ添付シ知事ニ願出免許證ノ下付ヲ受クヘシ但シ他ノ府縣ニ於テ免許ヲ受ケタル者ニシテ一時縣下ニ於テ其ノ業ヲ爲サムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 前條ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ免許證ヲ亡失、毀損シタルトキハ五日間以内ニ知事ニ届出免許證ノ書換又ハ再交付ヲ受クヘシ

廢業シタルトキ他ノ府縣ヘ其ノ就業先ヲ變更シタルトキ免許ヲ取消サレタルトキ又ハ死亡シタルトキハ十日

興行取締規則

興行取締規則

二九〇

以內ニ免許證ヲ返納スヘシ但シ死亡ノ場合ニ在リテハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ其手續ヲ爲スヘシ

第三十六條 活動寫眞説明業者ハ就業中免許證ヲ携帯スヘシ

第三十七條 知事ニ於テ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリ其ノ他不適當ナル事情アリト認ムルトキハ活動寫眞説明業者ノ免許ヲ取消シ又ハ就業ヲ停止スルコトアルヘシ

所在不明ト爲リ六箇月ヲ經過シタルトキハ免許ハ其ノ効力ヲ失フ

第五章 罰

則

第三十八條 第二條、第五條乃至第九條第十二條第十四條第十五條第十八條第一項第四項第十八條ノ二、第十九

條第一項第二十條乃至第二十三條第二十五條乃至第二十八條第一項第二十九條第三十條第一項第二項、第三十

一條乃至第三十三條第一項第三十四條乃至第三十六條ノ規定ニ違反シ又ハ第十條第二十四條第一項第二十八條

第二項第二十八條ノ二第三十條第三十七條第一項ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十九條 業務上ニ關シ代理人、家族、雇人其ノ他ノ從業者ノ爲シタル行爲ニ付テハ自己ノ指揮ニ出サル場合

ト雖第三十八條ノ罰則ハ之ヲ興行場所所有者又ハ興行者ニ適用ス

第四十條 興行場所所有者又ハ興行者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ第三十八條ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代

理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス法人ニ在リテハ

罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

第六章 雜

則

第四十一條 營利ノ目的ニ非スト雖公衆ニ對シ第一條各號ノ行爲ヲ爲サムトスルトキハ本則ノ規定ヲ準用ス

官公署又ハ學校等ニ於テ經營スルノ展覽會、競技會其ノ他興行類似ノ施設及祭典等ノ餘興トシテ神社寺院ノ主

催ニ依リ又ハ體育獎勵ノ目的ヲ以テ在郷軍人會、青年會等團體ノ主催ニ係ル非營業相撲ニ關シテハ本則ノ規定

ヲ適用セス

第四十二條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ願届ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第四十三條 未成年者又ハ禁治産者ノ願届ハ法定代理人ノ連署ヲ要ス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年一月縣令第五號興行取締規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前許可ヲ受ケタル劇場、寄席其ノ他ノ興行場ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル興行場ト看做ス但シ本令第十

一條第十四號、第十六條ノ規定ニ抵觸スルモノハ本令施行ノ日ヨリ六箇月以內ニ本令ノ規定ニ依リ之カ改修ヲ爲

シ第十一條(第十四號ヲ除ク)ノ規定ニ適合セサルモノハ改築又ハ大修繕ノ場合ニ於テ本令所定ノ構造制限ニ從フ

ヘシ

土木建築請負業取締規則

(昭和九年四月十四日  
和歌山縣令第二五號)

第一條 本令ニ於テ土木建築請負業(以下單ニ請負業ト稱ス)ト稱スルハ土木工事又ハ建築工事ノ請負ヲ業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 請負業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ主タル營業所ヲ管轄スル警察署長ノ許可ヲ受クヘシ

一 本籍住所氏名生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所々所在地及代表者ノ本籍住所氏名生年月日並定款ノ寫)

二 營業所々所在地

三 屋號又ハ商號アルトキハ其ノ名稱

他府縣ニ主タル營業所ヲ有スル請負業者ニシテ本縣内ニ支店又ハ出張所ヲ設ケントスル者ハ前項ニ準シ許可ヲ受クヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ請負業ヲ許可セス

一 本令ニ依リ請負業ノ許可ヲ取消サレ二年以上經過セサル者但シ改倭ノ情顯著ナル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 他人ニ名義ヲ利用セシメ又ハ利用セシムルノ虞アル者

三 公安ヲ害スル虞アル者

四 禁治産者、準禁治産者又ハ破産者ニシテ復權ヲ得サル者

五 未成年者又ハ妻ニシテ法定代理人若ハ夫ノ承諾ナキ者

六 前各號ノ外不適當ト認ムル者

第四條 請負業者ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス

一 濫リニ工事ノ請負若ハ下請負ヲ要請スルコト

二 濫リニ入札場附近ヲ徘徊スルコト

三 入札場附近ニ於テ示威若ハ氣勢ヲ張ルカ如キ行爲ヲ爲スコト

四 入札ニ關シ談合行爲ニ依リ事業ノ請負又ハ利益ノ分配若ハ金品ノ贈與ヲ約スルコト

五 工事ニ關シ金錢變應ヲ要請スルコト

六 故ナク工事ヲ遅延スルコト

七 請負工事ニ關シ他ノ法令ニ依ル手續ヲ必要トスル場合之カ完了ヲ確認セスシテ工事ニ着手スルコト

八 工事請負臺帳又ハ從業者名簿ニ虚偽ノ事項ヲ記載スルコト

前項ノ規定ハ其ノ從業者ニ對シテモ亦之ヲ適用ス

第五條 請負業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出テ許可證ノ書換再下附又ハ返納ノ手續ヲ爲スヘシ

一 第二條各號ノ事項ニ變更アリタルトキ

二 許可證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキ

三 廢業シタルトキ

四 死亡又ハ所在不明トナリタルトキ

五 法人ニ在リテハ解散シタルトキ

土木建築請負業取締規則

前項第四號ノ場合ハ戸主又ハ家族第五號ノ場合ハ清算人ヨリ之ヲ爲スヘシ

第六條 請負業者ハ別記第一號様式ノ工事請負臺帳ヲ調製シ所轄警察署ノ檢印ヲ受ケ營業所(支店出張所ヲ含ム)

ニ備付ケ請負契約ノ都度所定事項ヲ記載スヘシ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

前項ノ帳簿ハ使用終了後三年間之ヲ保存スヘシ

第七條 請負業者ハ各工事場ニ別記第二號様式ノ從業者名簿ヲ備付ケ從業者ヲ雇入レ又ハ解雇シタルトキハ其ノ

都度所定事項ヲ記載スヘシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合所轄警察署長ハ營業ノ停止又ハ許可ノ取消ヲ爲スコトアルヘシ

一 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二 第三條第二號乃至第六號ニ該當スルニ至リタルトキ

三 正當ノ事由ナクシテ一年以上工事請負ノ事實ナキトキ

四 六月以上所在不明トナリタルトキ

第九條 警察官吏ハ營業所又ハ工事場ニ臨檢シ又ハ業務ニ關スル簿書ノ檢閲ヲ爲シ若ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第十條 請負業者ハ最初工事ヲ依頼シタル者ノ承諾ヲ得シテ工事ノ下請負ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第十一條 從業者ニシテ公安ヲ害シ又ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察署長ハ請負業者ニ對シ從業者ノ解雇

ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條 所轄警察署長ハ取締上必要アルトキ請負業者ニ對シ本令ニ定ムル規定ノ外本令ノ執行ニ必要ナル事項

ヲ命スルコトヲ得

第十三條 請負業者組合ヲ設ケントスルトキハ區域ヲ定メ營業三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ組合同規約ヲ定メ組合事

務所々在地所轄警察署長ヲ經テ代表者ヨリ知事ニ願出テ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十四條 組合ヲ設ケタル区域内ノ請負業者ハ成ルヘク組合ニ加入スヘシ

組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ加入ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 組合同規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 組合ノ區域、名稱及事務所々在地

二 組合ノ事業

三 役員ノ組織選任及職務權限ニ關スル事項

四 組合ノ權利義務ニ關スル事項

五 會議ニ關スル事項

六 組合財産ノ管理並經費ニ關スル事項

七 組合員ノ加入脱退ニ關スル事項

八 違約者ニ關スル事項

九 組合解散ニ關スル事項

十 其ノ他必要ナル事項

第十六條 知事ニ於テ取締上必要アリト認ムルトキハ組合役員ノ改選規約ノ變更又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトアルヘシ

土木建築請負業取締規則

二九六

第十七條 第二條、第四條、第五條乃至第七條、第十條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ簿書ノ檢閲若ハ其ノ提出ヲ拒ミタル者又ハ第十一條、第十二條ニ基ク命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十八條 請負業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人又ハ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十九條 請負業者未成年者ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 法人又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業員法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ本令ニ規定シタル罰則ハ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

第二十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 本令施行ノ際現ニ請負業ヲ爲ス者ニシテ尙引續キ營業ヲ爲サントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ六十日以内ニ第二條ニ依リ主タル營業所又ハ支店若ハ出張所々在地ヲ管轄スル警察署長ニ願出ツヘシ

第二十三條 本令施行ノ際現ニ存スル請負業者ノ組合ハ本令施行ノ日ヨリ六十日以内ニ第十三條ニ依リ手續ヲ爲スヘシ

第一號様式 (用紙美濃紙)

工事請負臺帳

契約年月日	起業者ノ住所氏名	請負金額	下請人住所氏名	請負金受領額及月日	引渡月日	備考	工事着手年月日	竣工豫定年月日

記載例

- 一 請負金受領額及月日欄ニハ請負金ヲ數回ニ亙リ受領スル場合其ノ都度記入ノコト
- 二 下請人ノ住所氏名欄ニハ數名ノ下請人アルトキハ全部之ヲ記載ノコト
- 三 下請負ノ部分及金額ノ欄記載例ハ前號ニ同シ
- 四 備考欄ニ契約ノ變更其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載スルコト

第二號様式 (用紙美濃紙)

從業者名簿

土木建築請負業取締規則

二九七

土木建築請負業取締規則

二九八

雇入年月日	本籍住所	氏名	年齢	解雇年月日	備考

土木建築請負業取締規則執行手續

昭和九年四月十四日  
和歌山縣訓令甲第一六號

警警 察察 署部

土木建築請負業取締規則執行手續左ノ通相定ム

第一條 土木建築請負業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ支障ナシト認メタル者ニ對シテハ別記第一號様式ニ依ル許可證ヲ交付スヘシ

- 一 規則第二條ノ規定ニ依ル事項ヲ具備スルヤ否ヤ
- 二 規則第三條ノ規定ニ該當スル者ニ非サルヤ否ヤ
- 三 前科ノ有無
- 四 素行、經歷、資産、信用程度(法人ニ在リテハ其ノ業態、資本金並代表者ノ素行、經歷、資産、信用程度)
- 五 規則ニ依リ行政處分ヲ受ケタルコトナキヤ否ヤ
- 六 其ノ他參考トナルヘキ事項

第二條 規則第二條ニ基ク申請ノ拒否又ハ第八條ニ依リ營業停止若ハ許可ノ取消處分ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ警察部長ニ稟議スヘシ

第三條 規則第六條ニ依リ工事請負臺帳ニ檢印願ヲ受理シタルトキハ其ノ裏面ニ紙數年月日ヲ記シ署印ヲ押捺スヘシ

土木建築請負業取締規則執行手續

二九九

三〇〇

土木建築請負業取締規則執行手續

第四條 規則第十一條、第十二條ニ依リ命令ヲ發シタルトキハ其ノ事項ヲ詳細警察部長ニ報告スヘシ但シ重要ト認ムル事項ハ處分前之レカ指揮ヲ受クヘシ

第五條 規則第十三條ニ依リ組合設置ノ認可申請ヲ受理シタルトキハ其ノ内容ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

第六條 警察署ニ別記第二號様式ニ依ル土木建築請負業者臺帳ヲ備ヘ所要事項ヲ記載シ異動ノ都度整理スヘシ

第七條 營業所事務所又ハ工事場ニハ時々監査ヲ勵行スヘシ

別記第一號様式

表

六種

第 號  
土木建築  
請負業 許 可 證

住本 所籍

氏 生 年 月 日

九種

裏

許 可 年 月 日

何 署 署 印

別記第二號様式

(用紙美濃紙)

土木建築請負業者臺帳

考 備	許 可 番 號	許 可 年 月 日	營 業 種 目	主 在 主 在 主 在 タ タ タ ル ル ル 事 事 事 務 務 務 所 所 所 外 主 在 主 在 主 在 ノ タ タ タ 事 事 事 務 務 務 所 所 所	住 本 所 籍	商 氏 年 月 日 名 號	法 定 代 理 人 又 是 否 所 代 表 者 氏 名

土木建築請負業取締規則執行手續

貸座敷營業取締規則

明治三十九年四月十八日和歌山縣令第十六號  
改正 大正二年十二月十八日縣令第六十四號

第一條 貸座敷營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ妻ニ在リテハ民法第十七條ノ場合ヲ除クノ外夫、未成年者、禁治産者ニ在リテハ法定代理人、準禁治産者ニ在リテハ輔佐人ノ連署ヲ要ス

一 本籍、住所、氏名、生年月日、法人ニ在リテハ其ノ名稱、所在地、代表者ノ本籍、住所、氏名、生年月日及定款寫

二 營業ノ場所

三 營業用家屋全部ノ平面、正面側面圖並用途ヲ記載セル間取配置圖(縮尺五十分ノ一)及構造仕様書  
四 樓名又ハ屋號アルモノハ其ノ名稱

五 工事落成期限

許可ヲ受ケタル後妻ト爲リ又ハ禁治産、準禁治産ノ宣告ヲ受タルトキハ十日以内ニ夫ノ許可書又ハ法定代理人、輔佐人ノ同意書ヲ所轄警察署ニ差出スヘシ但シ民法第十七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス  
相續ニ因リ營業ヲ繼承セムトスルトキハ相續確定ノ日ヨリ十日以内ニ第一項第一號、第二號、第四號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ  
相續確定後前項ノ期間内ニ届出ヲ爲ササルトキハ之ヲ廢業シタルモノト看做ス  
相續不確定ノ場合ニ於テ所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ管理人ノ選定ヲ命スルコトヲ得

既設ノ營業所ヲ讓受ケ營業ヲ爲サムトスル者ハ第一項第一號、第二號、第四條ノ事項ヲ具シ前營業者連署ノ上所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第二條 營業所ヲ移轉シ又ハ支店ヲ設ケ若ハ營業用家屋ノ改築、増築又ハ間取ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ前條第一項第二號乃至第五號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ間取變更ノ場合ハ平面、正面、側面圖ノ添付ヲ要セス

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ營業ヲ許可セサルコトアルヘシ法人ノ代表者又ハ法定代理人、輔佐人、管理人ニ付亦同シ

一 殺傷ニ關スル罪、強盜、賭博、略取誘拐詐欺、恐喝、横領及贓物ニ關スル罪犯人藏匿ノ罪ヲ犯シタル者

二 白痴、瘋癲、癩癩者

三 公權剝奪又ハ停止中ノ者

四 素行不良ト認ムル者

五 他人ニ名義ヲ貸スノ虞アリト認ムル者

六 公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル者

許可ノ後前項各號ノ一ニ該當スルコトヲ發見シタルトキ又ハ之レニ該當スル事實ヲ生シタルトキ其ノ他取締上必要アルトキハ其ノ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 貸座敷營業者ハ其ノ營業所内ニ於テ料理屋ヲ除クノ外他ノ營業ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス

第五條 營業用家屋ノ構造、設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ

貸座敷營業取締規則

貸座敷營業取締規則

三〇四

- 一 建物ハ平屋又ハ二階建ニシテ外觀上目立ツヘキ異様若ハ華美ノ構造、裝置又ハ設備ヲ爲スヘカラサルコト
- 二 娼妓ノ控所、溜所及之ニ類スル場所ハ公衆ノ見透シ得サル構造ト爲スコト
- 三 他ノ建物トノ間ニハ適當ノ防火壁ヲ設クルカ又ハ一間以上ノ間隔ヲ保ツコト
- 四 客室及炊事場ハ光線ノ射入空氣ノ流通ニ便ナラシムル爲適當ノ設備ヲ爲スコト
- 五 客室ハ道路又ハ公衆ノ通行シ得ル場所ヨリ見透シ得サル様構造スルコト
- 六 客室ト客室又ハ他ノ室トノ境界ハ壁、襖又ハ板戸ヲ用ヒルコト
- 七 客室ノ天井ノ高サハ床上八尺以上トシ各室四疊半ヲ下ラサルコト
- 八 客室ニハ各異リタル鎖鑰ヲ付シ容易ニ取外ツスコトヲ得サル戸ノ裝置アル押入又ハ容易ニ運搬スルコトヲ得サル箆筒ノ類ヲ設クルコト但シ別ニ客ノ所持品ヲ保管スヘキ設備アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 九 二階客室十坪以上二十坪未滿ノモノハ階段二箇以上ヲ設ケ二十坪以上ハ二十坪迄ヲ増ス毎ニ階段一箇以上ヲ増設スルコト
- 十 階段ハ幅内法三尺以上蹴上六寸以下踏面八寸以上ニシテ裏板ヲ張り堅牢ナル手摺ヲ附シ勾配一尺ニ付八寸八分ヲ超ヘサルコトヲ要ス但シ壁其ノ他固定ノ物體ニ接觸シ昇降ニ危險ナキ場合ハ手摺ヲ設ケサルコトヲ得
- 十一 炊事場及浴場ハ平屋建別棟トシ火焚場ハ相當ノ防火裝置ヲ爲シ煙突ヲ設クルトキハ他ノ建物トノ間ニ九尺以上ノ距離ヲ存シ且ツ屋上六尺以上ヲ突出セシメ煤煙ノ客室又ハ炊事場ニ達セサル様相當ノ設備ヲ爲スコト
- 十二 屋内適宜ノ場所ニ消毒所ヲ設ケ相當ノ器具、藥品ヲ設備スルコト

十三 便所及消毒所ハ客室及炊事場ニ臭氣ノ及ハサル場所ニ設ケ換氣裝置ノ窓扉ヲ設クルコト

十四 炊事場、便所並浴場ノ地盤ハ三寸以上ヲ高クシ石、敲キ、煉瓦其ノ他不渗透質ノ材料ヲ以テ構造シ相當ノ勾配ヲ設クルコト

十五 便所及消毒所ノ汚物ニ觸ルル部分ハ不渗透質ノ材料ヲ用ヒテ構造スルコト

十六 浴場ハ外部ヨリ見透シ得サル様構造スルコト

十七 客ニ供スル枕、敷布圍及上布圍ノ襟部ハ清潔ナル白布ヲ以テ被覆スルコト

十八 貸衣類ハ清潔ナルモノヲ用ヒルコト

十九 客ニ共用セシムルノ目的ヲ以テ便所、浴場其ノ他ノ場所ニ手拭ノ類ヲ備ヘサルコト

第五條ノ二 客室二十坪以上ナルトキハ非常口ヲ設ケヘシ

非常口ハ幅内法五尺以上高サ五尺八寸以上ニシテ扉ハ外開キ戸又ハ引戸ト爲シ其ノ戸締ハ内部ニ之ヲ設ケ容易ニ之ヲ開クコトヲ得ヘキ裝置ヲ爲スヘシ但シ場所ノ狀況並構造ノ模様ニ因リ所轄警察官署ノ認可ヲ得テ之ヲ設ケサルコトヲ得

非常口ニハ堅二尺以上幅五寸以上ノ黑板ニ非常口ト白書シタル標札ヲ掲ケ夜間ハ標燈ヲ點スヘシ但シ標燈ハ赤色ノモノニ限ル

第五條ノ三 客室二十坪以上ナルトキハ適當ノ消火具又ハ消火劑ノ類ヲ供ヘ毎月一回其ノ機能ヲ試験スヘシ

所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時前項ノ試験ヲ行ハシムルコトヲ得

第五條ノ四 階段又ハ廊下若ハ扉要ナル出入口ニ沿ヒタル場所ニ於テ燈具若ハ油類ヲ藏置シ又ハ其ノ取扱ヲ爲ス

貸座敷營業取締規則

三〇五

コトヲ得ス

第五條ノ五 石油ヲ用サル燈具ヲ使用スルトキハ其ノ油壺ハ金屬製ニシテ墜落又ハ轉倒ノ虞ナキ裝置ヲ爲スヘシ

第五條ノ六 出火、近火其ノ他變災アルトキハ速ニ其ノ旨告ニ警告シ保護ヲ怠ルヘカラス

第六條 新築、改築、増築又ハ間取變更ヲ爲シタル營業用建物ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受ケタル後ニアラサレハ

營業ニ供用スルヲ得ス其ノ裝置及設備ヲ變更シタルトキ亦同シ

第六條ノ二 所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ營業用飲料水ノ水質検査ヲ行ヒ若ハ所轄警察官署ノ指定シタル者ノ水質検査成績書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第七條 營業用建物ニシテ危険豫防其ノ他衛生上若クハ風俗上必要ト認ムルトキハ之レカ改築又ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ所轄警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 營業家屋ノ新築工事落成期限後三月ヲ經ルモ尙落成セサルトキ

二 營業許可ノ後正當ノ理由ナクシテ三ヶ月以内ニ開業セス又ハ開業後三ヶ月以上休業シタルトキ

三 法定代理人欠缺シ若ハ夫ノ許可又ハ法定代理人ノ同意ヲ取消サレタルトキ

四 第一條第二項ニ據ル許可書又ハ同意書ヲ差出サス又ハ同條第五項ニ據リ管理人ノ選定ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ選定セサルトキ

五 第七條ノ處分ニ從ハス又ハ本則ニ違反シタル爲處分ヲ受ケ尙改換ノ狀ナキトキ

第九條 營業者自ラ其ノ營業ヲ管理シ難キ場合又ハ支店ノ營業ヲ管理セシメムトスルトキハ管理人ヲ定メ其ノ本

籍、住所、氏名、生年月日ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セシムトスルトキ亦同シ

第十條 營業上使用ノ爲雇人ヲ雇入レントスルトキハ其ノ本籍住所身分氏名年齢及前職業ヲ具シ所轄警察官署ニ

届出認可ヲ受クヘシ但シ十八歳未満ノ女子ヲシテ雇人ノ業務ニ就カシムルコトヲ得ス

前項ノ雇人ニシテ飲食物ノ調理又ハ其ノ取扱若ハ客ノ接遇ニ關係セシムル者ナルトキハ結核、癩、梅毒、其ノ他傳染性疾患ナキ旨ヲ證明シタル醫師ノ診斷書ヲ添付スルコトヲ要ス

所轄警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時前項診斷書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ所轄警察官署ハ醫師ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 第三條第一項第一號乃至第四號第六號ニ該當スル者ヲ雇人ト爲スコトヲ得ス

雇人ニシテ公安風俗又ハ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムル者アルトキハ所轄警察官署ニ於テ解雇ヲ命スルコトヲ得

第十二條 左ノ場合ニ於テハ事故ノ生シタルトキヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ第一號ノ事項ハ

戸籍法上ノ届出義務者ヨリ届出ツヘシ

一 本人ノ死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ

二 本則第一條第一項第一號及第四號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

三 廢業、休業、復業又ハ法人ノ解散シタルトキ

四 夫又ハ法定代理人、輔佐人、法人ノ代表者ニ異動ヲ生シ又ハ管理人ヲ廢止シタルトキ

五 雇人ヲ解雇シタルトキ

貸座敷營業取締規則

貸座敷營業取締規則

六 寄寓娼妓ノ逃亡轉居又ハ死亡シタルトキ

第十三條 營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 直接ト間接トヲ問ハス客ヲ勸誘シ若クハ遊興ヲ勸ムル意アル廣告ヲ爲シ又ハ引札等ヲ配付セサルコト
- 二 客ノ需メナキ食物ヲ勸メ若ハ藝妓ノ招聘ヲ強ヒサルコト
- 三 十七歳未満ノ男子及學校ノ徽章ヲ附シタル學生生徒ノ遊興セシメサルコト
- 四 遊客ノ氏名ヲ尋ネ又ハ面會通信等ヲ爲サムトスル者アルトキハ隠秘スルコトナク之ニ應スルコト
- 五 席貸料娼妓揚代金等ハ室内見易キ場所ニ揭示シ置クコト
- 六 所轄警察官署又ハ其ノ警察官吏ノ承認ヲ受ケスシテ遊興費其ノ他ノ代償又ハ擔保トシテ客ノ所持品ヲ領置シ又ハ他人ヲシテ領置セシメサルコト
- 七 客ヨリ物品ノ質入賣却依頼アリタルトキハ直ニ警察官吏ニ申告シ承認ヲ受クヘキコト
- 八 公衆ノ見得ヘキ場所ニ娼妓ヲ座列セシメサルコト
- 九 人目ヲ惹クヘキ看板又ハ標燈ヲ掲ケ其ノ他外觀ヲ裝フヘキ裝飾ヲ爲ササルコト
- 十 寄寓娼妓ニ對シ虚待ヲ加ヘ又ハ醜態ノ舞技ヲ演セシメサルコト
- 十一 寄寓娼妓疾病ニ罹リタルトキ相當ノ醫療ヲ加ヘシムルコト
- 十二 休業中ノ娼妓ヲ客席ニ侍セシメ又ハ娼妓ニ非サル者ヲシテ娼妓ニ紛ハシキ行爲ヲ爲サシメサルコト
- 十三 客ニシテ疾病ニ罹レルトキハ醫療藥餌等其ノ需ニ應シ懇切ニ取扱フヘキコト
- 十四 結核、癩、梅毒其ノ他傳染性疾患アリト認ムル客ニ供シタル食器、寢具、衣類等ハ適當ノ消毒ヲ行ヒタ

ル後ニ非サレハ他ノ客ニ供セサルコト

十五 便所ハ毎日掃除シ時々防臭劑ヲ撒布シ且ツ消毒藥ヲ混入スルコト

第十三條ノ二 營業者ハ娼妓一人毎ニ貸借計算簿ヲ調製シ一切ノ貸借關係ヲ記載シ異動アル毎ニ其ノ記入ヲ爲スヘシ

前項ノ簿冊ハ其ノ副本ヲ作り之ヲ娼妓ニ交付シ異動アル毎ニ其ノ記入ヲ爲スヘシ

所轄警察官署ハ前二項ノ貸借計算簿及其ノ副本ヲ検査セシメ必要ノ事項ヲ指示セシムルコトヲ得

第十四條 營業者ハ娼妓名簿登録申請中ノモノ又ハ登録ヲ拒マレタルモノ及娼妓稼業ヲ禁止若クハ停止セラレタルモノヲ所轄警察官署ノ許可ナクシテ寄寓セシムヘカラス

第十五條 左ノ場合ニ於テハ直ニ警察官吏ニ申告スヘシ

- 一 身元詳ナラサル者ヨリ金錢物品ヲ貰受ケ又ハ預リタルトキ
  - 二 身分不相應ノ金錢物品ヲ所持シ若クハ金錢ヲ濫費スルモノアルトキ
  - 三 遊客ノ言語、舉動、風體、所持品等ニ就キ不審ト思料スルトキ
  - 四 娼妓取締規則施行細則第十二條ノ通告ヲ受ケタルトキ
- 第十六條 營業者ハ附録第一號様式ノ遊客人名簿ヲ調製シ所定ノ事項ヲ記載シ使用後滿一箇年間保存スヘシ若シ毀損亡失シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 警察官吏ハ日出後、日没前又ハ公開時間内ハ何時ニテモ前項ノ簿冊ヲ検査スルコトヲ得營業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

貸座敷營業取締規則

貸座敷營業取締規則

三一〇

- 第十七條 營業者ハ指定地域毎ニ組合ヲ設クヘシ
- 第十八條 組合ハ左ノ事項ニ就キ規約ヲ設ケ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ變更シタルトキ亦同シ
- 一 取締人ノ任期及選舉方法
  - 二 會議方法
  - 三 取締以下ノ報酬
  - 四 組合費用ノ收支方法
  - 五 娼妓自衛的防毒豫防及正業ニ徴スル設備方法
  - 六 席賃料及娼妓揚代金
  - 七 違約者處分方法
  - 八 右ノ外營業上必要ノ事項
- 第十九條 組合ニハ正副取締人各一人ヲ互選シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ
- 第二十條 組合取締人ハ所轄警察官署ノ指定シタル事項其ノ他組合ニ關スル一切ノ事務ヲ處辨スヘシ
- 第二十一條 營業者其營業ニ關スル願届ニハ組合取締人ノ加印ヲ受クヘシ取締人ニ於テ加印ヲ爲サ、ルトキハ其ノ理由ヲ具シ直ニ所轄警察官署ニ差出スコトヲ得
- 第二十二條ノ二 組合取締人不適當ナリト認ムルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ改選ヲ命スルコトヲ得
- 第二十二條 本則第一條第一項、第五項、第二條、第四條、第五條ノ二第二項、第五條ノ三第一項第五條ノ四乃至第五條ノ六、第六條、第九條、第十條第一項、第十二條、第十三條、第十三條ノ二第一項、第二項、第十四

- 條乃至第十六條ニ違反シタル者又ハ營業停止ヲ命セラレタル場合ニ於テ營業ヲ爲シ又第五條ノ三第二項、第六條ノ二、第七條、第十條第三項、第十一條第二項ノ處分ニ從ハサル者又ハ第十三條ノ二第三項ノ検査ヲ拒ミ又ハ指示ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第二十三條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照ラシ之ヲ罰ス但シ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得
- 第二十四條 家族、雇人、其ノ他ノ從業者ノ行爲ニ付テハ第二十二條ノ罰則ハ之ヲ營業者ニ適用ス
- 第二十五條 未成年者、禁治産者ノ法定代理人及法人ノ代表者又ハ管理人ハ第二十二條及前條ノ適用ニ付テハ之ヲ營業者ト看做ス但シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ營業者ニシテ本則規定ノ構造、設備ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ一年六箇月以内ニ相當ノ設備ヲ爲シ所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ但シ第五條第二號第六號、第九號、第十號、第十三號ノ規定ニ付テハ其ノ家屋ノ改築又ハ大修繕ヲ爲ス迄之ニ據ラサルコトヲ得

貸座敷營業取締規則施行手續

貸座敷營業取締規則施行手續

明治三十九年五月  
訓第百二十三號

- 第一條 營業不許可ノ處分ヲ爲サントスルトキ又ハ規則第三條但書ニヨリ許可ヲ與ヘントスルトキハ其事由ヲ詳具シ警務長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第二條 規則第三條第二項ニヨリ營業ノ禁止又ハ停止ノ必要アルトキハ其事由ヲ具申スヘシ
- 第三條 規則第七條ニヨリ營業用家屋ノ改築變更ヲ命セントスルトキハ警務長ニ詳具シ指揮ヲ受クヘシ但シ事情急迫ニシテ指揮ヲ待ツノ邊ナキトキハ本條ノ命令ヲ爲シタル後其事由ヲ詳報スヘシ
- 第四條 貸座敷營業者名簿ハ附錄第一號様式ニヨリ調製シ索引ヲ付スヘシ
- 第五條 貸座敷免許地内巡行ノ巡查ニハ特ニ左ノ事項ヲ視察セシムヘシ
  - 一 取締規則ニ違反スルモノナキヤ否
  - 二 娼妓ニシテ體質又ハ疾病等ニヨリ稼業ニ堪ヘサル者若クハ虐待ヲ受クル者ナキヤ否
  - 三 貸座敷免許區域内ヲ徘徊シ娼妓廢業ヲ煽動スルノ目的ヲ以テ街頭演說新聞紙朗讀其他人心ヲ騷擾セシムヘキ行爲ヲ爲スヘキモノナキヤ否
  - 四 娼妓衛生上ノ注意行届クヤ否

様式略ス

宿屋營業取締規則

大正十三年十二月十九日縣令第四十號  
改正 昭和三年二月縣令第一六號  
昭和八年六月縣令第五〇號

第一章 總 則

則

- 第一條 宿屋營業トハ旅人宿下宿屋及木賃宿ヲ營業トスルモノヲ謂フ
- 第二條 宿屋營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ支店ヲ設ケムトスルトキ及營業所ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但シ工事ニ關係ナキ部分ノ書類及圖面ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 一 願人ノ本籍住所職業氏名生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地代表者ノ住所氏名年齢及定款寫
- 二 營業ノ場所
- 三 營業ノ種別
- 四 商號又ハ屋號
- 五 前住所
- 六 敷地及建物ノ面積
- 七 圖 面
  - (イ)營業所周圍ノ見取圖(縮尺約六百分ノ一)
  - (ロ)敷地内建物ノ配置圖(縮尺約二百分ノ一)
  - (ハ)建物ノ平面圖(縮尺約五十分ノ一)トシ客室間取面積出入口、料理場、井戸、便所、洗面場、浴場ノ位置

宿屋營業取締規則

宿屋營業取締規則

ヲ表示スルコト)

三一四

八 營業用家屋ヲ新築、改築セムトスルモノハ其ノ落成期日  
九 營業用家屋他人ノ所有ナルトキハ其ノ所有者ノ住所氏名

營業者未成年者禁治産者又ハ妻ナルトキハ前項ノ申請書ノ法定代理人輔佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第三條 宿屋營業者ハ同一構内ニ於テ貸座敷、料理屋、飲食店、待合茶屋、藝妓置屋營業ヲ爲シ又ハ他人ヲシテ  
之ヲ爲サシムルコトヲ得ス

但シ土地ノ狀況ニ依リ又ハ其他特別ノ事由アリト認ムルトキハ同一構内ニ於テモ特ニ兼業ヲ許可スルコトアル  
ヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ營業ヲ許可セス

一 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ行爲アリト認メラル者

二 本則ヲ遵守スル能力ナシト認メラル者

三 強盜、窃盜、詐欺、横領ノ罪、猥褻、姦淫ノ罪、贓物ニ關スル罪、賭博ニ關スル罪ヲ犯シテ刑ニ處セラレ  
タル者刑ノ執行猶豫中ノ者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但改悛ノ情著シキ者ハ特ニ許可スルコト  
アルヘシ

四 紹介業ヲ爲ス者

五 他人ニ名義ヲ貸ス事實アリト認ムル者

六 風致上害アリト認ムル地域ニ於テ營業ヲ爲サムトスル者

七 當該營業者トシテ不適當ト認ムル者  
第五條 以下省略

料理屋及飲食店營業取締規則

明治三十七年六月一日  
縣令第三十三號

料理屋及飲食店營業取締規則左ノ通り相定ム

第一條 料理屋及飲食店營業ヲナサントスル者ハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ支店ヲ設ケントスル者及營業所ヲ變更セントスル者亦同シ

一 族籍住所氏名及生年月日

二 營業ノ場所

三 營業用家屋ノ平面圖

四 商號又ハ屋號

五 前住所

六 妻及未成年者ニアリテハ民法ノ規定ニヨリ許可ヲ與ヘタル者ノ連署

所轄警察官署ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ前項營業ヲ許可セサルコトヲ得

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ營業者又ハ其ノ營業管理人タルコトヲ得ス

一 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ行爲アリト認めラルル者

二 本則ヲ遵守スル能力ナシト認めラルル者

三 強盜竊盜詐欺横領ノ罪、猥褻姦淫ノ罪、贓物ニ關スル罪、賭博ニ關スル罪ヲ犯シテ處セラレタル者刑ノ執行猶豫中ノ者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但改悛ノ情著シキ者ハ特ニ許可スルコトアルヘシ

許可ノ後前項各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ營業ヲ停止スルコトヲ得

第三條 營業用ノ建物ハ警察官署ノ検査ヲ經ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第四條 左ノ事項ハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但死亡失踪又ハ逃亡ノ場合ニ於テハ戸主後見人相續人其ノ他ノ最近親族ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 族籍、住所、氏名及商號又ハ屋號ヲ變更シタルトキ

二 廢業、死亡、失踪又ハ逃亡シタルトキ

三 第八條ノ雇人ヲ解雇シ若シクハ家族ノ婦女ヲシテ客ヲ接遇セシムルコトヲ停止シ又ハ其ノ死亡若シクハ逃走シタルトキ

四 營業所ヲ他ノ警察管轄内ニ移轉シタルトキ

五 一箇月以上休業シタルトキ

營業者所在不明トナリ六箇月ヲ經過シタルトキハ許可ノ効力ヲ失フ休業一箇年以上ニ及ヒタルトキハ所轄警察官署ハ許可ノ失効ヲ宣告スルコトヲ得

第五條 支店ヲ設クルモノ又ハ事故ノ爲メ自ラ其ノ營業ニ從事セサルモノハ營業管理人ヲ定メ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

營業管理人ハ營業者ニ代テ其ノ責ニ任スヘシ

第六條 相續其ノ他ノ事由ニ依リ營業ノ繼承ヲ爲サントスルモノハ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ

料理屋及飲食店營業取締規則

料理屋及飲食店營業取締規則

料理屋及飲食店營業取締規則

料理屋及飲食店營業取締規則

料理屋及飲食店營業取締規則

料理屋及飲食店營業取締規則

具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

讓受ノ場合ニ於テハ讓渡人家督相續ノ場合ニ於テハ生存被相續人前項ノ願書ニ連署スヘシ

第七條 數回ノ處罰ヲ受クルモ尙本則ヲ遵守セサルモノハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 營業上用人ヲ雇入レタルトキハ五日以内ニ其ノ族籍住所氏名生年月日前住所及前職業ヲ具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ但シ特ニ指定シタル土地ニ在リテハ豫メ其ノ認可ヲ受クヘシ家族ノ婦女ヲシテ客ノ接遇ニ從事セシムトスルトキハ前項ニ準シ届出ツヘシ

第九條 營業者及其ノ營業管理人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 密賣淫ニ關スル罪ニ依リ處刑セラレタル者又ハ藝妓酌婦取締規則第七條ニ該當スル婦女ヲ同居セシメサルコト

二 藝妓ヲ寄寓若シクハ宿泊セシメサルコト

三 藝妓ニアラサルモノヲシテ之ニ紛ハシキ所業ヲナサシメサルコト

四 夜間十二時後ハ歌舞音曲其ノ他喧擾ニ涉ル所業ヲナサシメサルコト但シ同一構内ニ於宿屋ヲ營業スル者ハ午後十時迄トス

五 濫リニ飲食遊興ヲ勸メ又ハ客ノ需メナキ酒肴ヲ供スヘカラサルコト

六 客ヲ宿泊セシムヘカラサルコト但シ警察官吏ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限りニアラス

七 客ニ面會ヲ求メ又ハ通信ヲナスモノ等アルトキハ速ニ取次クヘキコト

八 飲食又ハ遊興料ノ抵償トシテ客ノ物品ヲ收受シ若シクハ預リ置カントスルトキハ所轄警察官吏ノ承認ヲ受クルコト

九 客ヨリ携帶品ノ質入、賣却等ノ依頼ヲ受ケタルトキハ直ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

十 客ノ疾病ニ罹リタルトキハ醫藥食物等ノ需メニ應シ懇切ニ取扱ヒ若シ傳染病ノ疑アルトキハ即時所轄警察官吏ニ申告スルコト

十一 客ノ爲メニ立替ヘ支拂スヘキ車賃船賃等ハ定額ヲ超ユルヘカラサルコト

十二 客ノ遺留品ハ確實ニ保管シ送還ノ手續ヲ爲スヘシ若シ送還シ能ハサルトキハ速ニ所轄警察官吏ニ届出ツルコト

十三 客ニシテ身分不相應ノ金品ヲ所持シ又ハ不審ト認ムルモノハ速ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

十四 肺結核其ノ他人ノ嫌疑スヘキ病症アル者ハ營業ニ從事スヘカラサルコト

十五 酌婦ニアラサルモノヲシテ客ノ接遇ニ從事セシメサルコト

第十條 營業組合ヲ設ケントスルモノハ規約及代表者ヲ定メ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第十一條 待合茶屋芝居茶屋遊船宿等ノ名義ノ如何ニ拘ラス客席ヲ設ケテ客ニ酒肴ヲ供スル營業者ハ料理屋ト見做シ本則ヲ適用ス

料理屋ニシテ仕出シノミヲ爲ス者飲食店ニシテ煮賣ノミヲ爲ス者ニハ本則ヲ適用セス

第十二條 本則ニ違反シタル者及本則第二條ノ營業停止處分ニ從ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ

料理屋及飲食店營業取締規則

料理屋及飲食店營業取締規則

三二〇

營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自  
己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス  
法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス  
法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十三條 本則ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス但第九條第二號ハ來ル十二月三十一日迄其ノ施行ヲ延期ス

形像取締規則

(明治三十三年五月十九日内務省令第十八號  
改正 大正十三年四月内務省令第十三號)

第一條 官有地及公衆ノ往來出入スル地ニ於テ永久保存ノ目的ヲ以テ人物其ノ他ノ形像ノ建設、移轉、改造又ハ  
除却セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ墓地境内ニ於テ慣例ニ依リ禮拜ノ用ニ供スルモノハ此ノ限  
ニ在ラス

第二條 形像ノ建設、移轉、改造ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ添附スヘシ

- 一 形像ノ位置ヲ表示セル地圖
- 二 形像ヲ設置スヘキ土地ノ種目
- 三 地主又ハ其ノ土地若ハ形像ニ關スル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ承諾ノ有無
- 四 形像ノ物質、製作方法ハ其ノ設計及圖面
- 五 礎石其ノ他ノ部分ニ文字ヲ表ハストキハ其ノ文字
- 六 歴史上顯著ナラサル人物ノ形像ニ係ルトキハ其ノ人ノ事蹟又寓意アルトキハ其ノ寓意
- 七 費用ヲ募集スルモノハ募集及支出ノ方法
- 八 形像ノ管理及維持方法

形像ノ除却ノ許可申請書ニハ其ノ形像ノ來歴及除却ヲ要スル理由ヲ具シタル書面ヲ添附スヘシ  
第三條 内務大臣ニ於テ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ風俗ノ取締ヲ爲スカ爲必要ト認ムルトキハ既ニ建設シタル形像  
ノ移轉、改造又ハ除却ヲ命スルコトアルヘシ

形像取締規則

三二一

廣告物取締規則

(明治四十四年七月  
縣令第四十一號)

第一條 左ニ掲クル地域ニハ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ヲ設置スルコトヲ得ス但シ公益ノ爲ニスル廣告

物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ニシテ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 社寺佛堂境内

二 公園

三 名勝地、古蹟、古蹟地並ニ其附近ノ地

祭典法要、説教其ノ他社寺、佛堂説教所ノ類カ其ノ事務ノ爲ニスル場合ハ前項ノ規定ヲ適用セス

所轄警察官署ニ於テ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ニ因リ美觀又ハ風致ヲ添フルモノト認ムルトキ

ハ第一項ノ規定ニ拘ハラステニ許可スルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル地域ニハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クルニ非サレハ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置

ヲナスコトヲ得ス其ノ改設變更ノトキ亦同シ

一 鐵道又ハ軌道線路ノ沿道並ニ線路ヨリ展望シ得ヘキ場所

二 市街地並ニ之ニ接續スル地ノ大通

三 港灣著名ナル河川ニ面シタル場所及四面ヨリ展望シ得ヘキ高地又ハ海上ヨリ展望シ得ヘキ土地

四 溫泉場、養保場、遊覽地

五 公園及社寺、佛堂境内ニ接續シタル三十間以内ノ土地

六 鐵道院線橋本停車場ヨリ九度山町又ハ河根村ヲ經テ同線高野口停車場ヨリ九度山町ヲ經テ同線笠田停車場

ヨリ見好村ヲ經テ高野山ニ達スル道路又ハ道路ヨリ展望シ得ヘキ場所

第三條 廣告物ノ表示又ハ之ニ關スル物件ノ設置願書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 表示又ハ設置ノ場所及期限

二 物質、形狀、寸法、色彩及構造ノ方法

三 廣告ノ文字又ハ圖畫

四 地主又ハ管理者ノ承諾書

第四條 屋上ニ掲出スル廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ニシテ縦又ハ横六尺以上若ハ重量五貫匁以上ノ物件

ハ其ノ構造ノ方法ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ廣告物表示ノ爲廣告塔ヲ設ケムトスル者ハ其ノ構造ノ

方法ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 第一條第一項第二條第四條ニ違反シタル者ハ二十日未滿ノ拘留又ハ拾五圓未滿ノ科料ニ處ス

銃砲火藥類取締法抄

(明治四十三年四月十三日法律第五十三號)  
改正 大正六年第二號大正十一年第二號

第一條 銃砲ノ製造又ハ火藥類ノ製造、變形若ハ修理ハ其ノ營業者又ハ行政官廳ノ許可若ハ委託ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ理化學上ノ實驗、鳥獸ノ捕獲及驅除、射的練習等ノ用ニ供スル火藥類ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニアラス

第二條 火藥、爆藥ノ製造ハ帝國臣民又ハ帝國臣民ノミヲ社員若ハ株主トスル會社ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ行政官廳ノ委託ヲ受ケタル場合、行政官廳ノ許可ヲ受ケ新規發明ニ係ル火藥爆藥ヲ一定ノ期間試験ノ爲製造スル場合又ハ前條但書ノ規定ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 銃砲、火藥類ハ之ヲ行商シ又ハ市場若ハ露店其ノ他屋外ニ於テ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

第十條 行政官廳ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ銃砲、火藥類ノ製造所、貯藏所其ノ他銃砲火藥類ヲ收藏スルノ疑アル場所ニ臨檢シ又ハ銃砲、火藥類及之ヲ收藏スルノ疑アル物件若ハ營業上ノ帳簿其ノ他ノ書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

行政官廳ハ危害豫防ノ爲銃砲、火藥類ノ製造所若ハ火藥類ノ貯藏所ノ改築若ハ修繕ヲ命シ又ハ火藥類ニ關シ若ハ其ノ貯藏、運搬其ノ他ノ取扱ニ關シ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 行政官廳ハ保安上、軍事上又ハ外交上必要アリト認ムル場合ニ於テ銃砲、火藥類ノ輸出若ハ輸入ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十四條 左ノ事項ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

一 本法ノ適用ヲ受クヘキ銃砲、火藥類ノ範圍及新規發明ニ係ル火藥類ヲ一定ノ期間試験ノ爲製造スル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ許可ヲ受ケ又ハ營業トシテ製造、變形又ハ修理シ得ル普通火藥類ノ範圍

二 銃砲、火藥類ノ取引、授受、使用、運搬貯藏其ノ他ノ取扱

三 銃砲、火藥類ノ取扱人及火藥類ノ作業主任者ニ關スル事項

四 銃砲、火藥類製造所及火藥類貯藏所ニ關スル事項

五 火藥類ヲ要スル工事又ハ工業ニ關スル事項

第十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ全部又ハ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ銃砲、火藥類ニ非サル他ノ戎器又ハ爆發質物品ニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

本法ノ一部ヲ適用スルノ必要ナシト認ムル銃砲、火藥類ニ關シテハ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

銃砲火藥類取締法施行規則抄

(改正大正十六年勅令第百八十四號  
大正十二年勅令第百七十六號)

第一條 銃砲、火藥類取締法ニ於テ銃砲ト稱スルハ軍用銃砲及非軍用銃砲ヲ謂フ

軍用銃砲トハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍用銃砲トシテ指定シタル銃砲及千米突以上ノ距離ニ有効ニ彈著スヘキ裝置ヲ有シ陸軍又ハ海軍ノ用ニ供シ得ヘキ銃砲ヲ謂ヒ非軍用銃砲トハ其ノ他ノ銃砲ヲ謂フ

第二條 銃砲、火藥類取締法ニ於テ火藥類ト稱スルハ左ニ掲クル火藥、爆藥及火工品ヲ謂フ

一 火藥硝化塩類ヲ主トスル有煙火藥、硝化纖維素ヲ主トスル無煙火藥又ハ硝化纖維素トナイトログリセリントノ結合物ヲ主トスル無煙火藥ノ類

二 爆藥雷酸塩(雷汞ノ類)起爆ノ用途ニ供スル窒化物(窒化鉛ノ類)其ノ他ノ起爆劑、ナイトログリセリン及之ヲ主トスル爆發藥(各種ダイナマイトノ類)硝酸塩、塩素酸塩若ハ過塩素酸塩ヲ主トスル爆發藥又ハ爆發ノ用途ニ供スル綿火藥、芳香系列ノ硝化物(ナイトロベンジン、ナイトロナフサリン、ナイトロトリリユオール、ピクリン酸及テトラナイトロメチルアニリンノ類)及之ヲ主トスル混和物

三 火工品實包、空包、藥包、彈藥筒、火藥若ハ爆藥ヲ裝填シタル彈丸若ハ水雷、雷管、信管、爆管、門管、緩燃導火線(一尺ノ燃焼時間十秒以上ヲ要スルモノ)速燃導火線又ハ煙火其ノ他火藥若ハ爆藥ヲ使用シタル火工品但シ玩具普通火工品ヲ除ク

雷管又ハ信管ヲ裝置シタル導火線ハ雷管又ハ信管ト看做ス

第二條ノ二 新規發明ニ係ル火藥類ヲ一定ノ期間試験ノ爲製造スル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ許可ヲ受ケ又ハ管

業トシテ製造、變形又ハ修理シ得ル普通火藥類ハ左ニ掲クルモノニ限ル

一 火藥、硝酸塩類ヲ主トスル有煙爆藥又ハ硝化纖維素ヲ主トスル無煙火藥

二 爆藥、雷酸塩(雷汞ノ類)ナイトログリセリン及之ヲ主トスル爆發藥(各種ダイナマイトノ類)硝酸アンモニ  
ア若ハ過塩素酸塩ヲ主トスル爆發藥、爆發ノ用途ニ供スル綿火藥、芳香系列ノ硝化物(ナイトロベンジン、  
ナイトロナフサリン、ナイトロトリリユオール、ピクリン酸及テトラナイトロメチルアリニンノ類)及之  
ヲ主トスル混和物又ハ煙火原料用爆藥

三 火工品全部

第十三條 火藥類販賣業者ハ火藥庫ヲ備フルコトヲ要ス

第十八條 軍用銃砲又ハ左ノ各號ノ火藥類ノ讓渡及讓受ノ許可ハ所轄警察官署ニ之ヲ申請スヘシ

一 火藥 一貫三百匁以内

二 銃用實包 千箇以内

三 銃用空包 千箇以内

四 銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管又ハ雷管附藥莢 二千箇以内

第二十七條 火藥類ハ第十八條各號ノ一ニ該當スルモノ及左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外火藥庫又ハ倉庫以外ノ場所ニ之ヲ貯藏スルコトヲ得ス

一 土工其ノ他一時ノ事業ニ要スル火藥類ヲ其ノ事業中假貯藏所ニ貯藏スル場合

二 一月以内完了スヘキ土工其ノ他ノ事業ニ要スル火藥類ニシテ第十七條各號ノ一ニ該當スルモノヲ其ノ事業

銃砲火藥類取締法施行規則抄

中十日以内ヲ限り所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ其ノ指定シタル安全ノ場所ニ貯藏スル場合  
 三 火藥ヲ裝填セサル雷管附藥莖ヲ安全ナル場所ニ貯藏スル場合  
 第二十八條 火藥類貯藏所ニ貯藏スル火藥ハ左ノ數量ヲ超過スルコトヲ得ス

貯藏所ノ種類	火藥庫	倉庫	假貯藏所
火藥類ノ種類			
火藥	一萬貫	十二貫	五千貫
爆藥	五千貫	三貫	二千五百貫
銃用實包	二千萬箇	三萬箇	千萬箇
銃用空包	二千萬箇	三萬箇	千萬箇
銃用雷管	五千萬箇	十萬箇	五百萬箇
工業用雷管	三百萬箇	一萬箇	三十萬箇
信管爆管門管	無制限	三萬箇	無制限

前項ニ掲ケサル火工品ハ其ノ原料タル火藥又ハ爆藥ノ數量ニ依リ前項ノ規定ヲ適用ス但シ雷管附藥莖及導火線ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 内務大臣ハ安全ナル位置ニ於テ特別ノ設備ヲ爲シタル火藥庫ニ付危險ノ虞ナシト認ムル程度ニ於テ前條ノ數量ヲ超過スル火藥類ノ貯藏ヲ許可スルコトヲ得

第三十條 火藥類ノ製造又ハ變形修理ヲ爲ス作業所ニ存置シ得ヘキ火藥類ノ數量ハ其ノ設備ニ應シ製造若ハ變形修理ヲ委託若ハ許可シ又ハ其ノ營業ヲ許可シタル行政官廳之ヲ指定ス

第三十一條 火藥類ハ内務大臣ノ定ムル區別ニ依リ各別棟ノ火藥類貯藏所ニ之ヲ貯藏スヘシ但シ倉庫ニ在リテハ不燃質物ヲ以テ造リタル隔壁ニ依リ遮斷スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 火藥類貯藏所ノ新設ハ所在地廳府縣長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ増築、改築、修繕又ハ模樣替ノ工事ヲ爲ストキ亦同シ

工事ヲ竣リタル火藥類貯藏所ヘ警察官ノ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十三條 第二十八條ノ規定ニ依リ火藥類貯藏所ニ貯藏スルコトヲ得ヘキ最大數量ノ火藥類ノ貯藏ニ付テハ倉庫ヲ除クノ外其ノ外壁ヨリ左ノ距離ヲ保有スヘシ

- 一 宮城、離宮、御用邸又ハ神宮ヘ二十町以上
  - 二 皇陵、社寺、學校、公園、電氣瓦斯若ハ石油ノ工場、電力若ハ火力ヲ使用スル工場發火質物件ヲ蓄積スル場所、鐵道、軌道、汽船ノ常航路若ハ繫留所又ハ市街地ヘ四丁以上
  - 三 宅地、國道、縣道、電線、瓦斯ノ傳導管、火ヲ取扱フ場所、蓄積シタル燒燃物其ノ他内務大臣ノ指定シタル箇所ヘ五十間以上
- 前項ノ距離ハ貯藏數量ノ増減ニ從ヒ貯藏數量ノ平方根ニ比例シテ之ヲ増減ス但シ各距離ノ五分ノ一ヲ下ルコト  
 銃砲火藥類取締法施行規則抄

銃砲火藥類取締法施行規則抄

三三〇

ヲ得ス倉庫ハ其ノ外壁ノ周圍ニ一間以上ノ空地ヲ保有スヘシ貯藏數量ヲ減少シ特ニ廳府縣長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
廳府縣長官ハ必要ト認ムルトキハ假貯藏所ニ付第一項及第二項ノ規定ニ依ル距離以上ニ於テ特ニ其ノ距離ヲ指定スルコトヲ得

火藥類貯藏所相互ノ距離ニ付テハ本縣ノ規定ヲ適用セス

第三十四條 內務大臣ハ天然又ハ人造ノ掩體ノ狀態其ノ他土地又ハ設備ノ狀況ニ依リ危險ノ虞ナシト認ムル程度ニ於テ前條ニ定ムル距離ノ減少ヲ許可スルコトヲ得

第三十五條 第二十九條及前條ノ許可ハ狀況ノ變更ニ依リ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

銃砲火藥類取締法施行細則抄

改正大正三年第二六號  
大正六年第一一六號  
大正十二年第一一六號

第二條第二項 火藥類販賣營業ノ許可申請書ニハ住所、氏名、年齢、職業（會社ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ住所氏名定款寫、社員若ハ株主ノ名簿）甲種、乙種ノ區別及販賣所ノ位置、設備ヲ具スルコトヲ要ス

第二十六條 火藥類作業所ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 工場又ハ火藥類溜置場ハ相當ノ距離ヲ保有スヘシ
- 二 作業所ノ境界ニハ適當ナル圍牆ヲ構設シ且見易キ場所ニ警戒札ヲ建ツヘシ
- 三 森林内ニ設置スル作業所ニ在リテハ其ノ圍牆ニ沿ヒ幅一間以上ノ防火線ヲ設クヘシ
- 四 作業所内ハ危險區域ト無危險區域トヲ明瞭ニ區分シ作業上已ムヲ得サル建築物ヲ除クノ外危險区域内ニ築造スヘカラス
- 五 汽罐室及煙突ハ無危險區域内ニ之ヲ築造シ爆發又ハ發火ノ危險アル工場若ハ火藥類溜置場ニ對シ相當ノ距離ヲ保有スヘシ
- 六 爆發ノ危險アル工場ノ建築材料ニハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有シ且爆發ニ當リ輕量ノ飛散物トナルヘキモノヲ用フヘシ
- 七 爆發ノ危アル工場又ハ火藥類溜置場ニハ必要ニ應シ避雷裝置及土堤ヲ設クヘシ

銃砲火藥類取締法施行細則抄

三三一

第三十二條第一項第六號乃至第八號ノ規定ハ本號ノ避雷裝置及土堤ニ之ヲ準用ス

八 發火ノ危險アル工場ニハ避雷裝置ヲ爲スヘシ第三十二條第一項第六號ノ規定ハ本號ノ避雷裝置ニ之ヲ準用ス

九 爆發又ハ發火ノ危險アル工場附近ニハ貯水池又ハ貯水槽ヲ設ケ強風ノ際砂塵ノ飛揚ヲ防止スル爲撒水ヲ爲スヘシ但シ作業上已ムヲ得サルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一〇 爆發又ハ發火ノ危險アル工場ニハ適當箇數ノ窓及非常ノ際從業者ノ避難上便利ナル場所ニ出口ヲ設ケ扉ハ外開トシ其ノ金具ハ直接鐵ト摩擦スル部分ニハ銅、黃銅又ハ青銅ノ類ヲ用ヒ日光ノ直射ヲ受クル部分ノ窓硝子ニハ不透明ノモノヲ用フヘシ

一一 爆發ノ危險アル工場ノ内面ハ土砂類ノ剝落飛散ヲ防キ且鐵類ヲ露ハササル措置ヲ爲スヘシ

一二 火藥類粉末飛散ノ虞アル工場ノ天井、内壁ハカゲ障ヲ存スルコトナク且水洗ニ耐ユル塗料ヲ塗布スヘシ

一三 爆發又ハ發火ノ危險アル工場ノ床ハ適當ノ材料ヲ用ヒテ密ニ張り詰メ火藥類ノ滲透又ハ其ノ粉末ノ介入ヲ避クヘキ適當ノ方法ヲ講スヘシ

一四 發火性又ハ引火性瓦斯若ハ有毒瓦斯發散ノ虞アル工場ニハ瓦斯ノ排氣裝置ヲ爲スヘシ

一五 爆發又ハ發火ノ危險アル工場ニ接近セル作業所内ノ木造建物ニハ耐火性塗料ヲ塗布スヘシ

一六 爆發又ハ發火ノ危險アル工場内ニハ原動機ヲ据付クルコトヲ得ス但シ火藥類粉末又ハ爆發性、引火性瓦斯ノ侵入ヲ防止スヘキ裝置アル區劃内ニ据付クルハ此ノ限ニ在ラス

一七 爆發又ハ發火ノ危險アル工場内ニ据付又ハ備付クル機械器具類ハ作業上已ムヲ得サル部分ノ外鐵ト鐵ト

ノ摩擦部ナキモノヲ用ヒ總テノ摩擦部ニハ充分ナル滑劑ヲ塗布シ且火藥類粉末ノ附著ヲ避クヘキ適當ノ方法ヲ講スヘシ

一八 火藥類ノ作業用機械ニシテ原動力トシテ水車又ハ汽機ヲ使用スルモノニ在リテハ速度調整機ヲ裝置スヘシ但シ之ヲ裝置スルコトヲ得サルモノニ在リテハ手力ヲ以テ容易ニ調整シ得ヘキ裝置ヲ爲スヘシ

一九 爆發又ハ發火ノ危險アル工場内ニ於ケル暖房裝置ニハ蒸氣、熱氣、又ハ温水ノ外使用スルコトヲ得ス

暖房裝置ハ燃燒シ易キ物件ト隔離シ且塵埃又ハ火藥類粉末ノ附著ヲ避クヘキ適當ノ方法ヲ講スヘシ

二〇 火藥、火藥乾燥室内ノ暖房裝置ハ火藥、爆藥ヲ乾燥スル場所ヨリ隔離スヘシ但シ温水暖房裝置ニシテ其ノ溫度乾燥溫度ト略同一ナルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

二一 工場又ハ火藥類溜置場ニハ内部又ハ外部見易キ場所ニ指示板ヲ設ケ其ノ場内ニ存置セシメ得ヘキ原料及製作品ノ種類、數量及其ノ取扱心得其ノ他必要ナル事項ヲ明記スヘシ

二二 工場又ハ火藥類溜置場ハ常ニ清潔ニ掃除シ鐵又ハ砂石ノ類ヲ火藥、爆藥内ニ混入セシメサルノ措置ヲ爲スヘシ

二三 火藥類製造機械ノ掃除ニ使用スル布類ハ特定ノ容器ニ收容シ置キ終業ノ際之ヲ工場外適當ノ場所ニ搬出スヘシ

二四 爆發又ハ發火ノ危險アル工場内及其ノ附近ニハ發火又ハ燃燒シ易キモノヲ堆積スヘカラス

二五 工場又ハ火藥類溜置場ニ出入スル勞務者ニ對シテハ携帶品ノ検査ヲ行フヘシ

二六 爆發又ハ發火ノ危險アル工場内ニ於テハ各工場所定ノ履物ノ外使用スヘカラス

銃砲火藥類取締法施行細則抄

- 二七 爆發又ハ發火ノ危險アル工場内ニハ定員外ノ勞務者ヲ立入ラシムルコトヲ得ス
- 二八 危險区域内ニハ作業ニ必要ナル從業者又ハ警察官署ノ許可ヲ受ケタル者ノ外立入ラシムルコトヲ得ス
- 二九 作業所内ニ於テ飲酒シ又ハ工場若ハ火藥類溜置場以外ニ於テ特ニ設ケタル室内ニ非サレハ喫煙スヘカラス
- 三〇 爆發又ハ發火ノ危險アル工場若ハ火藥類溜置場内ヲ照明スル設備ニハ種子油類ヲ燃料トシテ硝子壁ヲ以テ完全ニ隔離シタル安全燈又ハ電燈ノ外使用スヘカラス
- 三一 爆發又ハ發火ノ危險アル工場若ハ火藥類溜置場ニハ携帯電燈ノ外燈火ヲ拂フルコトヲ得ス
- 三二 火藥、爆藥及其ノ原料ハ作業ニ要スル少量ニ非サレハ工場内ニ之ヲ置クコトヲ得ス作業中避クヘカラスアル停滯品ヲ生シタル場合ニ於テハ工場附近ニ於テ相當ノ距離ヲ保有スル場所ニ築造シタル火藥類溜置場ニ一時之ヲ入レ置クヘシ
- 三三 作業所内ニ於テ生シタル火藥類ノ廢棄及不良品一定ノ廢棄容器ニ收容シ毎日一回一定ノ場所ニ於テ廢棄其ノ他危險豫防上必要ナル措置ヲ爲スヘシ
- 三四 火藥、爆藥又ハ其ノ原料ヲ運搬スル容器ハ適當ノ材料ヲ以テ之ヲ作り且確實ニ之ヲ閉塞スヘシ
- 三五 火藥類運搬ノ通路ハ暴露シタル火氣使用ノ場所ヲ回避シ路面ハ之ヲ平坦ナラシメ勾配ヲ附スル必要アル場合ニ於テハ地形上已ムヲ得サル場合ノ外六十分ノ一以下ト爲スヘシ
- 三六 爆發又ハ發火ノ危險アル工場又ハ火藥類溜置場ニ於テ改築、修繕等ノ工事ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ着手前危險豫防上必要ナル措置ヲ爲スヘシ

- 三七 爆發其ノ他ノ災害ヲ生シタルトキハ直ニ警察官吏ニ之ヲ届出ツヘシ警察官署ノ指揮ヲ受ケタル後ニ非サレハ現状ヲ變更スルコトヲ得ス
- 三八 製造又ハ變形修理シタル火藥、爆藥ノ容器及其ノ外箱ニハ火藥、爆藥ノ種類、數量、作業所名及製造又ハ變形修理ノ年月日ヲ明記スヘシ

第二十六條ノ二 硝酸塩類ヲ主トスル有煙火藥ノ作業所ニ於テハ第二十六條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 爆發ノ危險アル工場ニハ各箇ニ避雷裝置及土堤ヲ設クヘシ但シ同時ニ二十五貫以上ノ火藥ヲ取扱ハサル工場ニ於テハ土堤ヲ省略シ不燃質物ヲ以テ築造セル増壁（高サ工場ノ屋頂ト同ク厚サ頂部ニ於テ二尺五寸以上脚部ニ於テ三尺五寸以上）ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得
- 二 同時ニ百五十貫以上ノ火藥ヲ取扱フ工場ハ其ノ構造ヲ放爆式ト爲スコトヲ得ス
- 三 放爆式構造ニ在リテハ厚サ二尺五寸以上ノ堅固ナル三側壁トシ放爆面ニ出入口及窓ヲ設ケ屋根ハ奥壁ノ頂部ヨリ前方ニ傾斜セシメ輕量不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ
- 四 火藥乾燥工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十八間以上ノ距離（外壁ヨリ外壁ニ至ル以下倣之）ヲ保有スヘシ
- 五 爆發ノ危險アル工場ニシテ成形機、壓搾器若ハ搗磨機等ノ機械類ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ作業ノ目的ヲ異ニスル毎ニ各別棟ニ之ヲ築造スヘシ、但シ放爆式構造ナルトキ又ハ一工場内ノ勞務者定員四名以下ニシテ厚サ二尺五寸以上ノ防火壁ヲ以テ區劃セルトキハ三工場以内ヲ連接シテ築造スルコトヲ得

銃砲火藥類取締法施行細則抄

三三六

- 六 同一工場内ニハ二箇以上ノ爆發ノ危険アル作業用機械ヲ据付クルコトヲ得ス但シ勞務者ノ定員二人ヲ超エサルトキ又ハ勞務者ノ定員四人ヲ超エサル工場ニ於テ同一種類ノモノ若ハ作業上分離シ難キモノヲ据付クルトキハ此ノ限ニアラス
- 七 火藥又ハ其ノ原料ヲ取扱フ工場内ニ在リテハ鐵製篩ヲ使用スルコトヲ得ス
- 八 火藥原料ハ混和前篩分シ砂石類ヲ除去スヘシ
- 九 木炭ハ炭化後七日以上ヲ經過スルニ非サレハ粉末ト爲スコトヲ得ス
- 一〇 硫黃、木炭ノ二味ヲ鐵製混和機ニ依リ粉碎混和スル場合ニ於テハ青銅球ヲ使用スヘシ
- 一一 混和機ヲ使用シ混和シタル硫黃、木炭ノ二味混和物ハ更ニ篩分スルニ非サレハ硝石ヲ混和スルコトヲ得ス
- 一二 硫黃、木炭、硝石ノ三味混和機ニハ金屬製ノモノヲ使用スヘカラス
- 一三 火藥及其ノ原料ニシテ床上又ハ地上ニ落下シ汚穢セルモノハ直ニ廢棄容器ニ之ヲ收容スヘシ
- 一四 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ユル火藥類又ハ其ノ原料ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ニ立入ラシムルコトヲ得ス

工場ノ種類	火藥類又ハ其ノ原料ノ最大數量	勞務者定員
三味混和工場	混和機一回ノ仕込量	二人

壓磨又ハ搗磨工場	壓磨機又ハ搗磨機一回ノ仕込量	二人
水壓工場	水壓機一回半ノ仕込量	四人
破碎工場	七十貫	三人
成形工場	成形機一回ノ仕込量又ハ八十貫	三人
篩分工場	八十貫	二人
乾燥工場	千貫	十人
掃粉工場	八十貫	二人
光澤工場	光澤機一回ノ仕込量	二人
混同工場	二百五十貫	三人
收函、工場	二百五十貫	三人

本條ニ於テ爆發ノ危険アル工場ト稱スルハ三味混和工場、壓磨又ハ搗磨工場、水壓工場、破碎工場、成形工場、篩分工場、乾燥工場、掃粉工場、光澤工場、混同工場及收函工場ヲ謂フ

第二十六條ノ三 硝化纖維素ヲ主トスル無煙火藥、爆發ノ用途ニ供スル棉火藥ノ作業所ニ於テハ第二十六條ノ規  
銃砲火藥類取締法施行細則抄

三三七

銃砲火藥類取締法施行細則抄

- 定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ
- 一 棉火藥乾燥工場ニハ各箇ニ避雷裝置及土堤ヲ設ケヘシ
  - 二 棉火藥乾燥工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ乾燥工場相互間ノ距離ハ此ノ限ニ在ラス
  - 三 火藥類粉末飛散ノ虞アル工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十間以上(五十貫以上ノ火藥類ヲ停滯セシメサルモノニ在リテハ十間以上)ノ距離ヲ保有スヘシ但シ土堤又ハ屋頂ヲ超ユルコト二尺以上ノ防火壁ヲ以テ隔離シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 四 火藥類粉末飛散ノ虞アル工場ニシテ放爆式構造ニ依ルモノニ在リテハ三側壁ノ厚サヲ一尺以上トシ放爆面ニ出入口及窓ヲ設ケ屋根ハ奥壁ノ頂部ヨリ前部ニ傾斜セシメ輕量不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ放爆面ノ防火壁又ハ其ノ保有距離ニ付テハ前號ノ規定ヲ準用ス
  - 五 無煙火藥乾燥工場ハ其ノ周圍ニ防火壁又ハ土堤ヲ設ケ若ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
  - 六 アルコール、エーテル、アセトン類ノ貯藏所ノ建築材料ニハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スルモノヲ用ヒ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ十二間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
  - 七 發火ノ危険アル工場ノ建築材料ニハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スルモノヲ用ヒ作業所内ノ他ノ建築物ニ關シ十間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ防火壁ヲ以テ完全ニ隔離シタル場合ニ在リテハ五工場以内ヲ連接シテ築造スルコトヲ得

- 八 發火ノ危険アル工場ニハ自動注水消火設備ヲ爲スヘシ但シ特ニ廳府縣長官ノ許可ヲ受ケ之ニ代ルヘキ消火設備ヲ爲スコトヲ得
- 九 工場内ニ於テハアルコール、エーテル、アセトン類ノ容器ハ硝子製ノモノヲ使用スヘカラス
- 一〇 棉火藥ハ作業上必要ナル場合ノ外之ヲ乾燥スルコトヲ得ス
- 一一 乾燥工場ニ於ケル乾燥温度ハ攝氏五十度ヲ超ユルコトヲ得ス
- 一二 乾燥セル無煙火藥又ハ棉火藥ハ攝氏三十五度以下ニ放冷シタル後ニ非サレハ之ヲ運搬容器ニ收容スルコトヲ得ス
- 一三 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ユル火藥類ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ヲ立入ラシムルコトヲ得ス

工場ノ種類	火藥類ノ最大數量	勞務者定員
除水工場	除水機二回ノ仕込量	一機ニ付 二人
捏和工場	捏和機二回ノ仕込量	同 三人
成形(壓伸、壓延、截斷等)工場	一機ニ付 四十八貫	同 三人
溶劑捕集又ハ風乾工場	四百五十貫	同 六人
光澤工場	光澤機二回ノ仕込量	同 三人

銃砲火藥類取締法施行細則抄

篩分工場	百三十五貫	同	五人
乾燥工場	千五百貫	同	六人
風晒工場	四千貫	同	五人
收函工場	八百貫	同	十人

第二十六條ノ四 雷酸塩(雷永ノ類)ノ作業所ニ於テハ第二十六條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 化成洗滌工場、乾燥工場及其ノ他ノ雷酸塩又ハ其ノ混和物ノ取扱工場ハ各別棟ニ之ヲ築造スヘシ
- 二 乾燥工場ハ作業所内ノ建築物ニ對シ二十八間以上、混和工場、造粒工場及填壓工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ十二間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 三 乾燥工場ニハ各箇ニ避雷装置及土堤ヲ設クヘシ
- 四 乾燥セル雷酸塩又ハ其ノ混和物ヲ取扱フ混和工場、造粒工場及填壓工場ハ三側壁ノ厚サヲ一尺以上トシ抵抗力微弱ナルモノヲ以テ他ノ側壁及屋根ヲ築造シ連接シテ之ヲ築造スル場合ニ於テハ各工場間ノ防火壁ヲ厚サ一尺以上ノ煉瓦造ト爲スヘシ
- 五 混和工場ニハ混和機二箇以上ヲ据付クルコトヲ得ス
- 六 濕潤セル雷酸塩ハ水ト共ニ硝子製容器ニ收納スヘシ但シ一容器ニ二貫七百匁以上ヲ收納スルコトヲ得ス
- 七 乾燥セル雷酸塩及其ノ混和物ハ紙又ハ護謨製容器ニ收納スヘシ

八 乾燥セル雷酸塩又ハ其ノ混和物ヲ運搬スル際ニハ百三十匁以内ヲ紙又ハ護謨製容器ニ收納シ總量二百六十匁以内ヲ限リ携行スヘシ

九 乾燥セル雷酸塩又ハ其ノ混和物ノ取扱ヲ爲ス勞務者ニハ胸當ヲ使用セシメ且其ノ粉末飛散ノ虞アル工場内ノ勞務者ニハ口覆又ハ覆面ヲ使用セシムヘシ

一〇 雷酸塩又ハ其ノ混和物ノ乾燥温度ハ攝氏五十度以下トナシ乾燥ヲ了リタルモノハ乾燥室外ノ温度ト大差ナキ温度ニ放冷シタル後ニ非サレハ之ヲ他ノ容器ニ移入スヘカラス

一一 洗滌作業中水ト共ニ流出スル微量ノ雷酸塩又ハ他ノ作業中床上等ニ落下シ若ハ器具類ニ附着セル藥粉及廢藥等ハ次亞硫酸曹達液ヲ以テ處理シ無危險物ト爲スヘシ

一二 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ユル火藥類ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ヲ立入ラシムルコトヲ得ス

工場ノ種類	火藥類ノ最大數量		勞務者定員
	乾燥工場	混和工場	
乾燥工場	濕潤状態ニテ混和スルモノ	雷酸塩 六百匁	五人
	乾燥シテ混和スルモノ	同 二十七匁	一人
混和工場	濕潤状態ニテ造粒スルモノ	同 五十四匁	一人
	乾燥シテ造粒スルモノ	同 十四匁	一人

銃 分 工 場 同 百 匁 一 人

第二十六條ノ五 芳香系列ノ三硝基以上ノ硝化物(フェノール又ハクレゾールノ硝化物ヲ除ク)ノ作業所ニ於テハ

第二十六條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 硝化工場、洗滌工場、精製工場又溶解母液回收工場ハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スル建築材料ヲ用ヒ火氣ニ對シ特ニ安全ナル場所ヲ選定シ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ高キモノノ高サノ二倍以上ノ距離ヲ保有シ各別棟ニ之ヲ築造スヘシ但シ防火壁ヲ以テ隔離スルトキハ三工場以内ヲ連接シテ築造スルコトヲ得
- 二 乾燥工場及收函工場ハ避雷裝置ヲ設ケ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ乾燥工場ハ二十間以上、收函工場ハ二十間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ土堤ヲ設ケタル場合ニ在リテハ其ノ距離ヲ二分ノ一ニ短縮スルコトヲ得
- 三 硝化工場、洗滌工場、精製工場及溶解母液回收工場ニハ作業中發生スル瓦斯及蒸氣ノ排氣裝置ヲ爲スヘシ
- 四 引火性ノ原料及溶劑ハ完全ナル容器ニ收納シテ倉庫ニ貯藏シ又ハ堅牢ナル鐵製貯槽ニ收納シテ屋外安全ナル場所ニ貯藏スヘシ
- 地上倉庫ニ貯藏スル場合ニ在リテハ其ノ倉庫ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ十二間以上ノ距離ヲ保有シ且火災豫防上特別ノ設備ヲ爲スヘシ
- 五 硝化物ニ接觸セル從業者ニハ食事前洗面ヲ爲サシメ且終業後入浴セシムヘシ
- 六 硝化物ノ粉末飛散ノ虞アル工場内ノ從業者ニハマスクヲ使用セシムヘシ
- 七 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ル火藥類ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ヲ立入ラシムルコトヲ得ス

工場ノ種類	火藥類最大數量	勞務者定員
乾燥工場	千五百貫	六人
收函工場	八百貫	十人

第二十六條ノ六 ナイトログリセリン及之ヲ主トスル爆藥(各種ダイナマイトノ類)ノ作業所ニ於テハ第二十六條

ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 爆發ノ危険アル工場ハ汽機汽罐室、添加劑製造工場(硅藻土ノ煨燒爐ヲ除ク)鉛工場等爆藥製造ニ直接關聯セル工場並從業者ノ洗面室、休憩室等ニ對シ一町以上、鍛工場、木工場、酸工場、棉火藥製造工場(乾燥工場、篩分工場ヲ除ク)等ダイナマイト製造ニ直接關係ナキ建築物、事務所、住宅等ニ對シ二町以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ工場ニ直接必要ナル小動力室、混酸室、秤量室、ダイナマイト包装用紙又ハ容器準備室等ヲ所要工場附近ニ築造スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 爆發ノ危険アル工場ハ棉火藥乾燥工場、同篩分工場、配合工場、壓伸工場、壓搾工場、包装工場、收函工場及古酸分離工場ヲ除クノ外之ヲ系統的ニ配置スヘシ
- 三 一系統内ニ築造スルグリセリン硝化工場ハ豫備工場ヲ除クノ外二工場以上ヲ築造スルコトヲ得ス
- 四 系統相互間ニ於テハ四十四間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 五 グリセリン硝化工場ハ作業所内ノ他ノ建築物(硝化豫備工場ヲ除ク)ニ對シ作業中停滯スヘキ爆藥數量百六銃砲火藥類取締法施行細則抄

銃砲火藥類取締法施行細則抄

三四四

- 十 貫以内ノモノニ在リテハ十四間以上三百二十貫以内ノモノニ在リテハ二十二間以上五百三十貫以内ノモノニ在リテハ二十八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 六 ナイトログリセリン洗滌工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ作業中停滯スヘキ爆藥ノ數量前號規定ノ二倍以内ニ於テ各前號規定ノ距離保有スヘシ
- 七 濾過工場、配合工場、豫捏和工場、捏和工場、壓伸工場、壓搾工場及包裝工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ作業中停滯スヘキ爆藥ノ數量第五號規定ノ限度ニ於テ各第五號規定ノ距離ヲ保有スヘシ
- 八 古酸分離工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 九 牧函工場、棉火藥乾燥工場及同節分工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 一〇 一箇ノ土堤ヲ以テ二箇ノ工場ヲ隔離スル場合ニ於テハ酸、グリセリン又ハナイトログリセリン等ノ流過樋又ハ導管ヲ通スル隧道ノ外其ノ土堤ニ穿孔又ハ通路ヲ設クルコトヲ得ス
- 一一 爆發ノ危険アル工場ニハ各箇ニ避雷裝置及土堤ヲ設ケ土堤ノ外側ニシテ通路ニ接近セル位置ニ爆發ノ際飛散物ニ對スル避難ノ設備ヲ爲スヘシ
- 一二 ナイトログリセリンノ流過樋ハ爆發ノ傳播ヲ防止スル爲工場ヨリ隔離シ常ニ清潔ナラシメ隨時故障ノ有無ヲ検査スヘシ
- 一三 ナイトログリセリン又ハ之ヲ含有スル古酸若ハ水ノ流過樋ニハ鉛、護膜又ハ爆藥ヲ施シタル陶器製ノモノヲ用ヒ暴露セル部分ニ覆蓋ヲ設ケ且凍結豫防ノ爲加温ノ設備ヲ爲スヘシ
- 一四 爆發ノ危険アル工場ノ窓ハ外開キトシ且硝子戸ニ在リテハ其ノ内面ニ硝子破損ノ際破片ヲ防止スルニ足

- ルヘキ金網ヲ張ルヘシ
- 一五 グリセリンノ硝化器及分離器ニハ硝化又ハ分離作業中外部ヨリ内容物ヲ檢温シ得ヘキ裝置ヲ爲スヘシ
- 一六 グリセリンノ硝化器及分離器ニハ爆發ノ虞アリト認メタル場合ニ於テ直ニ其ノ内容物ヲ安全槽ニ導入シ得ヘキ裝置ヲ爲シ安全槽ニハ常ニ必要ナル程度ニ於テ貯水スヘシ
- 一七 グリセリン硝化器及分離器ノ内容物ヲ壓迫空氣ニ依リ攪拌スルモノニ在リテハ完全ナル豫備攪拌裝置ヲ爲スヘシ
- 一八 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ユル火藥類又ハ其ノ原料ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ヲ立入ラシムルコトヲ得ス

工場ノ種類	火藥類又ハ其ノ原料ノ最大數量	勞務者定員
硝化工場	硝化二回分	四人
洗滌工場(又ハ洗滌濾過工場)	千百貫	(洗滌工場ニ於テ濾過作業ヲ行フモノハ三人)
濾過工場	百八十七貫	二人
配合工場	ナイトログリセリン 棉火藥其ノ他	十四貫 二十七貫
豫捏和工場	百六十貫	三人

銃砲火藥類取締法施行細則抄

三四五

機械伸和工場	百三十四貫	三人
手担和工場	八貫	五人
歴伸工場	百三十四貫	五人
歴搾工場	八貫	五人
包装工場	百三十四貫	十人
收函工場	百三十四貫	四人
古酸分離工場	二貫	二人
棉火藥乾燥工場	二十七貫	二人
同篩分工場	三十二貫	四人

本縣ニ於テ爆發ノ危険アル工場ト稱スルハ棉火藥乾燥工場、同篩分工場、グリセリン硝化工場、ナイトログリセリン洗滌工場、濾過工場、配合工場、豫担和工場、担和工場、歴伸工場、歴搾工場、包装工場、收函工場及古酸分離工場ヲ謂フ

第二十六條ノ七 硝酸アンモニアヲ主トスル爆藥ノ作業所ニ於テハ第二十六條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定

ヲ遵守スヘシ

一 乙種硝安爆藥ノ混和工場、乾燥工場(攝氏四十五度以上ノ温度ヲ以テスルモノ)填藥工場、包装工場、塩素酸塩又ハ過塩素酸塩ノ粉碎工場、乾燥及篩分工場及完成爆藥ノ收函工場ハ各別棟ニ之ヲ築造スヘシ

二 甲種硝安爆藥ノ製造工場、塩素酸塩又ハ過塩素酸塩ノ粉碎工場、乾燥及篩分ノ建築材料ニハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スルモノヲ用フヘシ

三 乙種硝安爆藥ノ混和工場、乾燥工場(攝氏四十五度以上ノ温度ヲ以テスルモノ)及完成爆藥ノ收函工場ニハ各箇ニ避雷装置及土堤ヲ設ケ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ作業中停滯スヘキ爆藥ノ數量百六十貫以内ノモノニ在リテハ十二間以上、三百二十貫以内ノモノニ在リテハ二十間以上、五百三十貫以内ノモノニ在リテハ二十五間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ四プロセント以上ノ硝化纖維素又ハナイトログリセリンヲ含有セサル爆藥ノ工場ニ在リテハ作業中停滯スヘキ爆藥ノ數量ニ關スル本號規定ノ區別ニ從ヒ六間、十二間又ハ十七間ニ短縮スルコトヲ得

四 乙種硝安爆藥ノ填藥工場及包装工場ニハ各箇ニ避雷装置及土堤ヲ設ケ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ十五間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ四プロセント以上ノ硝化纖維素又ハナイトログリセリンヲ含有セサル乙種硝安爆藥ノ包装工場ハ厚サ二尺五寸以上ノ防火壁ヲ以テ隔離シタル場合ニ在リテハ二工場以内又ハ收函工場ト連接シテ築造スルコトヲ得

本條ニ於テ甲種硝安爆藥ト稱スルハ硝酸アンモニアヲ主劑トシ二硝基ベンジン、二硝基ナフサリン、硝酸塩類又ハ穀粉ノ類ヲ混和セルモノヲ謂ヒ乙種硝安爆藥ト稱スルハ硝酸アンモニアヲ主劑トシ、ナイトログリセリン銃砲火藥類取締法施行細則抄

硝化纖維素、三硝基トリニオール、塩素酸塩又ハ過塩素酸塩ノ類ヲ混和セルモノヲ謂フ

第二十六條ノ八 フェノール又ハクレゾールノ二硝基以上ノ硝化物ノ作業所ニ於テハ第二十六條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 乾燥工場、収函工場、其ノ他乾燥セル硝化物ヲ取扱フ工場ハ各箇ニ避雷装置及土堤ヲ設ケ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ乾燥工場ハ二十八間以上、収函工場其ノ他乾燥セル硝化物ヲ取扱フ工場ハ作業中停滯スヘキ數量百六十貫以内ノモノニ在リテハ十二間以上、三百二十貫以内ノモノニ在リテハ二十間以上、五百三十貫以内ノモノニ在リテハ二十五間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 二 硝化工場、洗滌及精製工場ハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スル建築材料ヲ用ヒ火氣ニ對シ安全ナル場所ヲ選定シ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ高キモノノ高サノ二倍以上ノ距離ヲ保有シ各別棟ニ之ヲ築造スヘシ但シ防火壁ヲ以テ隔離スルトキハ三工場以内ヲ連接シテ築造スルコトヲ得
- 三 硝化物ヲ取扱フ工場ニ於テハ硝化物ノ接觸ニ依リ危険ナル塩類ノ生成ヲ防クヘキ適當ノ措置ヲ爲スヘシ
- 四 硝化物ニ接觸セル従業員ニハ食事前洗面ヲ爲サシメ且終業後入浴セシムヘシ
- 五 硝化物ノ粉末飛散ノ虞アル工場内ノ従業員ニハマスクヲ使用セシムヘシ
- 六 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ユル火藥類ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ヲ立入ラシムルコトヲ得ス

工場ノ種類	火藥類ノ最大數量	勞務者定員
乾燥工場	千貫	六人

収函工場	五百三十貫	六人
------	-------	----

第二十六條ノ九 硝化纖維素トナイトログリセリントノ結合物ヲ主トスル無煙火藥ノ作業所ニ於テハ第二十六條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 爆發ノ危険アル工場及無煙火藥乾燥工場ハ汽機汽罐室、鉛工場等無煙火藥製造ニ直接關聯セル工場並従業員ノ洗面室、休憩室等ニ對シ一町以上、鍛工場、木工場、酸工場、棉火藥製造工場（乾燥工場及乾燥棉火藥取扱工場ヲ除ク）等無煙火藥製造ニ直接關係ナキ建築物、事務所、住宅等ニ對シ二町以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ工場ニ直接必要ナル小動力室、混酸室、秤量室又ハ容器準備室等ヲ所要工場附近ニ築造スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 グリセリン硝化工場及ナイトログリセリン、洗滌及濾過工場ハ系統的ニ配置シ系統相互間ニ於テハ四十四間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 三 一系統内ニ築造スルグリセリン硝化工場ハ豫備工場ヲ除クノ外二工場以上ヲ築造スルコトヲ得ス
- 四 グリセリン硝化工場ハ作業所内ノ他ノ建築物（硝化豫備工場ヲ除ク）ニ對シ作業中停滯スヘキナイトログリセリン數量百六十貫以内ノモノニ在リテハ十四間以上、三百二十貫以内ノモノニ在リテハ二十二間以上、五百三十貫以内ノモノニ在リテハ二十八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 五 ナイトログリセリン洗滌及濾過工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ作業中停滯スヘキ爆藥ノ數量前號規定ノ二倍以内ニ於テ各前號規定ノ距離ヲ保有スヘシ

銃砲火藥類取締法施行細則抄

三五〇

- 六 棉火藥乾燥工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十八間以上、乾燥棉火藥取扱工場及混和工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ十四間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 七 溶劑回收工場及無煙火藥乾燥工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ其ノ周圍ニ防火壁又ハ土堤ヲ設ケタル場合ニアリテハ同種類ノ工場ニ對シ五間迄、異種類ノ工場ニ對シ十四間迄距離ヲ短縮スルコトヲ得
- 八 捏和工場及壓伸工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ土堤ヲ設ケタル場合ニ在リテハ其ノ距離ヲ二分ノ一ニ短縮スルコトヲ得
- 九 前號ノ工場ハ防火壁ヲ以テ隔離スルトキハ同種類ノモノニ限り三工場以内ヲ連接シテ築造スルコトヲ得
- 一〇 風晒工場、混同工場及收函工場ハ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十八間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ周圍ニ防火壁又ハ土堤ヲ設ケタル場合ニ在リテハ十四間迄短縮スルコトヲ得
- 一一 アセトン其ノ他ノ引火性溶劑ノ貯藏所ハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スル建築材料ヲ用ヒ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ十二間以上ノ距離ヲ保有スヘシ
- 一二 發火ノ危険アル工場ハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スル建築材料ヲ用ヒ注水消火設備ヲ爲スヘシ
- 一三 一箇ノ土堤ヲ以テ二箇ノ工場ヲ隔離スル場合ニ於テハ酸、グリセリン、ナイトログリセリン等ノ流過樋又ハ導管ヲ通スル隧道ノ外其ノ土堤ニ穿孔又ハ通路ヲ設ケルコトヲ得
- 一四 爆發ノ危険アル工場ニハ各箇ニ避雷裝置及土堤ヲ設ケグリセリン硝化工場ノ土堤ノ外側ニシテ通路ニ接近セル位置ニハ爆發ノ際ニ於ケル飛散物ニ對スル避難ノ設備ヲ爲スヘシ

- 一五 ナイトログリセリンノ流過樋ハ常ニ清潔ナラシメ隨時故障ノ有無ヲ検査スヘシ
- 一六 ナイトログリセリン又ハ之ヲ含有スル古酸若ハ水ノ流過樋ニハ鉛、護膜又ハ火藥ヲ施シタル陶器製ノモノヲ用ヒ暴露セル部分ニハ覆蓋ヲ設ケ且凍結豫防ハ爲加温ノ設備ヲ爲スヘシ
- 一七 爆發ノ危険アル工場ノ硝子戸ニハ内面ニ硝子破損ノ際ニ於ケル破片ヲ防止スルニ足ルヘキ金網ヲ張ルヘシ
- 一八 グリセリン硝化器及分離器ニハ硝化又ハ分離作業中外部ヨリ内容物ヲ檢温シ且發散瓦斯ヲ窺見シ得ヘキ裝置ヲ爲スヘシ
- 一九 グリセリン硝化器及分離器ニハ爆發ノ虞アリト認メタル場合ニ於テ直ニ其ノ内容物ヲ安全槽ニ導入シ得ヘキ裝置ヲ爲シ安全槽ニハ常ニ必要ナル程度ニ於テ貯水スヘシ
- 二〇 グリセリン硝化器及分離器ノ内容物ヲ壓縮空氣ニ依リ攪拌スルモノニアリテハ完全ナル豫備攪拌裝置ヲ爲スヘシ
- 二一 工場内ニ於テハアセトン其ノ他ノ溶劑ノ容器ハ硝子製ノモノヲ使用スヘカラス
- 二二 乾燥工場内ノ温度ハ攝氏五十度ヲ、溶劑回收工場内ノ温度ハ攝氏六十度ヲ超エシムルコトヲ得ス
- 二三 乾燥セル無煙火藥又ハ棉火藥ハ攝氏三十五度以下ニ放冷シタル後ニ非サレハ之ヲ運搬スルコトヲ得ス
- 二四 捏和機及壓伸機ハ同一工場内ニ二箇以上ヲ据付クルコトヲ得ス
- 二五 捏和機及壓伸機ニハ蓄電ヲ避クル爲適當ノ裝置ヲ爲スヘシ
- 二六 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ユル火藥類又ハ其ノ原料ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ヲ立入ラシムル銃砲火藥類取締法施行細則抄

三五二

工場ノ種類	火藥類又ハ其ノ原料ノ最大數量	勞務者定員
グリセリン硝化工場	硝化二回分	四人
ナイトログリセリン洗滌及濾過工場	千百貫	三人
棉火藥乾燥工場	千五百貫	四人
乾裝棉火藥取扱工場	百十貫	二人
混和工場	八十貫	五人
捏和工場	捏和機二回ノ仕込量	三人
壓伸工場	四十八貫	六人
溶劑回收工場	四百五十貫	六人
無煙火藥乾燥工場	千五百貫	四人
混同工場	二千貫	十五人
風晒工場	四千貫	五人

收函工場	八百貫	十人
------	-----	----

本條ニ於テ爆發ノ危險アル工場ト稱スルハ棉火藥乾燥工場、乾燥棉火藥取扱工場、グリセリン硝化工場ト、ナイトログリセリン洗滌及濾過工場及混和工場ヲ謂ヒ發火ノ危險アル工場ト稱スルハ捏和工場、壓伸工場、溶劑回收工場、無煙火藥乾燥工場、風晒工場、混同工場及收函工場ヲ謂フ

第二十六條ノ十 過塩素酸塩ヲ主トスル爆發ノ作業所ニ於テハ第二十六條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 過塩素酸塩ノ粉碎及篩分工場及乾燥工場ハ別棟ニ之ヲ築造シ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スル建築材料ヲ用フヘシ
- 二 混和工場、填藥工場、包裝及收函工場ニハ各箇ニ避雷裝置及土堤ヲ設ケ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ作業中停滯スヘキ爆藥ノ數量八十貫以内ノモノニ在リテハ八間以上、百六十貫以内ノモノニ在リテハ十二間以上三百二十貫以内ノモノニ在リテハ二十間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ填藥工場、包裝及收函工場ハ厚サ一尺五寸以上ノ防火壁ヲ以テ隔離シタル場合ニ在リテハ同種類ノモノニ限リ二工場ヲ連接シテ築造スルコトヲ得
- 三 混和工場内ニハ二箇以上ノ混和機ヲ据付タルコトヲ得ス
- 四 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ユル火藥類又ハ其ノ原料ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ヲ立入ラシムルコトヲ得ス

工場ノ種類	火藥類又ハ其ノ原料ノ最大數量	勞務者定員
混和工場	混和機二回ノ仕込量	二人
填薬工場	八十貫	填薬機ヲ使用スル工場 五人 填薬機ヲ使用セサル工場 十人
包装及收函工場	百六十貫	六人

第二十六條ノ十一 無煙火藥ヲ原料トスル爆薬ノ作業所ニ於テハ第二十六條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

- 一 無煙火藥風乾工場ハ避雷裝置ヲ設ケ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ二十間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ無煙火藥ノ水蓄場ヲ其附近ニ設置スルハ此ノ限ニ在ラス
- 二 截斷工場、粉碎工場、篩分及混和工場、填薬及包装工場及收函工場ハ火焰ニ對シ抵抗力ヲ有スル建築材料ヲ用ヒテ各別棟ニ之ヲ築造シ各箇ニ注水消火設備、避雷裝置及土碎土堤ヲ設ケ作業所内ノ他ノ建築物ニ對シ十四間以上ノ距離ヲ保有スヘシ但シ粉場ハ防火壁ヲ以テ隔離シタル場合ニ在リテハ同種類ノ工場ニ限リ十工場以内ヲ連接シテ築造スルコトヲ得
- 三 粉碎工場ニハ二箇粉碎機ヲ据付ケ其ノ中間ニ避雷裝置ヲ設ケ粉碎機ハ交互ニ之ヲ使用スヘシ
- 四 左ノ工場内ニハ左ノ數量ヲ超ユル火藥類又ハ其ノ原料ヲ存置シ又ハ定員ヲ超ユル勞務者ヲ立入ラシムルコトヲ得ス

トヲ得ス

工場ノ種類	火藥類又ハ其ノ原料ノ最大數量	勞務者定員
截斷工場	百貫	二人
粉碎工場	十五貫	粉碎機二箇ニ付 一人
篩分及混和工場	百五十貫	三人
填薬及包装工場	百五十貫	五人
收函工場	百五十貫	四人

第二十六條ノ十二 内務大臣ハ第二十六條乃至第二十六條ノ十一ニ規定セル事項ノ外必要ナル設備ヲ命シ又ハ其ノ規定セル事項ニ付土地ノ狀況其ノ他ノ關係ニ依リ危險ノ虞ナシト認ムルトキハ特ニ其ノ變更ヲ許可スルコトアルヘシ

廳府縣長官ハ第二十六條乃至第二十六條ノ十一ニ規定セル事項ノ外作業所内ニ於ケル防火ノ設備其ノ他取締上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十七條 緩燃導火線及煙火ヲ除クノ外火藥類ハ左ノ各號ノ規定ニ從ヒ之ヲ收納又ハ貯藏スヘシ

- 一 火藥及導火線ハ木器、亞鉛器、銅器ニ收納スルコトヲ要ス但シ硝化纖維素ヲ主トスル無煙火藥ニシテ火藥銃砲火藥類取締法施行細則抄

類保存上有害ナル酸類又ハ塩基類ヲ含マサル紙若ハ布ヲ以テ包ミタルモノニ在リテハ錫引又ハ亞鉛引鐵器ニ少量ノ火藥ニ在リテハ白鐵葉器ニ收納スルコトヲ得

二 火工品(道火線ヲ除ク)ハ木器、亞鉛器、銅器、白鐵葉器、厚紙製罐ニ收納スルコトヲ要ス但シ其ノ形狀巨大ニシテ收納ニ適セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 ビクリン酸ハ陶器、磁器、純錫器、純アルミニウム器、硝子器又ハ木器ニ、其ノ他ノ爆藥ハ其ノ種類ニ應シ木器、紙器、亞鉛器、護膜器又ハ硝子器ニ收納スルコトヲ要ス但シ硝酸アンモニアヲ主トスル爆藥ニシテ「ナイトログリセリン」又ハ硝化纖維素ヲ含有セサルモノニ在リテハ白鐵葉器ニ收納スルコトヲ得

四 雷汞ハ清水ニ満タセ硝子器ニ收納シテ貯藏スルコトヲ要ス

五 火藥、爆藥ノ容器ト火藥類ト直接ニ接觸セサル爲火藥類保存上有害ナル酸類又ハ塩基類ヲ含マサル紙若ハ布ヲ以テ隔絶スヘシ但シ容器ノ内面ニ漆又ハ「セルラツク」ノ類ヲ塗布シタル場合若ハ少量ノ火藥ヲ收納スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

七 火藥類ハ乾燥性油紙桐油、荳油又ハ亞麻仁油紙ノ類ヲ以テ之ヲ包被スルコトヲ得ス

八 各種ダイナマイトヲ收納スル容器ハ常ニ其ノ内部ノ藥包ヲ横置セシムルコトヲ要ス

九 各種ダイナマイトニシテ貯藏中藥包ヨリ「ナイトログリセリン」滲出シテ容器ノ外面若ハ床上ヲ汚染シタルトキハ苛性曹達ノアルコール溶液(苛性曹達五十五瓦ヲ水七十五立方センチメートルニ溶解シ之ヲアルコール五百立方センチメートルニ混シタルモノ)ヲ注キ「ナイトログリセリン」ヲ分解セシメ片布ヲ以テ清拭スヘシ  
一〇 各種ダイナマイトニシテ貯藏中凍結シタルトキハ安ニ融解シ若ハ搬出スルコトナク庫内ニ寒氣ノ侵入ヲ

防止シ自然ニ融解セシメ又ハ水分ヲ藥包ニ接觸セシメサルノ裝置ヲ爲シタル容器ニ之ヲ收容シ温湯ニ浸シテ間接ニ融解セシムヘシ

一 火藥類ハ第二十八條ノ區別ニ依リ互ニ隔離スヘシ

二 火藥類ヲ收納シタル容器ヲ外箱ニ入ルルニハ容器ト外箱トノ間ニ空隙又ハ火藥類粉末ノ殘留ナキヲ要ス

三 一旦使用シタル火藥類ノ容器又ハ其ノ外箱ハ適宜ノ方法ニ依リ清掃淨拭スルニ非サレハ再ヒ火藥類ヲ收納スルコトヲ得ス

四 火藥類ノ容器ノ外箱ハ鐵類ヲ露スコトヲ得ス

第二十八條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十一條ノ規定ニ依リ火藥類ヲ各別棟ノ火藥類貯藏所ニ貯藏スルハ左ノ各號ノ區別ニ依ル

一 有煙火藥、有煙火藥ヲ裝填シタル銃用實包、銃用空包及有煙火藥ノミヲ裝填シタル其ノ他ノ火工品硝酸塩塩素酸塩若ハ過塩素酸塩ヲ主トシテ爆藥ニシテ有機硝化物ヲ有セサルモノ

二 無煙火藥、無煙火藥ヲ裝填シタル銃用實包、銃用空包及無煙火藥ノミヲ裝填シタル其ノ他ノ火工品

三 爆藥

四 火工品

前項第三號ヲ除クノ外各號中ノ二種類以上ヲ同棟ニ貯藏スルニハ各種類毎ニ銃砲火藥類取締法施行規則第二十八條ニ掲ケタル數量ヲ以テ貯藏セムトスル數量ヲ除シ其ノ商ヲ加ヘ其ノ和一ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十九條 火藥類貯藏所ニ火藥類ヲ貯藏スルニハ内壁ヨリ一尺以上ヲ隔テ下部ニハ高サ約三寸ノ枕木ヲ置キテ銃砲火藥類取締法施行細則抄

容器ヲ積上クヘシ

火藥類貯藏所ニ於テハ警察官署ノ指定ニ從ヒ換氣ニ注意スヘシ

火藥類貯藏所内ノ溫度ハ無煙火藥ヲ貯藏スル場合ニ於テ攝氏三十一度以下爆藥ヲ貯藏スル場合ニ於テ攝氏九度以上三十六度以下ヲ保ツコトニ注意スヘシ

火藥類貯藏所ニ於テハ携帶電燈ノ外燈火ヲ携フルコトヲ得ス

火藥類貯藏所ニ於テハ荷造、荷解ヲ爲シ又ハ鐵類ノ附屬シタル器具ヲ帶ヒ又ハ靴若ハ土足ノ儘入ルコトヲ得ス  
戶外ニ於テ先ツ塵埃ヲ拂ヒ且草履ヲ穿ツヘシ

火藥庫及假貯藏所ニハ他ノ物品ヲ貯藏スルコトヲ得ス

第二十六條第一項第二號、第二十一號、第二十二號、第二十四號、第二十五號、第二十九號及其ノ罰則ノ規定ハ火藥庫及假貯藏所ニ之ヲ準用シ同條第一項第二十二號、第二十四號、第二十九號及其ノ罰則ノ規定ハ倉庫ニ之ヲ準用ス

第三十一條 銃砲火藥類取締法施行規則第三十二條第一項ノ許可申請書ニハ位置、設備又ハ増築、改築、修繕若ハ模様替ノ仕様並貯藏スヘキ火藥類ノ種類、數量ヲ具スルコトヲ要ス

假貯藏所ニ在テハ前項ノ外火藥類ヲ要スル事業及期間ヲ具スルコトヲ要ス

第三十二條 火藥庫ノ設備ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ但シ地下又ハ水上ニ設クル火藥庫ニ關シテハ廳府縣長官ノ許可ヲ得テ特別ノ設備ヲ爲スコトヲ得

一 火藥庫ハ土藏造、鐵筋コンクリート造煉瓦造又ハ石造ノ平屋ナルコト

二 火藥庫ノ屋根ノ外面ハ薄キ金屬板、石盤又ハ瓦若ハ輕量ノ不燃質物ヲ用ヒテ覆葺シ且盜難ヲ防キ得ヘキ構造ト爲スコト

三 庫壁ハ土造、鐵筋コンクリート造ノ部分ニ於テ厚サ五寸以上、煉瓦造、石造ノ部分ニ於テ厚サ七寸以上トシ窓ニハ透明ノ硝子ヲ用ヒルコトナク且扉ニハ防火ノ設備ヲ爲スコト

四 庫ノ内面ハ石、瓦、ベトン、土砂ノ剝落飛散ヲ防クノ裝置ヲ爲シ鐵類ヲ露ハササルコト

五 床ハ密ニ張詰メ鐵類ヲ露ハササルコト

六 火藥庫ニハ避雷針ヲ設クルコト但シ避雷針ニ代ルヘキ裝置アルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得  
避雷針ハ其ノ尖端ヨリ屋端ノ最モ遠隔セル点ニ至ル想像的直線ト四十五度以内ノ角度ヲ保ツコト

七 無煙銃用實包又ハ無煙銃用空包ヲ貯藏スル火藥庫ノ周圍ニハ土堤又ハ鐵筋コンクリート造、煉瓦造若ハ石

造ノ周壁ヲ、其ノ他ノ火藥類ヲ貯藏スル火藥庫ノ周圍ニハ土堤又ハ鐵筋コンクリート造、煉瓦造若ハ石

六間ノ距離ニ於テ可成庫壁ニ接近シテ設クルコト但シ廳府縣長官ハ天然又ハ人造ノ掩體ノ狀態其ノ他土地ノ

狀況ニ依リ危險ノ虞ナシト認ムルトキハ土堤又ハ圍壁ノ全部又ハ一部ノ省略ヲ許可スルコトヲ得

火藥庫ニ以上相接スル場合ニ於テ各庫ノ土堤又ハ圍壁ハ相兼ムルコトヲ得

土堤又ハ圍壁ハ堤外ヨリ火藥庫ヲ通視シ能ハサラシムルカ爲其ノ一端ヲ屈折延長スルカ又ハ通路ノ入口ノ前面ニ更ニ土堤又ハ圍壁ヲ設ケ若ハ土堤ノ入口ヲ隧道ト爲シ其ノ兩端ニ堅固ナル扉ヲ設クルコト

無煙銃用實包又ハ無煙銃用空包ヲ貯藏スル火藥庫ノ土堤又ハ圍壁ノ高サハ火藥庫ノ軒桁ノ高サト、其ノ他ノ

火藥類ヲ貯藏スル火藥庫ノ土堤ノ高サハ火藥庫ノ屋頂ノ高サト同一以上、圍壁ノ厚サハ一尺五寸以上、土堤ノ頂部ノ厚サハ三尺以上トシ堤面ハ芝草類ヲ以テ被覆スルコト但シ堤脚ハ火藥庫ノ屋頂ノ高サノ三分ノ一ニ至ル迄土留ヲ石積、煉瓦積又ハコンクリート造ト爲スコトヲ得

八 土堤ノ外部ニ餘地アルトキハ常盤木ヲ栽植スルコト

第三十三條 倉庫ノ設備ハ前條ノ規定ヲ準用ス但シ避雷針及土堤ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘ラス左ノ各號ノ規定ニ依ルコトヲ得

一 避雷針及之ニ代ルヘキ裝置ヲ省畧スルコト

二 庫壁ノ外側面ニ接觸シ高サハ倉庫ト同シクシ厚サハ頂部ニ於テ二尺以上ヲ有シ礫ノ混入セサル土ヲ以テ積上ケタル外層ニ依リ圍繞(入口ノ部分ヲ除ク)シ土堤ヲ省畧スルコト但シ庫備ニシテ其ノ厚サ二尺以上若ハ之ト同一ノ抗力ヲ有スルトキハ外層ヲ省畧スルコトヲ得

倉庫ノ入口ハ危險ノ虞少キ側面ニ之ヲ設ケ其ノ前面ニ掩體ヲ有セサル場合ハ其ノ扉ヲ堅固ナラシムヘシ

第三十九條ノ二 索道ヲ火藥類運搬ノ用ニ供セムトスルトキハ索道直下ノ地点ヨリ六十間以内ニ在ル社寺、學校、官公衙、病院、公園、工場、鐵道、軌道、國道、府縣道等ヲ明ニスル平面圖、索道ト地面ノ距離、索道ノ方式及掘子並運搬具ノ構造、運搬具ニ積載シ得ヘキ重量、運搬具ニ積載スヘキ火藥類ノ種類、數量、積込ミノ方法發着ノ場所及火藥類運搬中看守人ヲ配置スヘキ場所ヲ具シ所轄廳府縣長官ニ申請シ許可ヲ受クヘシ

第四十一條 無煙火藥又ハ爆藥(ナイトログリセリン又ハ之ヲ主トスル爆藥ヲ除ク)ヲ貯藏スル火藥庫又ハ假貯藏所ニハ夏季「ナイトログリセリン」又ハ之ヲ主トスル爆藥ヲ貯藏スル火藥庫又ハ假貯藏所ニハ夏季及冬季示差寒

暖計ヲ備ヘ每週一回之ヲ檢シ其ノ溫度ヲ明記シ置クヘシ

示差寒暖計ヲ備フルハ夏季之ヲ最高溫度ノ位置ニ於テシ冬季之ヲ最低溫度ノ位置ニ於テスヘシ

本條ニ於テ夏季ト稱スルハ毎年七月ヨリ九月ニ至リ冬季ト稱スルハ毎年十二月ヨリ二月ニ至ル期間ヲ言フ、但シ土地ノ氣候ニ應シ廳府縣長官特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

銃砲火藥類取締法令執行規則抄

(昭和十三年十一月二十七日和歌山縣令第七〇號)

第一章 通 則

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ銃砲火藥類取締法、規則ト稱スルハ同法施行規則、細則ト稱スルハ同法施行細則ヲ謂フ

第六章 火藥類ノ貯藏

第三十三條 規則第三十二條第一項ニ依ル火藥類貯藏所ノ新設、増築、改築又ハ模様替ノ許可願書ニハ細則第三十一條ノ規定事項ノ外左ノ事項ヲ具スヘシ但シ増築、及改築ノ場合ニハ第二號修繕及模様替ノ場合ニハ第一號乃至第三號及第七號ノ事項ヲ省略スルコトヲ得

- 一 敷地面積
- 二 貯藏所周圍五百メートル以内ノ見取圖但シ倉庫ニ在リテハ百メートル以内トス(見取圖ニハ規則第三十三條ノ制限地物ニ對スル保有距離ヲ註記スルコト)
- 三 敷地内建物ノ配置圖(堤頂、堤脚ノ幅、堤高、勾配、建物相互間及建物ト堤脚又ハ壁脚ニ至ル距離ヲ註記スルコト)
- 四 建物ノ平面、斷面(縱横)、正面、側面、背面、小屋伏圖(縮尺二十分ノ一乃至百分ノ一トシ所要材料ノ種類及寸度ヲ註記スルコト)

類及寸度ヲ註記スルコト)

- 五 避雷針ノ構造及施行ノ方法(縮尺二十分ノ一乃至百分ノ一トシ尖針導線地板ノ種類大サ接続ノ方法ヲ具スルコト)
  - 六 起工及竣工豫定期日
  - 七 盜難豫防ノ施設
  - 八 防火施設(原野又ハ森林内ニ設置スル火藥類貯藏所ニ在リテハ其ノ周墻ニ沿ヒ幅三米以上ノ防火線ヲ設クルコト)
  - 九 倉庫ニシテ其ノ使用目的ノ假貯藏所ト同一ノ場合ニハ火藥類ヲ要スル事業及期間
  - 一〇 他人所有ノ敷地ニ在リテハ其ノ所有者又ハ管理者ノ承諾書
- 第三十四條 前條ノ許可ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ三月以内ニ工事ニ着手セス又ハ竣工期日ニ竣工セサルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第三十五條 火藥類貯藏所ニ貯藏スヘキ火藥類ノ種類又ハ其ノ數量ヲ變更セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 一 貯藏所ノ位置及庫積ヲ表示スル圖面
  - 二 變更貯藏セントスル火藥類ノ種類及數量
  - 三 變更ヲ要スル事由
- 第三十六條 火藥類貯藏所設置ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ起工前施工上必要ナル型態寸度ヲ標示シ所轄警察署ニ銃砲火藥類取締法令執行規則抄

届出テ検査ヲ受クヘシ

第四十二條 火藥類貯藏所ニ火藥類ヲ貯藏スルニハ細則第二十九條ニ依ルノ外左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 容器ハ五層以上之ヲ積ミ上ケサルコト

二 堆積ノ兩端ノ容器ハ井桁ニ積ミ墜落又ハ顛倒ヲ豫防スルコト

三 細則第四十一條ニ依リ示差寒暖計ヲ備フルコトヲ要スル貯藏所ニハ第十二號様式ノ簿表ヲ備ヘ檢温ノ都度之ニ記録スルコト

四 前號温度觀測表ハ毎年三月三十一日迄ニ(自前年六月間)其ノ成績表ヲ知事ニ届出ツルコト

五 細則第四十二條第二項ノ注意品ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察署ニ届出テ其ノ容器ノ外部ニ赤色紙(約縦三センチメートル、横六センチメートル)ヲ貼付シ他ノ良品ト區分スルコト

六 他人ノ委託ヲ受ケ火藥類ヲ貯藏スルニハ委託者ノ氏名、火藥類ノ種類、數量及委託期間ヲ明記シタル標紙ヲ添附スルコト

七 細則第三十二條第六號ニ依ル避雷針ハ梅雨期前検査ヲ施行シ第十三號様式ニ依リ六月三十日迄ニ知事ニ届出スルコト其ノ成績十オーム以上ナルトキハ修繕ヲ加フルコト

八 倉庫ニハ貯藏火藥類ノ種類及數量ヲ庫内見易キ箇所ニ揭示スルコト

第四十三條 人家稠密ナル場所ニ建設スル倉庫ノ設備ハ細則第三十三條ニ依ルノ外左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

一 庫壁ハ外層ノ設ケナキ限り土藏造鐵筋コンクリート造、煉瓦造、石造タルニ拘ラス其ノ厚サ〇、六メートル以上ト爲スコト

二 倉庫ニ各種火煙類ヲ貯藏セントスルモノニ在リテハ其ノ隔壁ハ庫壁同様其ノ構造ノ如何ニ拘ラス其ノ厚サ

〇、六メートル以上ト爲スコト但シ規則第二十八條ノ規定數量ヲ以テ其ノ貯藏セントスル數量ヲ除シ其ノ商

ヲ加ヘ其ノ和一以上トナラサル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四十四條 火藥類假貯藏所ノ設備ハ火藥庫ノ設備ニ準スヘシ但シ避雷針ノ設備ニ付短期使用ノモノニシテ且雷鳴期ニ非サルトキハ之ヲ省略シ許可スルコトアルヘシ

水槽便所取締規則

昭和十年三月三十日和歌山縣令第十號

第一條 本則ニ於テ水槽便所ト稱スルハ水ヲ使用シテ屎尿ヲ處理シ左ノ水面ニ放流スル一切ノ設備ヲ謂フ

一 公共溝渠

二 下水道(知事ノ指定シタルモノヲ除ク)

三 河 川

四 運 河

五 池 沼

六 其ノ他公共ノ用ニ供スル水面

第二條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第三條 水槽便所(以下單ニ便所ト稱ス)ヲ築造セントスル者ハ左記事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ第七號又ハ

第八號ニ掲クル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 住所職業氏名(法人ニ在リテハ事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)

二 場 所

三 建物ノ總面積

四 建物各階ノ平面圖

五 建物使用ノ目的

六 一日間ノ便所使用人員

(イ) 建物内ノ常住人口

(ロ) 通勤人員及其ノ在勤時間

(ハ) 外來見込人員(多衆ノ集合ヲ目的トスル建物ニ在リテハ其ノ最大收容人員、季節ニ依リ外來人員ニ差異アルモノハ其ノ最大季節ニ於ケル人員)

七 便所ノ配置圖、平面圖、斷面圖及構造仕様書

八 淨化、消毒及用水補給ノ方法

九 汚水放流場所ノ周圍三百メートル以内ノ見取圖

十 工事竣工豫定期日

便所ハ竣工後知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第四條 便所ノ所有者又ハ占有者(管理者ヲ定メタルトキハ管理者以下之ニ同シ)ハ左ノ號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ十日以内ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

一 所有者又ハ占有者ニ變更アリタルトキ

二 前條第一項第三號乃至第六號ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキ

三 便所ヲ廢止シタルトキ

第五條 便所ニハ左ノ設備ヲ爲スヘシ

一 淨化及消毒裝置ヲ爲シ其ノ裝置ハ腐敗槽、酸化槽及消毒槽ニ區分シ酸化槽ハ撒水式又ハ點滴式濾過床ト爲水槽便所取締規則

水槽便所取締規則

スコト

- 二 排臭及送氣ノ設備ヲ爲スコト
- 三 使用人員一人ニ對シ一日二十五リットル以上ノ水ヲ灌注シ得ヘキ裝置ヲ爲スコト
- 四 排水管ノ勾配ハ百分ノ一ヲ以テ最少限度ト爲スコト

第六條

- 腐敗槽、酸化槽及消毒ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ
- 一 各槽ノ地盤及壁ハ厚サ二デシメートル以上ノ石材、煉瓦又ハコンクリートノ類ヲ以テ築造シ内部ハ厚サ二センチメートル以上ノ不透透質材料ヲ以テ塗布スルコト

- 二 腐敗槽ノ有效容積ハ水平面下ニ於テ千五百立方デシメートル以上ト爲シ使用人員三十人ヲ超ユルトキハ一人ニ對シ五十立方デシメートル以上ヲ増スコト但シ其ノ有效容積五千立方デシメートル以上ノモノニ在リテハ淨化支障ナシト認ムルモノニ限リ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

- 三 酸化槽内濾過床ハ厚サ一メートル以上其ノ有效容積ハ七百五十立方デシメートル以上ヲ増スコト

- 四 水ノ灌注及汚水流通ノ用ニ供スル導管ノ接合部ハ水ノ漏泄セサル裝置ヲ爲スコト

- 五 各槽ノ上壁ニハ容易ニ開閉シ得ヘキ直徑五デシメートル以上ノ孔ヲ設クルコト

- 六 消毒槽ニハ消毒藥ヲ以テ斷エス汚水ヲ消毒シ得ル裝置ヲ爲スコト

第七條

便所ノ所有者又ハ占有者ハ便所使用人員一人毎一日二十五リットル以上ノ水ヲ便器ニ灌注スヘシ

第八條

便所ノ所有者又ハ占有者ハ左ノ各號ノ標準ニ適合シ且消毒シタル汚水ニ非サレハ之ヲ放流スルコトヲ得

ス

- 一 微ニ濁濁スルモ殆ト臭氣ヲ放タサルコト

- 二 硝酸反應著明ナルコト

- 三 亞硝酸ノ含量ハ一リットル中七ミリグラム以上ナルコト

- 四 メチレンブラウ脱色試驗ニ於テ褐色スルコトアルモ五時間以内ニ脱色セサルコト

- 五 四時間以内ニ於ケル酸素吸收量ハ一リットルニ付十五ミリグラム以下ナルコト

- 六 蛋白性アンモニアノ含量ハ一リットル中二、五ミリグラム以下ナルコト

- 七 浮遊物ノ量ハ一リットル中三十ミリグラム以下ナルコト

- 八 清淨裝置ニ於テ淨化サレタル汚水ハ未淨化汚水ニ對シ酸化度及蛋白性アンモニア含量ニ於テ六〇%以上ノ

減退率ヲ示スコト

第九條

知事ハ必要ニ應シ官吏吏員ヲシテ便所及其ノ汚水ノ検査ヲ行ハシム

前項検査ノ結果前條ノ規定ニ適合セス又ハ衛生上有害ナリト認ムルトキハ其ノ所有者又ハ占有者ニ對シ便所ノ改築、修理、變更若ハ掃除ヲ命シ又汚水ノ放流ヲ禁止スルコトアルヘシ

第十條

前條第二項ノ規定ニ依リ放流ヲ禁止セラレタル汚水ハ便所ノ所有者又ハ占有者ニ於テ之ヲ汲取ルヘシ

第十一條

便所ノ所有者又ハ占有者ハ一年一回以上腐敗槽ヲ掃除シ沈澱物ヲ除去スヘシ

掃除ニ依リ除去シタル沈澱物ハ所轄警察署長ノ指示スル方法ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第十二條

第三條若ハ第八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九條第二項ノ規定ニ依ル處分ニ従ハサル者ハ五拾圓以

水槽便所取締規則

水槽便所取締規則

下ノ罰金ニ處ス

第四條、第七條、第十條若ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十三條 本則ノ罰則ハ便所ノ所有者又ハ占有者カ未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ之ヲ其ノ法定代理人ニ法人ナルトキハ之ヲ其ノ代表者ニ適用ス

附 則

第十四條 本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 本則施行ノ際現ニ存スル便所ノ所有者又ハ占有者ハ本則施行後三月以内ニ第三條ノ規定ニ準シ届出ツヘシ

前項便所ノ構造及設備ニシテ本則ノ規定ニ適合セルモノハ前項ノ届出ニ依リ其ノ設置及使用ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス其ノ構造又ハ設備ニシテ本則ノ規定ニ適合セサルモノハ本則施行後一年以内ニ之ヲ改造シ更ニ許可ヲ受ケヘシ

第十六條 本則ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ市街地建築物法施行規則第十二條第一項但書ノ規定ニ依ル汚物處理槽ノ設置ヲ承認シタルモノト看做ス

第十七條 本則ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ汚物掃除法施行規則第四條ノ二但書ノ規定ニ依ル汚物處理槽ノ設置ヲ許可シタルモノト看做ス

診療所取締規則

(昭和八年十月四日  
内務省令第三十號)

第一章 總 則

則

第一條 診療所ト稱スルハ公衆又ハ特定多人數ノ爲醫業ヲ爲ス場所ヲ謂ヒ病院ト稱スルハ診療所ニシテ患者十人以上ノ收容施設ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條 疾病ノ治療ヲ爲ス場所ニシテ診療所ニ非サルモノハ之ニ診療所、診察所、醫院其ノ他醫業ヲ爲ス場所ニ紛ハシキ名稱ヲ附スルコトヲ得ス

疾病ノ治療ヲ爲ス場所ニシテ病院ニ非サルモノハ之ニ病院又ハ病院分院ノ名稱ヲ附スルコトヲ得ス

第三條 診療所ニハ醫業ニ關シ廣告スルコトヲ得サル事項ヲ表示スル名稱ヲ附スルコトヲ得ス但シ診療所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ做フ)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 何人ト雖モ診療所ノ醫業ニ關スル廣告ニ其ノ診療所ニ於テ常時診療ニ從事セサル醫師、氏名ヲ表示スル場合ニ於テハ當該診療所ニ於ケル其ノ醫師ノ診療日ヲ併セ表示スヘシ

第五條 何人ト雖モ診療所ノ醫業ニ關スル廣告ニハ其ノ診療所ニ於テ診療ニ從事セサル醫師ノ氏名ヲ表示スルコトヲ得ス

第二章 診療所ノ開設、休止及廢止

診療所取締規則

診療所取締規則

三七二

第六條 醫師病院ニ非サル診療所ヲ開設シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ十日以内ニ診療所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

一名 稱

二 所在地

三 開設ノ年月日

四 病室アルトキハ其ノ建物ノ構造概要及平面圖(精神病室又ハ傳染病室アルトキハ之ヲ明示スルコト)並ニ各病室ノ患者收容定員

五 診療ニ従事スル醫師ノ氏名及其ノ診療日

六 藥劑師勤務スルトキハ其ノ氏名

前項第一號又ハ第四號乃至第六號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ事項ニ付前項ニ準シ届出ツヘシ病室アル建物ノ増築、改築又ハ大修繕ヲ爲シタルトキ亦同シ

第七條 現ニ診療所ヲ開設スル醫師更ニ他ノ診療所ヲ開設セントスルトキハ診療所ノ名稱所在地及管理方法ヲ具シ開設セントスル診療所所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

醫師同時ニ二以上ノ診療所ヲ開設セントスルトキ亦同シ

前項ノ診療所ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用ス

第八條 公共團體病院ニ非サル診療所ヲ開設シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ十日以内ニ診療所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

一名 稱

二 所在地

三 開設ノ年月日

四 開設ノ目的及維持方法

五 病室アルトキハ其ノ建物ノ構造概要及平面圖(精神病室又ハ傳染病室アルトキハ之ヲ明示スルコト)並ニ各病室ノ患者收容定員

六 管理者ノ氏名

七 診療ニ従事スル醫師ノ氏名及其ノ診療日

八 藥劑師勤務スルトキハ其ノ氏名

九 醫業報酬額

前項第一號又ハ第四號乃至第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ事項ニ付前項ニ準シ届出ツヘシ病室アル建物ノ増築、改築又ハ大修繕ヲ爲シタルトキ亦同シ

第九條 醫師ニ非サル者(公共團體ヲ除ク)病院ニ非サル診療所開設ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ診療所所在地ノ地方長官ニ申請スヘシ

一名 稱

二 所在地

三 開設ノ目的及維持方法

診療所取締規則

三七三

診療所取締規則

三七四

四 醫業報酬額

五 開設者法人ナルトキハ定款又ハ寄附行爲

前項ノ診療所ノ開設者ハ開設後十日以内ニ前條第一項第三號及第五號乃至第八號ノ事項ヲ診療所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第一項第三號又ハ第四號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付診療所所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第一項第一號、第五號又ハ第二項ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ事項ニ付第二項ニ準シ届出ツヘシ病室アル建物ノ増築、改築又ハ大修繕ヲ爲シタルトキ亦同シ

第十條 醫師又ハ公共團體病院ヲ開設セントスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ病院所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ第四號若ハ第六號乃至第九號ノ事項ヲ變更セントスルトキ又ハ建物ノ増築、改築若ハ大修繕ヲ爲サントスルトキ亦同シ

一名 稱

二 所在地

三 開設者公共團體ナルトキハ開設ノ目的及維持方法

四 敷地ノ面積及平面圖

五 敷地周圍ノ見取圖

六 建物ノ構造概要及平面圖(各室ノ用途ヲ示シ精神病室又ハ傳染病室アルトキハ之ヲ明示スルコト)

七 各病室ノ患者收容定員

八 火災其ノ他ノ災害ニ對スル施設

九 汚物處理及消毒ニ關スル施設

十 竣工ノ豫定期日

十一 開設者公共團體ナルトキハ醫業報酬額

前項ノ病院ノ開設者ハ開設後十日以内ニ第八條第一項第三號、第七號、第八號ノ事項及開設者公共團體ナルトキハ管理者ノ氏名ヲ病院所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第一項第一號、第三號、第十號、第十一號又ハ前項ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ事項ニ付前項ニ準シ届出ヘシ

第十一條 醫師ニ非サル者(公共團體ヲ除ク)病院開設ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ病院所在地ノ地方長官ニ申請スヘシ

一名 稱

二 所在地

三 開設、目的及維持方法

四 敷地ノ面積及平面圖

五 敷地周圍ノ見取圖

六 建物ノ構造概要及平面圖(各室ノ用途ヲ示シ精神病室又ハ傳染病室アルトキハ之ヲ明示スルコト)

診療所取締規則

三七五

診療所取締規則

三七六

- 七 各病室ノ患者收容定員
  - 八 火災其ノ他ノ災害ニ對スル施設
  - 九 汚物處理及消毒ニ關スル施設
  - 十 竣工ノ豫定期日
  - 十一 醫業報酬額
  - 十二 開設者法人ナルトキハ定款又ハ寄附行爲
- 前項ノ病院ノ開設者ハ開設後十日以内ニ第八條第一項第三號及第六號乃至第八號ノ事項ヲ病院所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ
- 第一項第三號、第四號、第六號乃至第九號又ハ第十一號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付病院所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ建物ノ増築、改築又ハ大修繕ヲ爲サントスルトキ亦同シ
- 第一項第一號、第十號、第十二號又ハ第二項ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ事項ニ付第二項ニ準シ届出ツヘシ
- 第十二條 診療所ノ開設者ハ其ノ診療所ニ於テ診察ニ従事スル醫師ノ氏名ヲ開設後遲滞ナク其ノ診療所所在地ノ區域トスル郡市區醫師會ニ通知スヘシ之ニ異動アリタルトキ亦同シ
- 第十三條 診療所ノ開設者診察所ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキハ十日以内ニ診療所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ休止シタル診療所ヲ再開シタルトキ亦同シ
- 第十四條 診療所ノ開設者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ハ前條ニ準シ届出ツヘシ

第三章 診療所ノ管理

- 第十五條 診療所ノ開設者醫師ナルトキハ自ら其ノ診療所ヲ管理スヘシ但シ診療所所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ他ノ醫師ヲシテ其ノ診療所ヲ管理セシムルコトヲ得診療所ノ開設者醫師ニ非サルトキハ醫師ヲシテ其診療所ヲ管理セシムヘシ
- 第一項但書又ハ前項ノ規定ニ依リ診療所ヲ管理スル醫師ハ其ノ診療所所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外他ノ診療所ヲ管理セサル者タルコトヲ要ス
- 第十六條 診療所ノ管理者ハ其ノ診療所ノ構造設備ニ付本令又ハ藥劑師法施行規則第十條、第十一條、及第十三條ノ規定ニ違反セス並ニ危害ノ發生セサルヤウ必要ナル注意ヲ爲スヘシ
- 診療所ノ管理者ハ其ノ診療所ニ存スル藥品ニ付藥品營業並取扱規則第二十六條乃至第二十九條ノ規定ニ違反セサルヤウ必要ナル注意ヲ爲スヘシ
- 診療所ノ開設者前二項ノ事項ニ關シ管理者ヨリ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ
- 第十七條 病院ノ管理者ハ病院ニ醫師ヲ宿直セシムヘシ但シ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十八條 病院又ハ病院ニ非スト雖モ診療ニ従事スル醫師三人以上ノ常時勤務スル診療所ニ在リテハ開設者ハ之ニ專屬ノ藥劑師ヲ置クヘシ、但シ診療所所在地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十九條 診療所ノ藥劑師藥劑ノ調製ニ當リ醫師ノ處方ニ疑ハシキ廉アルトキハ其ノ醫師ニ質シタル後之ヲ調製

診療所取締規則

三七七

スヘシ

第二十條 患者ノ收容ニ付テハ左ノ規定ヲ遵守スヘシ但シ第一號乃至第四號ニ付テハ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 病室ニハ定員ヲ超エテ患者ヲ收容セサルコト
- 二 病室ニ非サル場所ニ患者ヲ收容セサルコト
- 三 同室ニ收容スルコトニ因リ病毒傳播ノ危険アル患者ヲ他ノ種ノ患者ト同室ニ收容セサルコト
- 四 精神病患者又ハ傳染病患者ヲ精神病室又ハ傳染病室ニ非サル病室ニ收容セサルコト
- 五 病毒傳播ノ危険アル患者ヲ收容シタル室ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ニ他ノ患者ヲ收容セサルコト

#### 第四章 診療所ノ構造設備

##### 第二十一條

診療所ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 診療ニ使用スル電氣、光線、熱又ハ放射線ノ設備ニ付テハ危険防止上適當ナル方法ヲ講スルコト
- 二 病室ハ地階又ハ木造建物ノ第三階以上ニ之ヲ設ケサルコト
- 三 第三階以上ノ階ニシテ病室ヲ有スルモノニ在リテハ二以上ノ避難階段ヲ設ケサルコト
- 四 病室ノ床高ハ〇、四五米以上トスルコト但シ床又ハ床下ニ漆食叩、「コンクリート」叩其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 五 病室ノ床木造ナルトキハ其ノ床下ニハ適當ナル換氣方法ヲ講スルコト

六 病室ノ天井高ハ二、一二米以上トスルコト

七 病室ノ面積ハ患者一人ヲ收容スルモノニ在リテハ六、七五平方米以上、患者二人以上ヲ收容スルモノニ在リテハ患者一人ニ付四、一六平方米以上トスルコト

八 病室ニ於テハ直接外氣ニ面シ室面積ノ八分ノ一以上ニ相當スル面積ヲ開放シ得ヘカラシムルコト但シ之ニ代ルヘキ適當ナル換氣装置アルトキハ此ノ限ニ在ラス

九 精神病室又ハ傳染病室ハ一般病室ト遮斷スルコト

十 精神病室ニ於テハ監護上適當ナル施設ヲ爲スコト

十一 傳染病室アル診療所ニ於テハ消毒所ヲ設ケ又ハ適當ナル消毒施設ヲ爲スコト

第二十二條 病院ノ構造設備ハ前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ規定ニ依ルヘシ

一 病室ニ通スル廊下ノ幅ハ内法一、二米以上トスルコト但シ中廊下アルトキハ其ノ幅ハ内法一、六米以上トスルコト

二 第二階ニ病室アルトキハ階段二以上ヲ設ケサルコト

三 患者ノ使用スル階段ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルコト但シ避難階段ハ此ノ限ニ在ラス

イ 階段及踊場ノ幅ハ内法一、二米以上トスルコト

ロ 蹴上ハ〇、二米以下、踏面ハ〇、二四米以上トスルコト

ハ 高四米ヲ超ユルモノニ在リテハ高四米以内毎ニ踊場ヲ設ケサルコト

ニ 螺旋狀ト爲ササルコト

診療所取締規則

診療所取締規則

三八〇

- 四 消毒所、汚物處理場又ハ汚物溜ハ病室ヨリ適當ナル間隔ヲ保ツコト
- 五 汚物處理場又ハ汚物溜ハ耐水材料ヲ以テ構造シ防水裝置ヲ施シ且臭氣又ハ汚物ノ散逸ヲ防ク爲適當ナル裝置ヲ爲スコト

第二十三條 特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ本章ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五章 診療所ノ監督

第二十四條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ診療所ノ構造設備ヲ検査セムシルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ當該官吏ヲシテ其ノ證票ヲ携帯セシムヘシ

第二十五條 病院ノ病室ハ所在地ノ地方長官ノ検査ヲ受ケ許可ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス病院ニ非サル診療所ノ傳染病室ニ付亦同シ

第二十六條 地方長官ハ診療所ノ構造設備本令ニ違反シ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ制限シ若ハ停止シ又修繕若ハ改築ヲ命スルコトヲ得

第二十七條 地方長官ハ診療所ノ管理者犯罪若ハ醫事ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキ又ハ管理ヲ爲スコト能ハスト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十八條 地方長官ハ診療所ノ開設者本令若ハ本令ニ基ク處分ニ違反シ又ハ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ診療所ニ依リ診療ヲ停止シ又ハ其ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得

第六章 罰則

則

第二十九條 醫師ニ在ラサル者許可ヲ受ケスシテ診療所ヲ開設シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第二條乃至第五條、第七條第一項、第九條第三項、第十條第一項、第十一條第三項若ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者、第十五條第一項但書若ハ第二項ノ規定ニ依リ管理者ニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ他ノ診療所ヲ管理シタル者又ハ第二十六條乃至第二十八條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 第六條、第九條第二項、第四項、第十條第二項、第三項、第十一條第二項、第四項、第十二條乃至第十四條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十五條若ハ第三十六條第二項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者ハ科料ニ處ス

第三十二條 未成年者又ハ禁治産者タル診療所ノ開設者カ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 法人タル診療所ノ開設者カ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

第三十四條 本令ハ昭和八年法律第四十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

診療所取締規則

三八一

診療所取締規則

三八二

第三十五條 公衆又ハ特定多數人ノ爲往診ノミニ依リ診療ニ従事スル醫師ニ付テハ其ノ住所ヲ以テ診療所ト看做シ第三條乃至第七條第十二條乃至第十四條及第三十六條第二項並ニ其ノ罰則ノ規定ヲ適用ス

第三十六條 本令施行ノ際現ニ存スル診療所ニシテ其ノ開設ニ付地方長官ノ許可ヲ要スルモノハ本令施行ノ際其ノ許可アリタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ存スル診療所ノ開設者ハ本令施行後三月以内ニ第六條乃至第十一條ノ規定ニ準シ届出ツヘシ本令施行ノ際現ニ存スル診療所ニ付テハ第十七條及第十八條ノ規定ハ本令施行後三月以内之ヲ適用セス

第三十七條 本令施行ノ際現ニ存スル診療所ノ昭和八年九月一日以前ヨリ附スル名稱ニ付テハ第二條第二項及第三條ノ規定ハ昭和十五年十二月三十一日迄之ヲ適用セス

診療所取締規則施行細則

昭和八年十二月二十八日  
和歌山縣令第八七號

第一章 總 則

第一條 診療所取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)及本令ニ依ル願届書ハ診療所所在地所轄警察署ヲ經由スヘシ

第二條 規則又ハ本令ニ依ル願届書ニシテ醫師又ハ藥劑師ノ氏名ヲ具スル場合ハ其ノ免許證寫ヲ添付スヘシ

第三條 規則第三條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ  
一 住所、氏名及生年月日(公共團體ニ在リテハ其ノ名稱、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及生年月日)

二 診療所所在地

三 診療所ノ名稱及専門科名

四 許可ヲ受ケントスル名稱及其ノ事由

第二章 診療所ノ開設、休止及廢止

第四條 規則第六條第一項、同第七條第二項ノ開設届書ニハ規則第六條規定事項ノ外左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ

一 本籍、住所、氏名及生年月日

二 専門科名

診療所取締規則施行細則

三八三

診療所取締規則施行細則

三八四

三 電氣、光線、熱又は放射線ヲ診療ニ使用スルモノニ在リテハ其ノ名稱、個數及危險防止ノ方法  
四 傳染病室ヲ有スルモノニ在リテハ一般病室トノ遮斷方法

第五條 規則第七條第一項前項ノ許可申請書ニハ左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 現ニ開設スル診療所及新ニ開設セントスル診療所ノ名稱、所在地
- 三 現ニ開設スル診療所及新ニ開設セントスル診療所ノ管理方法
- 四 現ニ開設スル診療所及新ニ開設セントスル診療所ノ専門科名
- 五 新ニ診療所ヲ開設セントスル理由

規則第七條第一項後段ノ許可申請書ニハ本籍、住所、氏名、生年月日並各診療所ノ名稱、所在地、専門科名  
管理方法及開設セントスル理由ヲ具スヘシ

第六條 規則第八條第一項ノ開設届書ニハ同條規定事項ノ外左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 公共團體ノ名稱
- 二 第四條第二號乃至第四號ノ事項
- 三 維持費豫算書

第七條 規則第九條第一項ノ許可申請書ニハ同條及市街地建築物法適用區域ニ在リテハ同法令規定事項ノ外左ノ  
各號ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 第四條第一號(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及生年月日)乃至第四號ノ事項

- 二 維持費豫算書
- 三 竣工ノ豫定期日

第八條 規則第十條第一項ノ許可申請書ニハ同條及市街地建築物法適用區域ニ在リテハ同法令規定事項ノ外左ノ  
各號ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 第四條第一號(公共團體ニ在リテハ其ノ名稱)乃至第四號ノ事項
- 二 院則(院則中ニハ入院料、宿直方法及非常事變ノ場合ニ於ケル患者ノ處置ヲ記載スヘシ)
- 三 公共團體ニ在リテハ維持費豫算書

第九條 規則第十一條第一項ノ許可申請書ニハ同條及市街地建築物法適用區域ニ在リテハ同法令規定事項ノ外左  
ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 第四條第一號(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及生年月日)乃至第四號ノ事項
- 二 院則(院則中ニハ入院料、宿直方法及非常事變ノ場合ニ於ケル患者ノ處置ヲ記載スヘシ)
- 三 維持費豫算書

第十條 前條及第七條ノ許可申請者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ許可セサルコトアルヘシ

- 一 六年以上懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 六年未満ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニシテ改悛ノ情ナシト認ム  
ル者
- 三 未成年者、禁治産者、準禁治産者、精神病患者、聾者、啞者及盲者

診療所取締規則施行細則

三八五

診療所取締規則施行細則

三八六

- 四 射利本位ト認ムルモノ
  - 五 開設ノ目的若ハ維持方法不適當ト認ムルモノ
  - 六 其ノ他不適當ト認ムル者
- 第十一條 規則第十三條、同第十四條ノ届書ニハ各其ノ事實ノ發生シタル年月日ヲ記載スヘシ
- 第十二條 開設者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 一 本籍、住所、氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名)ヲ變更シタルトキ
  - 二 専門科名ヲ變更シタルトキ
  - 三 院則ヲ變更シタルトキ
  - 四 維持費豫算ヲ變更シタルトキ
  - 五 法人解散シタルトキ
- 前項第五號ノ場合ハ清算人ヨリ之ヲ届出ツヘシ

第三章 診療所ノ管理

- 第十三條 規則第十五條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ
- 一 住所、氏名及生年月日
  - 二 診療所ノ名稱、所在地
  - 三 専門科名

四 管理シ能ハサル事由

- 五 理セシメントスル醫師ノ本籍、住所、氏名及生年月日
- 前項ノ許可ヲ受ケタル後開設者自ラ管理スルニ至リタルトキ又ハ管理者ヲ變更トシタルトキハ其ノ管理者ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ具シ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十四條 醫師自ラ開設スル診療所ヲ除クノ外二以上ノ診療所ヲ管理セントスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 住所、氏名及生年月日
- 二 現ニ管理スル診療所開設者ノ住所、氏名並其ノ名稱、所在地、専門科名及管理方法
- 三 管理セントスル診療所開設者ノ住所、氏名並其ノ名稱、所在地、専門科名及管理方法
- 四 二以上ノ診療所ヲ管理セントスル事由

第十五條 規則第十七條但書、同第十八條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 住所、氏名及生年月日(公共團體ニ在リテハ其ノ名稱、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及生年月日)
- 二 病院又ハ診療所ノ名稱及所在地
- 三 専門科名
- 四 患者收容定員
- 五 事由

診療所取締規則施行細則

三八七

診療所取締規則施行細則

三八八

六 期 間

第十六條 市町村ノ開設スル傳染病室ニ非サレハ「コレラ」「ペスト」「痘瘡又ハ發疹」「チフス」ノ患者ヲ收容スルコトヲ得ス

第十七條 管理者ハ傳染病室ニ關シ左ノ各號ノ事項ヲ遵守シ從業者ヲシテ遵守セシムヘシ

- 一 病室ニ勤務スル看護婦ハ之ヲ專屬トスルコト
- 二 病室ニハ醫師、看護人ノ外濫リニ出入セシメサルコト
- 三 病室ニ入ル者ニハ消毒シタル豫防衣ヲ着用セシメ退出ノ際ハ必要ナル消毒ヲ爲サシムルコト
- 四 病室ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件、汚水、尿尿其ノ他ノ排泄物ハ消毒シタル後ニ非サレハ搬出セサルコト
- 五 患者ニ接觸シ又ハ病室ニ汚染ノ疑アル物件ヲ取扱ヒタル者ハ消毒シタル後ニ非サレハ他ニ交通セシメサルコト
- 六 病室内ニ於テハ患者ノ外飲食セシメサルコト
- 七 防蠅及捕蠅ノ設備ヲ爲スコト
- 八 前各號ノ外當該官吏ノ指示シタル事項

第四章 診療所ノ構造設備

第十八條 傳染病室及其ノ附屬施設ノ構造設備ハ規則第二十一條同第二十二條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況又ハ建物ノ構造ニ依リ之ヲ斟酌スルコトアルヘシ

- 一 消毒所、浴室、便所、炊事場、洗濯場ノ地盤ハ不透過質ノ材料ヲ以テ築造シ用途ニ應シ適當ナル勾配ヲ附スルコト
- 二 病室及前號建物ノ内側壁ハ消毒又ハ洗滌ニ便ナル材料ヲ以テ築造スルコト
- 三 浴室及便所ハ傳染病患者用ト其ノ他ノ者トニ區別スルコト
- 四 汚水溜、排水溝ハ不透過質ノ材料ヲ以テ築造スルコト

第五章 診療所ノ監督

第十九條 診療所又ハ病院ノ開設許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 第十條各號ノ一ニ該當スル事實發生シタルトキ
  - 二 正當ノ理由ナクシテ竣工日ヲ遅延シ又ハ竣工後六月以内ニ開始セサルトキ
  - 三 規則第九條第一項ノ許可アリタル後正當ノ理由ナクシテ六月ヲ經過スルモ開始セサルトキ
  - 四 六月以上行衛不明トナリタルトキ
- 前項第四號ノ取消處分ハ之ヲ告示ス

第二十條 規則第十七條、同第十八條各但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 患者ノ病種又ハ専門科名ニ變更アリタルトキ
- 診療所取締規則施行細則

三八九